

【参考 1】

対象業種を営むすそ切り以下事業者からの排出量

PRTRの対象業種を営む事業者のうち、PRTRの届出要件(従業員規模等)を満たさない事業者(以下、「すそ切り以下事業者」という。)に係る届出外排出量(以下、「すそ切り以下排出量」という。)については、排出源ごとに推計された「総排出量」に基づき、以下の計算式によって推計される。

$$\begin{aligned} \text{すそ切り以下排出量(kg/年)} \\ = \text{総排出量(kg/年)} \times \text{すそ切り以下の割合(\%)} \end{aligned}$$

この計算式にある「総排出量」とは、塗料や接着剤といった排出源に係る対象業種からのすべての事業者(届出事業者とすそ切り以下事業者)による排出量のことである。この推計対象となる総排出量等のイメージを図 1 に示す。

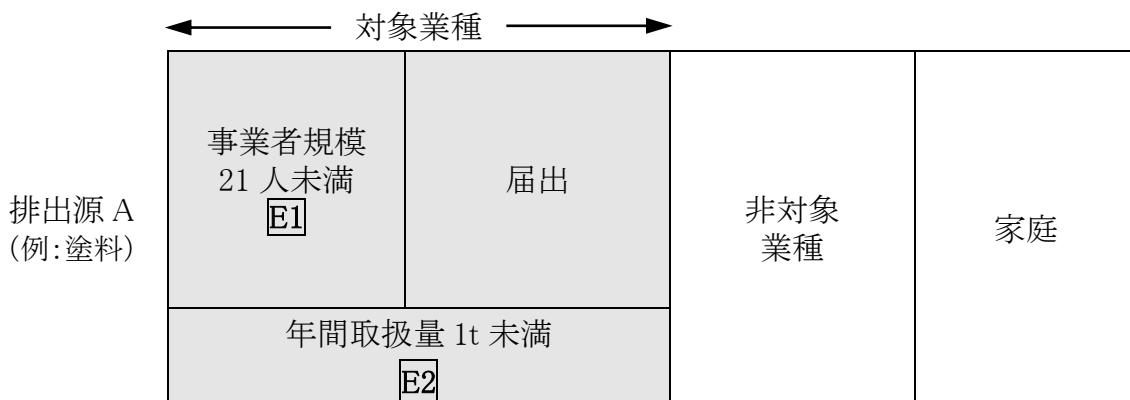


図 1 推計対象となる「総排出量」等のイメージ

すそ切り以下排出量を推計するための主なパラメータとその定義は表 1 に示すとおりである。パラメータのうち、「すそ切り以下の割合」については、「21 人未満の割合」と「1トン未満の割合」に分けられ、それぞれ独立した値として設定される。

表1 すそ切り以下排出量を推計するための主なパラメータとその定義

パラメータ	設定する区分			定義
	排出源別	業種別	物質別	
総排出量	○	○	○	「塗料」等の排出源ごとの全国における排出量のうち、対象業種全体の(届出事業者とすそ切り以下事業者の両方を含む)排出量(kg/年)
すそ切り以下の割合 (①21人未満の割合)		○		業種別の総排出量のうち、事業者規模21人未満の事業者による排出量の割合(%)
すそ切り以下の割合 (②1トン未満の割合)		○	○	業種別・物質別の総排出量のうち、年間取扱量1トン ※未満の物質に係る排出量の割合(%) ※特定第一種指定化学物質は0.5トン(以下同様)

この「すそ切り以下排出量」の推計方法は、まず全国での総排出量について「I 排出源別の総排出量の推計」にて示し、次に「II すそ切り以下の排出量の推計」としてすそ切り以下排出量の推計方法を示す。

総排出量とすそ切り以下排出量の関係のイメージを図2に示す。

物質番号	対象化学物質名	排出源別の総排出量(t/年)			
		1	2	…	合計
		塗料	接着剤	…	
186	塩化メチレン		2,500		14,300
300	トルエン	18,000	20,000		55,000
392	n-ヘキサン		2,700		8,000
	…				
	合 計	79,000	26,000		150,000

すそ切り以下の割合を乗じる
(表1の定義参照)

物質番号	対象化学物質名	排出源別のすそ切り以下排出量(t/年)			
		1	2	…	合計
		塗料	接着剤	…	
186	塩化メチレン		370		2,000
300	トルエン	4,400	2,600		9,400
392	n-ヘキサン		450		2,200
	…				
	合 計	15,000	3,500		26,000

図2 「総排出量」と「すそ切り以下排出量」の関係(排出源別のイメージ)

全国の総排出量は、排出量推計に利用可能なデータの種類に応じて「全国出荷量等に基づくベース物質の総排出量の推計」、「アンケート調査に基づく追加物質の総排出量の推計」、「アンケート調査に基づく追加排出源の総排出量の推計」の三つに分けて推計方法を示すこととする。

「全国出荷量等に基づくベース物質の総排出量の推計」の結果を出発点にアンケート調査の結果を利用することで、物質、排出源のそれぞれについて推計対象範囲を追加する(図3)。

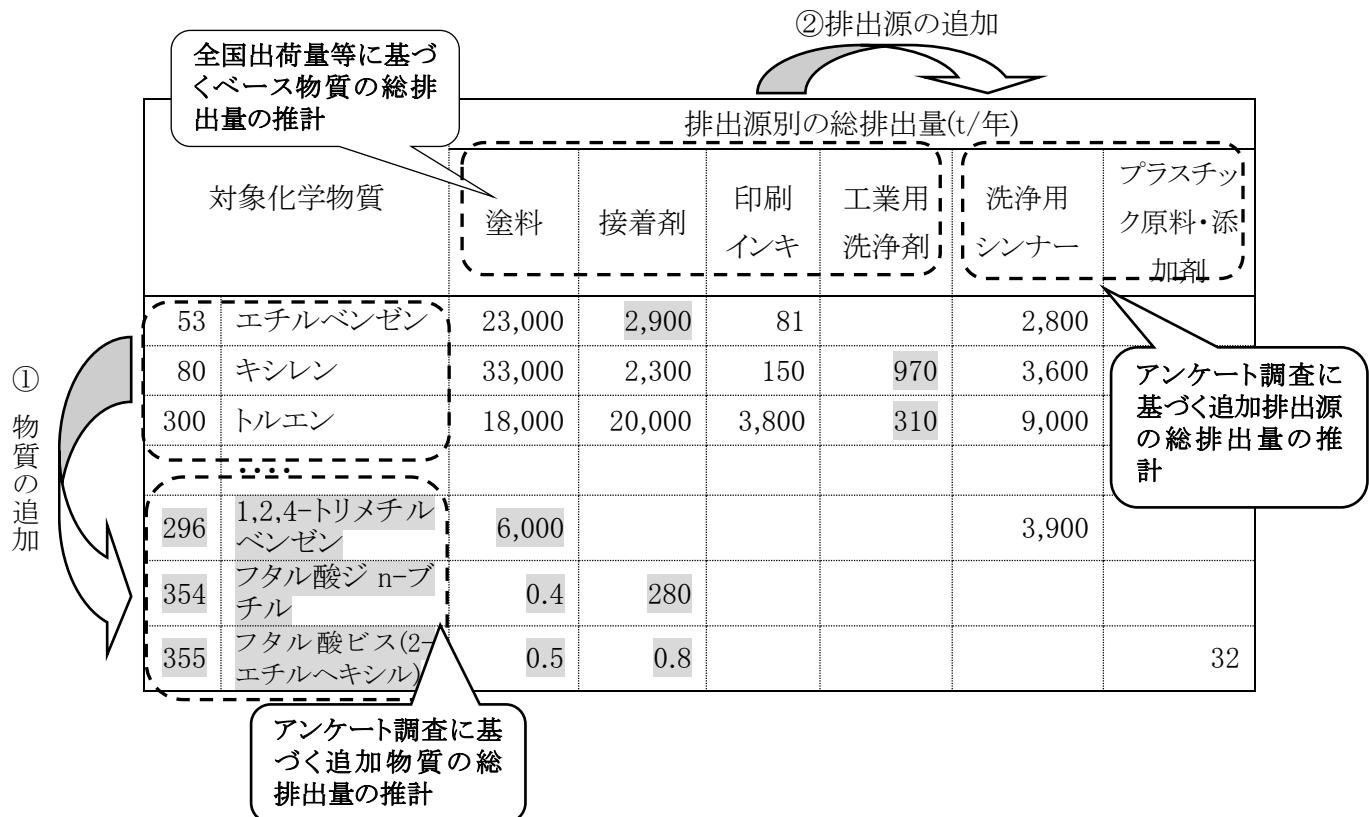
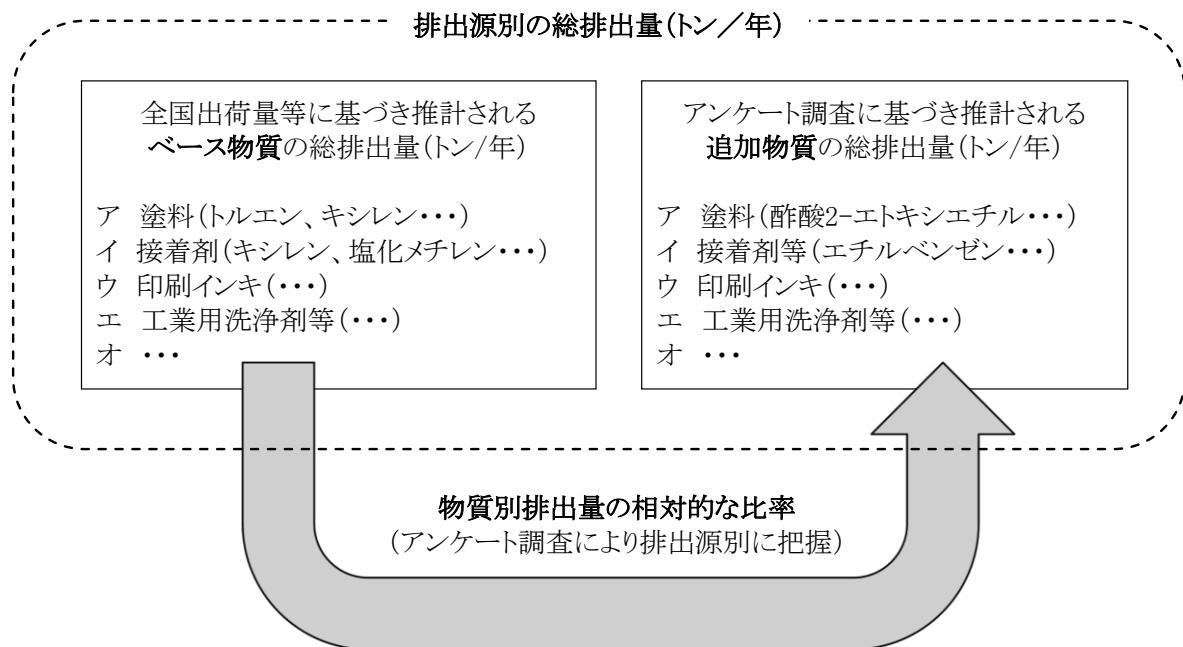


図3 「総排出量」の3つの推計方法のイメージ

<物質の追加:アンケート調査に基づく追加物質の総排出量の推計>

「追加物質」の総排出量は、「ベース物質」の総排出量の推計結果と、アンケート調査で得られる物質別排出量の相対的な比率を組み合わせることで推計する。



注1:図中に示す「ベース物質」等の意味は以降の段落にて示す。

注2:図中の「物質別排出量の相対的な比率」は排出源別に設定される。

図 4 「アンケート調査に基づく追加物質の総排出量」の推計のイメージ

なお、「ベース物質」及び「追加物質」は排出源ごとに個別に設定されるものであるため、例えばトルエンは「塗料」の推計ではベース物質に該当しているが、「工業用洗浄剤等」の推計では追加物質として取り扱われる(表 2)。

表 2 排出源と推計対象物質(ベース物質／追加物質)との対応関係
(一部抜粋)

物質番号	対象化学物質名	推計対象物質の区分 (●:ベース物質／○:追加物質)					
		1	2	4	5	7	
		塗料	接着剤	印刷インキ	工業用洗浄剤等	ゴム溶剤等	…
186	塩化メチレン		●		●		
296	1,2,4-トリメチルベンゼン	○		○	○		
300	トルエン	●	●	●	○	●	
354	フタル酸ジn-ブチル	○	○				
392	n-ヘキサン	○	●	●	○		
411	ホルムアルデヒド	○	○				
	…						

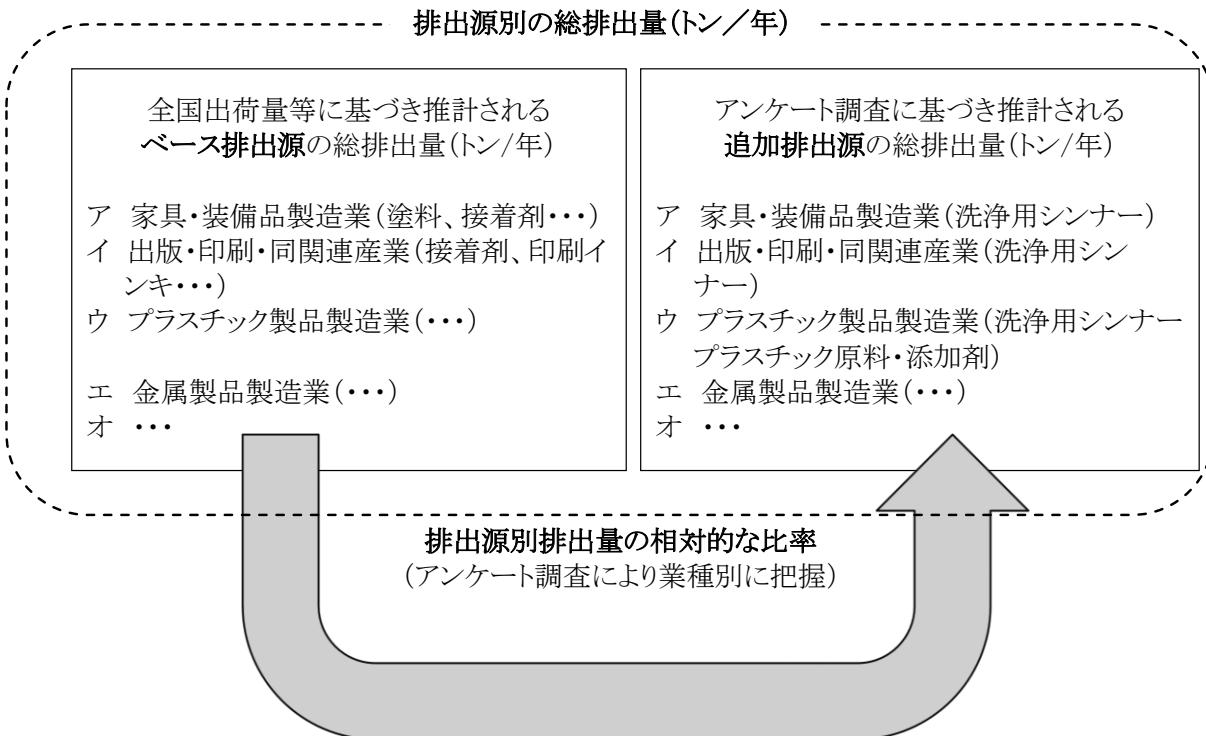
注:「推計対象物質の区分」の欄に示す記号の意味は次のとおり。

●:全国出荷量等に基づき推計される「ベース物質」

○:アンケート調査に基づき推計される「追加物質」

<排出源の追加:アンケート調査に基づく追加排出源の総排出量の推計>

「追加排出源」の総排出量は、「ベース排出源」の総排出量の推計結果と、アンケート調査で得られる排出源別排出量の相対的な比率を組み合わせることで推計する。



注1:図中に示す「ベース排出源」等の意味は以降の段落にて示す。

注2:図中の「排出源別排出量の相対的な比率」は業種別に設定される。

図 5 「アンケート調査に基づく追加排出源の総排出量」の推計のイメージ

I 排出源別の総排出量の推計

1. 全国出荷量等に基づくベース物質の総排出量の推計

(1) 推計対象とする排出源

平成 27 年度のすそ切り以下事業者からの排出量の推計においては、全国出荷量等が得られる塗料、接着剤等の 14 種類の排出源を推計対象とする(以下、「ベース排出源」という。)(表 3)。

これらの排出源においては、対象化学物質を含む薬剤の使用段階(塗料の場合なら塗装段階)等において使用量の一定割合が環境中へ排出される。

表 3 推計対象とする排出源とその概要

排出源		概要
1	塗料	工業製品の塗装で使われる塗料に含まれる溶剤と、その使用段階で加える希釈溶剤(シンナー)
2	接着剤	工業製品の接着に使われる接着剤に含まれる溶剤
3	粘着剤等	粘着テープ等の製造(剥離紙の製造も含む)に使われる溶剤
4	印刷インキ	工業製品の印刷に使われる印刷インキに含まれる溶剤と、その使用段階で加える希釈溶剤(シンナー)
5	工業用洗浄剤等	洗浄槽で使われる工業用洗浄剤や、ドライクリーニングで使われるクリーニング溶剤、洗浄剤を中心とする界面活性剤
6	燃料 (蒸発ガス)	ガソリンスタンドにおける燃料(ガソリン、灯油等)の蒸発ガスの漏れによる受入口スと給油ロス
7	ゴム溶剤等	ゴム製品の製造段階でゴムの貼り合わせに使われる溶剤等
8	化学品原料等	化学工業における製造品原料や反応溶剤等として使用するもの、及びその製造品そのもの
9	剥離剤 (リムーバー)	塗り替え等のために塗膜等の樹脂を溶解して剥離(はくり)するために使われる薬剤
10	滅菌・殺菌・消毒剤	対象物から微生物を除去するために使われる薬剤
11	表面処理剤	金属等の表面を酸洗浄するために使われる薬剤
12	試薬	成分分析等に使われる薬剤
13	繊維用薬剤	繊維製品の着色に使われる染料・助剤、帯電防止剤等の繊維処理剤
14	プラスチック発泡剤	ポリウレタンフォームの製造時に発泡剤として使用される薬剤

(2) 推計を行う対象化学物質

表 3 の排出源に関係し、環境中へ排出される可能性のある 53 種類の対象化学物質(以下、「ベース物質」という。)について推計を行う。排出源別のベース物質の例を表 4 に示す。

表4 全国出荷量等に基づく総排出量の推計対象物質(ベース物質)の例

物質番号	対象化学物質名	排出源ごとの推計対象物質(ベース物質)					
		1 塗料	2 接着剤	3 粘着剤等	4 印刷インキ	5 工業用洗浄剤等	…
80	キシレン	●	●	●	●		
186	塩化メチレン		●			●	
300	トルエン	●	●	●	●		
392	n-ヘキサン		●	●	●		
	…						

(3) 推計方法

全国出荷量等に基づく総排出量の推計(以下、「ベース推計」という。)は、それぞれの排出源に関する業界団体等からの提供データを活用することを基本とする。利用可能なデータの種類は排出源ごとに異なるが、それに関係する主なデータ種類を表5に示す。

表5 総排出量の推計に利用可能な主なデータ種類(その1)

排出源	関係する業界団体等	主なデータ種類
1 塗料	一般社団法人日本塗料工業会	・塗料品種別・業種別の全国販売量(t/年) ・塗料品種別・業種別の標準組成 (%) ・塗料品種別・業種別のシンナー希釀率(%)
2 接着剤	・日本接着剤工業会 ・クロロカーボン衛生協会 ・日本ポリエチレンラミネート製品工業会	各需要分野に係る対象化学物質の使用量・排出量(t/年)
3 粘着剤等	・日本粘着テープ工業会 ・日本ポリエチレンラミネート製品工業会 ・日本製紙連合会 日本粘着テープ工業会	各需要分野に係る対象化学物質の使用量・排出量(t/年) ・粘着テープに係る製品種類別出荷量(m ² /年)
4 印刷インキ	印刷インキ工業会 一般社団法人日本印刷産業連合会	印刷インキ及び希釀溶剤による溶剤種類別の全国使用量(t/年) 印刷種類別の全国VOC使用量及び排出量(t/年)
5 工業用洗浄剤等	クロロカーボン衛生協会 日本界面活性剤工業会	塩素系炭化水素類の全国販売量と用途別の推計消費量(t/年) 界面活性剤種類別・需要分野別の全国販売量(t/年)

表 5 総排出量の推計に利用可能な主なデータ種類(その2)

排出源	関係する業界団体等	主なデータ種類
6 燃料 (蒸発ガス)	石油連盟	・ガソリンスタンドにおける燃料種類別・対象化学物質別の排出係数(kg/kl) ・燃料種別・都道府県別販売数量(kl/年) ・燃料種別・取扱方法別の蒸気回収効率(%)
7 ゴム溶剤等	一般社団法人日本ゴム工業会	ゴム製品の製造段階でのゴム製品種類別・対象化学物質別の総排出量(t/年)
8 化学品原料等	一般社団法人日本化学工業協会	化学物質の製造段階での対象化学物質別の排出量(t/年)
9 剥離剤 (リムーバー)	クロロカーボン衛生協会	剥離剤としての全国出荷量(t/年)
10 滅菌・殺菌・消毒剤	一般社団法人日本産業・医療ガス協会	滅菌ガスの全国出荷量(t/年)
11 表面処理剤	日本無機薬品協会	表面処理剤としての全国出荷量(t/年)
12 試薬	クロロカーボン衛生協会	試薬としての国内需要量(t/年)
13 繊維用薬剤	一般社団法人日本染色協会	染色整理業における全国排出量(t/年)
14 プラスチック発泡剤	クロロカーボン衛生協会	プラスチック発泡剤としての国内需要量(t/年)

以上のようなデータを使い、全国出荷量等に基づく総排出量は、主として以下の計算式によつて推計される。

$$\begin{aligned} &\text{ベース物質の総排出量(kg/年)} \\ &= \text{製品としての全国出荷量等(t/年)} \times \text{ベース物質の平均含有率(\%)} \\ &\quad \times \text{ベース物質の平均排出率(\%)} \end{aligned}$$

※全国出荷量等は対象業種に係る数量のみ

2. アンケート調査に基づく追加物質の総排出量の推計

(1) 推計対象とする排出源

アンケート調査に基づく総排出量の推計のうち、前記 1.に示したベース推計(ベース物質)の推計結果に基づき物質を追加する推計方法を、以下、「追加物質推計」という(図 3 の①に該当)。追加物質推計の対象とする排出源は、ベース推計の対象である 14 種類の排出源のうち、アンケート調査(平成 22 年度、平成 24 年度及び平成 26 年度実績)によって十分な数のデータが得られた「塗料」等の 10 種類の排出源とする(表 6)。

表 6 ベース推計の排出源と追加物質推計による推計対象範囲

ベース推計の対象 である排出源	追加物質 推計の対象	アンケート調査(平成 22 年度、平成 24 年度及び平成 26 年度実績) ^注 での対応する用途等
1 塗料	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 塗料 ・ 希釀用溶剤 <p>※希釀用溶剤はパルプ・紙・紙加工品製造業、出版・印刷・同関連産業を除く。</p>
2 接着剤	○	接着剤
3 粘着剤等		粘着剤
4 印刷インキ	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 印刷インキ ・ 希釀用溶剤 <p>※希釀用溶剤はパルプ・紙・紙加工品製造業、出版・印刷・同関連産業に限る。</p>
5 工業用洗浄剤等	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工業用洗浄剤(主に洗浄槽で使用) ・ クリーニング薬剤(クリーニング溶剤・界面活性剤等)
6 燃料(蒸発ガス)		<p>※平成 24 年度排出量推計では「燃料(ガソリン・灯油・A 重油等)」の用途に対応させて追加推計を行ったが、アンケートデータを精査した結果、蒸発による排出ではない回答が多数含まれていることが明らかとなつたため、平成 25 年度排出量推計以降では追加推計の対象から除外した。</p>
7 ゴム溶剤等	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他の溶剤(ゴム溶剤等) ・ ゴム添加剤(加硫促進剤・可塑剤等) <p>※ゴム製品製造業のデータに限る。</p>
8 化学品原料等	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ PRTR 対象化学物質自体の製造 ・ 化学品の合成原料 ・ 反応溶剤・抽出溶剤 ・ 化学品の配合原料 ・ PRTR 対象化学物質を含む化学品の小分け ・ 反応による副生成物 ・ 触媒 ・ その他(化学工業等に特有の用途等) <p>※化学工業のデータに限る。</p>
9 剥離剤(リムーバー)	○	剥離剤
10 減菌・殺菌・消毒剤	○	減菌・殺菌・消毒・防腐・防かび剤
11 表面処理剤		-
12 試薬	○	試薬
13 繊維用薬剤	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 繊維処理剤 ・ 染色薬剤(染料・染色助剤等) <p>※いずれも繊維工業のデータに限る。</p>
14 プラスチック発泡剤		-

注:PRTR の対象化学物質の取扱状況に係るアンケート調査(「平成 23 年度すそ切り以下事業者排出量推計手法、オゾン層破壊物質及び低含有率物質の排出量推計手法に関する調査(H24.3)」等の一環として実施)

(2) 推計を行う対象化学物質

追加物質推計の対象となる化学物質(以下、「追加物質」という。)は、アンケート調査(平成 22 年度、平成 24 年度及び平成 26 年度実績)によって十分な数のデータが得られた「塗料」の 1,2,4-トリメチルベンゼン(物質番号:296)、「接着剤」のエチルベンゼン(物質番号:53)等の 84 物質(延べ 166 物質)とする(排出源ごとの内訳は表 7)。

また、排出源ごとのベース物質、追加物質の例を表 8 に示す。

表 7 追加物質推計等の対象となる排出源ごとの物質数

排出源	推計対象となる物質数		
	ベース推計	追加物質 推計	合計
1 塗料 (うち、希釀溶剤)	3 (3)	35 (9)	38 (12)
2 接着剤	4	10	14
4 印刷インキ	5	6	11
5 工業用洗浄剤等	11	12	23
7 ゴム溶剤等	2	7	9
8 化学品原料等	49	16	65
9 剥離剤(リムーバー)	1	3	4
10 滅菌・殺菌・消毒剤	1	3	4
12 試薬	2	64	66
13 繊維用薬剤	5	10	15
合 計(延べ物質数)	83	166	249

注1:追加物質推計の対象とならない排出源(例:粘着剤等)は本表では省略した。

注2:同じ物質が複数の排出源で推計対象となる場合があるため、縦方向の合計には物質の重複がある。

表 8 排出源ごとのベース物質及び追加物質の例(再掲)

物質番号	対象化学物質名	推計対象物質の区分 (●:ベース物質/○:追加物質)					
		1	2	4	5	7	…
		塗料	接着剤	印刷インキ	工業用洗浄剤等	ゴム溶剤等	…
186	塩化メチレン		●		●		
296	1,2,4-トリメチルベンゼン	○		○	○		
300	トルエン	●	●	●	○	●	
354	フタル酸ジ n-ブチル	○	○				
392	n-ヘキサン	○	●	●	○		
411	ホルムアルデヒド	○	○				
	…						

追加物質に該当する 84 物質のうち 43 物質は既に別の排出源でのベース物質と重複していることから、追加物質に限り該当する物質は 41 物質である。

(3) 推計方法

追加物質の総排出量は、アンケート調査(平成 22 年度、平成 24 年度及び平成 26 年度実績)を集計して得られるベース物質と追加物質の排出量の相対的な比率(以下、「対ベース物質比率」という。)に基づき推計する。

「塗料」におけるアンケート調査(平成 22 年度、平成 24 年度及び平成 26 年度実績)の排出量等の集計結果の例を表 9 に示す。

表 9 アンケート調査で報告された取扱量等の集計結果の例
(塗料における一部の物質のデータ)

物質番号	対象化学物質名	回答事業所数	年間取扱量(kg/年)	年間排出量(kg/年)
80	キシレン	1,135	4,191,504	2,532,505
300	トルエン	889	4,532,058	1,563,821
53	エチルベンゼン	896	2,109,099	1,254,492
(ベース物質の合計)		-	10,832,661	5,350,817
297	1,3,5-トリメチルベンゼン	279	144,426	83,599
296	1,2,4-トリメチルベンゼン	257	438,402	262,608
240	スチレン	131	562,481	114,334

注1:本表に示すアンケート調査のデータは、「PRTR の対象化学物質の取扱状況に係るアンケート調査」(平成 23 年度すそ切り以下事業者排出量推計手法、オゾン層破壊物質及び低含有率物質の排出量推計手法に関する調査(H24.3)等の一環として実施)に基づく。

注2:ベース推計で既に推計対象となっている物質を網掛けで示す。

アンケート調査において、ベース物質以外で十分な回答数があつた物質を追加物質とし、排出源ごとにそれぞれの追加物質ごとの「対ベース物質比率」を以下の式で設定する。

$$\text{対ベース物質比率}(\%) = \text{追加物質の排出量(kg/年)} / \text{ベース物質の排出量合計(kg/年)}$$

(塗料における 1,3,5-トリメチルベンゼンの例)

$$1,3,5-トリメチルベンゼンの対ベース物質比率(\%) = 83,599(\text{kg/年}) / 5,350,817(\text{kg/年}) = 1.6\%$$

追加物質ごとの総排出量は以下の式で推計される。

$$\text{追加物質の総排出量(kg/年)} = \text{ベース物質の総排出量の合計(kg/年)} \times \text{対ベース物質比率}(\%)$$

塗料の木材・木製品製造業における 1,3,5-トリメチルベンゼンの計算例を以下に示す。表 10 は塗料の木材・木製品製造業等におけるベース物質の総排出量である。

表 10 ベース物質の総排出量の例(塗料における一部の業種のデータ)

業種コード	業種名	ベース物質の総排出量(kg/年) (平成 27 年度)			
		(参考) 物質別の内訳			合計
		53	80	300	
	エチル ベンゼン		キシレン	トルエン	
1600	木材・木製品製造業	23,956	55,727	72,623	152,306
1700	家具・装備品製造業	364,448	572,658	378,265	1,315,371
1800	パルプ・紙・紙加工品製造業	47,946	79,830	150,313	278,089
2200	プラスチック製品製造業	86,665	144,297	271,697	502,659
2500	窯業・土石製品製造業	52,429	71,422	49,982	173,833

合 計		15,804,213	25,147,268	10,969,936	51,921,417

追加物質である 1,3,5-トリメチルベンゼンはベース物質の総排出量の合計を用いて以下のように推計される。

(塗料の木材・木製品製造業における 1,3,5-トリメチルベンゼンの例)

1,3,5-トリメチルベンゼンの総排出量(kg/年)

$$=152,306(\text{kg}/\text{年}) \times 1.6\% =2,380(\text{kg}/\text{年})$$

上記に示した方法により推計した追加物質の総排出量の例を表 11 に示す。

表 11 追加物質の総排出量(H27 年度)の推計結果の例

物質番号	対象化学物質名	総排出量(t/年)					
		1	2	4	5	7	
		塗料	接着剤	印刷インキ	工業用洗浄剤等	ゴム溶剤等	...
80	キシレン	32,862	1,752	118	775	443	
296	1,2,4-トリメチルベンゼン	3,889		2.7	929		
300	トルエン	19,048	9,558	3,514	977	3,325	
354	フタル酸ジ n-ブチル	0.3	0.3			0.4	
392	n-ヘキサン	783	1,827	6.6	40		
411	ホルムアルデヒド	98	272				
	...						

注: 網掛けの箇所はベース推計による推計結果を示す。

3. アンケート調査に基づく追加排出源からの総排出量の推計

(1) 推計対象とする排出源

アンケート調査に基づく総排出量の推計のうち、前記 1.に示したベース推計及び前記 2.に示した追加物質推計の結果に基づき、ベース排出源に対して新たな排出源を追加する推計方法を、以下、「追加排出源推計」という(図 3 の②に該当)。追加排出源推計で追加する排出源は、アンケート調査(平成 22 年度、平成 24 年度及び平成 26 年度実績^{注)}によって十分な数のデータが得られたもののうち、環境中への排出量がある程度見込まれる「洗浄用シンナー」及び「プラスチック原料・添加剤」の 2 種類とする(以下、「追加排出源」という。)。

^{注:}PRTR の対象化学物質の取扱状況に係るアンケート調査(平成 22 年度、平成 24 年度及び平成 26 年度実績)
「平成 23 年度すそ切り以下事業者排出量推計手法、オゾン層破壊物質及び低含有率物質の排出量推計手法に関する調査(H24.3)」等の一環として実施

(2) 推計を行う対象化学物質

追加排出源推計によって総排出量を推計する対象化学物質は、アンケート調査(経済産業省、平成 22 年度、平成 24 年度及び平成 26 年度実績)によって十分な数のデータが得られた「洗浄用シンナー」のトルエン(物質番号:300)等 12 物質、「プラスチック原料添加剤」のフタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(物質番号:355)等 5 物質の合計 17 物質とする(表 12)。

表 12 追加排出源の推計の対象となる PRTR 対象化学物質

物質番号	対象化学物質名	追加排出源	
		洗浄用シンナー	プラスチック原料・添加剤
20	2-アミノエタノール	○	
31	アンチモン及びその化合物		○
53	エチルベンゼン	○	
80	キシレン	○	
83	クメン	○	
186	塩化メチレン	○	
240	スチレン		○
281	トリクロロエチレン	○	
296	1,2,4-トリメチルベンゼン	○	
297	1,3,5-トリメチルベンゼン	○	
300	トルエン	○	
302	ナフタレン	○	
349	フェノール		○
355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)		○
392	n-ヘキサン	○	
400	ベンゼン	○	
448	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート		○

(3) 推計方法

追加排出源からの総排出量は、アンケート調査(平成 22 年度、平成 24 年度及び平成 26 年度実績)を集計して得られるベース排出源と追加排出源の排出量の相対的な比率(以下、「対ベース排出源比率」という。)に基づき推計する。

輸送用機械器具製造業におけるアンケート調査(平成 22 年度、平成 24 年度及び平成 26 年度実績)の排出量の集計結果の例を表 13 に示す。

表 13 アンケート調査で報告された排出量の集計結果の例
(輸送用機械器具製造業のデータ)

排出源	回答 事業所数	年間取扱量 (kg/年)	年間排出量 (kg/年)
塗料	143	4,973,838	3,199,622
接着剤	48	168,309	24,764
工業用洗浄剤等	45	159,910	87,251
剥離剤	7	1,327	363
(ベース排出源の合計)	-	5,303,382	3,312,000
洗浄用シンナー	49	1,216,479	692,875

注1:本表に示すアンケート調査のデータは、「PRTR の対象化学物質の取扱状況に係るアンケート調査」(平成 23 年度すそ切り以下事業者排出量推計手法、オゾン層破壊物質及び低含有率物質の排出量推計手法に関する調査(H24.3)等の一環として実施)に基づく。

注2:塗料には希釈用溶剤も含む。

アンケート調査において、ベース排出源以外で十分な回答数があった排出源を追加排出源とし、業種ごとにそれぞれの追加排出源ごとの「対ベース排出源比率」を以下の式で設定する。

$$\begin{aligned} \text{対ベース排出源比率} (\%) \\ = \text{追加排出源の排出量 (kg/年)} / \text{ベース排出源の排出量合計 (kg/年)} \end{aligned}$$

(洗浄用シンナーにおける輸送用機械器具製造業の例)

$$\begin{aligned} \text{輸送用機械器具製造業の対ベース排出源比率} (\%) \\ = 692,875 (\text{kg/年}) / 3,312,000 (\text{kg/年}) = 20.9\% \end{aligned}$$

また、業種ごとの総排出量は以下の式で推計される。この段階では物質別の数値ではなく対象化学物質の合計値として算出する。

$$\begin{aligned} \text{追加排出源の総排出量 (t/年)} \\ = \text{ベース排出源の総排出量の合計 (t/年)} \times \text{対ベース排出源比率} (\%) \end{aligned}$$

業種別のベース排出源の総排出量の例を表 14 に示す。業種ごとにベース排出源は異なることから、その種類も併せて示す。

表 14 ベース排出源の総排出量の例(洗浄用シンナーにおける一部の業種のデータ)

業種コード	業種名	ベース排出源の総排出量(t/年)	ベース排出源
1700	家具・装備品製造業	2,909	塗料、接着剤
1800	パルプ・紙・紙加工品製造業	5,217	塗料、接着剤、粘着剤等、印刷インキ、工業用洗浄剤等、剥離剤、滅菌・殺菌・消毒剤、試薬
1900	出版・印刷・同関連産業	3,802	接着剤、印刷インキ、滅菌・殺菌・消毒剤、試薬
2800	金属製品製造業	20,812	塗料、接着剤、印刷インキ、工業用洗浄剤等、剥離剤、試薬
3100	輸送用機械器具製造業	41,811	塗料、接着剤、工業用洗浄剤等、剥離剤、試薬
	…		

注:塗料、印刷インキには希釈溶剤を含む。

「洗浄用シンナー」の総排出量はベース排出源の総排出量の合計を用いて以下のように推計される。

(洗浄用シンナーにおける輸送用機械器具製造業の例)

輸送用機械器具製造業の総排出量(t/年)

$$=41,811(\text{t}/\text{年}) \times 20.9\% =8,747(\text{t}/\text{年})$$

ただし、この推計値は対象化学物質の合計値であり、物質別の内訳には業種ごとの差異はないものと仮定し、以下のような式で物質別の総排出量を推計する。

追加排出源の物質別総排出量(t/年)

$$=\text{追加排出源の総排出量}(\text{t}/\text{年}) \times \text{物質別構成比}(\%)$$

洗浄用シンナーにおける物質別の構成を表 15 に示す。なお、物質別の構成比はアンケート調査(平成 22 年度、平成 24 年度及び平成 26 年度実績)に基づき設定した。

表 15 物質別の構成比(洗浄用シンナーの例)

物質番号	物質名	回答事業所数	排出量(kg/年)	構成比
300	トルエン	510	602,964	41.6%
80	キシレン	343	226,988	15.6%
296	1,2,4-トリメチルベンゼン	112	213,774	14.7%
53	エチルベンゼン	196	176,118	12.1%
297	1,3,5-トリメチルベンゼン	111	77,400	5.3%
186	塩化メチレン	45	49,848	3.4%
392	n-ヘキサン	64	24,558	1.7%
83	クメン	23	2,892	0.2%
281	トリクロロエチレン	12	1,149	0.08%
400	ベンゼン	19	670	0.05%
302	ナフタレン	15	560	0.04%
20	2-アミノエタノール	11	42	0.003%
上記以外の物質		79	73,558	5.1%
合計		1,540	1,450,519	100.0%

注:本表はアンケート調査(平成 22 年度、平成 24 年度及び平成 26 年度実績)に基づく。

洗浄用シンナーにおける輸送用機械器具のトルエンの総排出量は、業種別の総排出量の結果を用いて以下のように推計される。

(洗浄用シンナーにおける輸送用機械器具製造業のトルエンの例)

輸送用機械器具製造業のトルエンの総排出量(t/年)

$$=8,747(\text{t}/\text{年}) \times 41.6\% = 3,636(\text{t}/\text{年})$$

以上は「洗浄用シンナー」の推計例であるが、「プラスチック原料・添加剤」についても同様の推計を行った。その追加排出源からの総排出量の推計結果を表 16 に示す。

表 16 追加排出源の総排出量(平成 27 年度)の推計結果

物質番号	対象化学物質名	総排出量(t/年)		
		洗浄用シンナー	プラスチック原料・添加剤	合計
20	2-アミノエタノール	0.5		0.5
31	アンチモン及びその化合物		3.7	3.7
53	エチルベンゼン	2,221		2,221
80	キシレン	2,863		2,863
83	クメン	36		36
186	塩化メチレン	629		629
240	スチレン		180	180
281	トリクロロエチレン	14		14
296	1,2,4-トリメチルベンゼン	2,696		2,696
297	1,3,5-トリメチルベンゼン	976		976
300	トルエン	7,604		7,604
302	ナフタレン	7.1		7
349	フェノール		6.2	6.2
355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)		31	31
392	n-ヘキサン	310		310
400	ベンゼン	8.4		8.4
448	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート		2.6	2.6
合計		17,366	224	17,589

II すそ切り以下の排出量の推計

排出源別に推計されるすそ切り以下の事業者からの排出量は、以下に示す二つのパラメータを使用して以下の式で推計される。

$$\text{すそ切り以下の排出量(kg/年)} = \text{総排出量(kg/年)} \times \text{すそ切り以下の割合(%)}$$

1. すそ切り以下の割合の推計

すそ切り以下の割合(=届出対象外の割合)は、表 17 に示す“p”と“q”という二つのパラメータに分けて設定する。

表 17 すそ切り以下の割合の推計に用いるパラメータ

パラメータ	意味	設定方法
p 21 人未満 の割合	事業者の常用雇用者数が 21 人に満たないため届出対 象にならない排出量の割合	経済センサス基礎調査(総務省)等の統計デー タなどに基づき、業種別に設定(排出源や対象 化学物質による差は考慮しない)
q 1t 未満 の割合	年間取扱量が 1t に満たない ため届出対象にならない排 出量の割合	事業者からの年間取扱量等の報告データに基 づき、業種グループ別・対象化学物質別に設 定(排出源による差は考慮しない)

以上によって設定された業種別の“p”的値を図 6 に示す。製造業では 10%前後の割合となっており、21 人未満の割合は総じて高くないが、非製造業では 21 人未満の割合が高い傾向が見られる。また、設定された業種グループ別・対象化学物質別の“q”的値の例を表 18 に示す。用途の違い等を反映して、“q”的値には大きな差が見られる。

前記の総排出量を“A”とすると、全国におけるすそ切り以下の事業者に係る排出量は、以下の“E1”と“E2”的合計として推計される。

$$E1 = A \times p \times (1-q)$$

$$E2 = A \times q$$

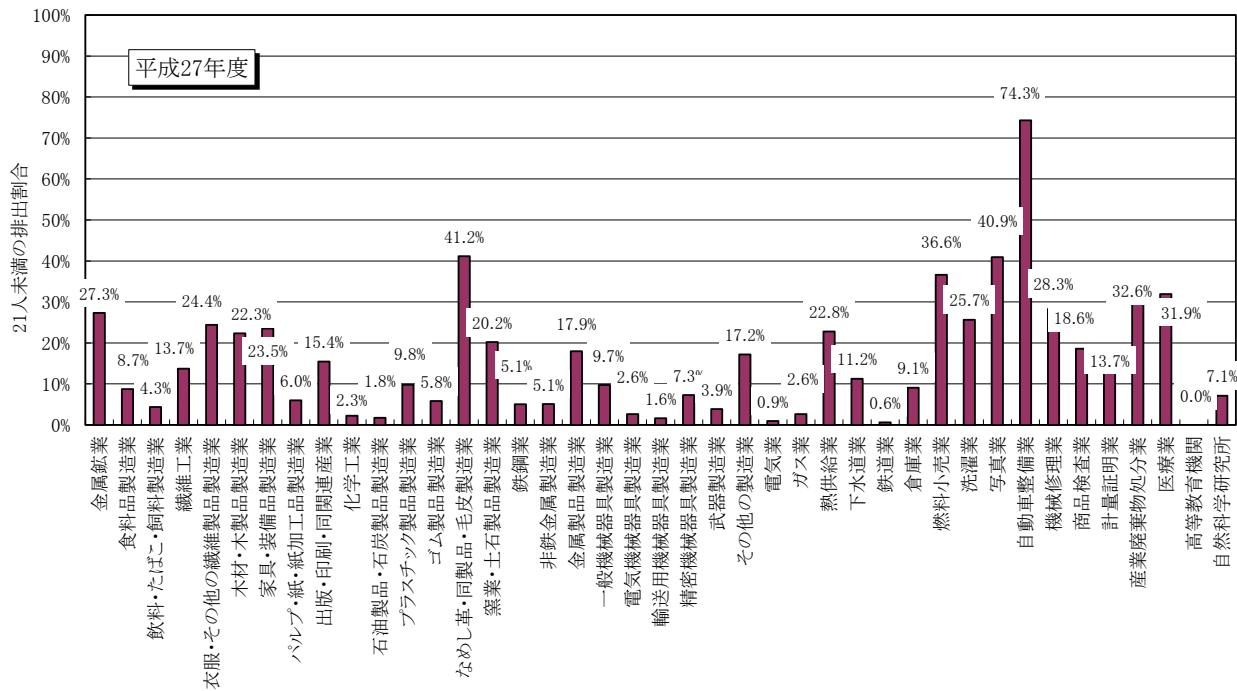


図 6 業種別の 21 人未満の割合の推計結果

表 18 業種グループ別・対象化学物質ごとの 1t 未満の割合の推計結果の例(平成 27 年度)

物質番号	対象化学物質名	年間取扱量 1t 未満における排出の割合			
		化学工業	金属・機械系 製造業	他の製造業	非製造業
1	亜鉛の水溶性化合物	1.9%	0.02%	25.4%	99.9%
2	アクリルアミド	0.3%	100.0%	3.7%	100.0%
4	アクリル酸及びその水溶性塩	1.2%	81.7%	14.8%	100.0%
6	アクリル酸 2-ヒドロキシエチル	29.4%	33.6%	0.7%	—
7	アクリル酸 n-ブチル	0.6%	3.2%	1.6%	100.0%
11	アジ化ナトリウム	99.5%	100.0%	1.4%	100.0%
13	アセトニトリル	7.2%	2.2%	97.3%	35.0%
18	アニリン	1.2%	100.0%	0.3%	100.0%
20	2-アミノエタノール	4.3%	4.9%	3.7%	100.0%
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸 及びその塩(アルキル基の炭素数 が 10 から 14 までのもの及びその 混合物に限る)	0.2%	22.4%	36.3%	52.7%

2. 推計結果

全国の「すそ切り以下事業者」に係る排出量を表 19 に示す。今回対象としたのは追加排出源も含めた 16 種類の排出源からの 94 種類の対象化学物質であり、すそ切り以下事業者からの排出量は約 32 千 t/年と推計された。排出源別では塗料が約 17 千 t/年と最大で、対象化学物質別ではトルエンが約 11 千 t/年と最大となつた。

表 19 すそ切り以下事業者からの排出量推計結果(平成 27 年度)(その1)

物質番号	対象化学物質名	すそ切り以下排出量(t/年)												合計								
		塗料	接着剤	印刷インキ	粘着剤等	接着剤	塗料	工業用洗浄剤等	ゴム溶剤等	燃料(蒸発ガス)	工業用洗浄剤等	ゴム溶剤等	表面処理剤	滅菌・殺菌・消毒剤	剥離剤(リムーバー)	試薬	繊維用薬剤	プラスチック原料・添加剤	洗浄用シンナー	プラスチック発泡剤		
1	亜鉛の水溶性化合物	1.0														0.03	0.3				1.3	
2	アクリルアミド															0.1					0.1	
4	アクリル酸及びその水溶性塩													1.3							1.3	
6	アクリル酸 2-ヒドロキシエチル												0.01								0.01	
7	アクリル酸 n-ブチル												1.1								1.1	
11	アジ化ナトリウム															0.02					0.02	
13	アセトニトリル												1.7				13				15	
18	アニリン																0.01				0.01	
20	2-アミノエタノール												1.3		0.7	35	0.03		0.1	0.01	0.1	38
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が 10 から 14 までのもの及びその混合物に限る)	0.03						123					0.3					0				124
31	アンチモン及びその化合物	0											0.5	0.04				0	0.5			0.4
37	ビスフェノール A												0.6									0.6
53	エチルベンゼン	3,735	112	15	16	27							5.1				0.05	2.9		456		4,369
56	エチレンオキシド												1.1		16							17
57	エチレングリコールモノエチルエーテル	58											0.1					0.1				58
58	エチレングリコールモノメチルエーテル												0.8					0.04				0.8
60	エチレンジアミン四酢酸												0.6					0.1				0.7
71	塩化第二鉄												0					0.05				0.05
75	カドミウム及びその化合物																	0.005				0.005
80	キシレン	5,593	339	4.0	22	108	98	42	13	15						8.3	12		543		6,797	
82	銀及びその水溶性化合物												0					0.5				0.5
83	クメン	45											6.3							18		70
85	グルタルアルデヒド													1.1				0.2				1.3
87	クロム及び 3 倍クロム化合物	0.01											0.02					0	0.1			0.2
88	6 倍クロム化合物	0.1													11			0.002				0.1
125	クロロベンゼン																0.2				11	

表 19 すそ切り以下事業者からの排出量推計結果(平成 27 年度)(その 2)

物質番号	対象化学物質名	すそ切り以下排出量(t/年)										合計	
		塗料	接着剤	粘着剤等	印刷インキ	工業用洗浄剤等	燃料(蒸発ガス)	化学品原料等	ゴム溶剤等	表面処理剤	滅菌・殺菌・消毒剤	剥離剤(リムーバー)	
127	クロロホルム						1.9			37			39
132	コバルト及びその化合物	0.01		0			1.5			0.001	0.003		1.5
133	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート	67											67
134	酢酸ビニル		1.7										1.7
144	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く)						2.6			0			2.6
150	1,4-ジオキサン						1.6			0.2			1.8
157	1,2-ジクロロエタン						3.2			0.04			3.2
181	ジクロロベンゼン									0.1			0.1
186	塩化メチレン		318		1,167		26	98		25	97	104	1,835
207	2,6-ジ-tert-ブチル-4-クレゾール			0.1			0.1	0.4					0.6
213	N,N-ジメチルアセトアミド						14			0.2			14
218	ジメチルアミン							0.9					0.9
224	N,N-ジメチルドデシルアミド=N-オキンド				0.4			0.1					0.6
232	N,N-ジメチルホルムアミド	1,025			0.8		11			0.8	33		1,071
234	臭素									0.004			0.004
237	水銀及びその化合物									0.1			0.1
239	有機スズ化合物	0.1					0.01						0.1
240	スチレン	190	2.1				7.1			0.1		17	216
259	ジスルフィラム						0.8						0.8
262	テトラクロロエチレン				217			1.4			0.9		219
268	チウラム						0.9						0.9
272	銅水溶性塩(錯塩を除く)									0.04	0.02		0.1
275	ドデシル硫酸ナトリウム				8.2			0.5		0.1			8.8
277	トリエチルアミン	16					2.0			0.02			18
278	トリエチレンテトラミン	0.1	0.1				0.2						0.3

表 19 すそ切り以下事業者からの排出量推計結果(平成 27 年度)(その 3)

物質番号	対象化学物質名	すそ切り以下排出量(t/年)										合計			
		塗料	接着剤	粘着剤等	印刷インキ	接着剤	接着剤	接着剤	接着剤	接着剤	接着剤				
281	トリクロロエチレン				536		0.9			0.1		2.4	540		
282	トリクロロ酢酸									0.1			0.1		
296	1,2,4-トリメチルベンゼン	822		0.5	143	28	10			0.2	26	555	1,585		
297	1,3,5-トリメチルベンゼン	368		0.6	51	9.4	0.3			0.004	12	246	688		
298	トリエンジイソシアネート	0.1	2.7				0.1						2.9		
300	トルエン	4,516	1,704	864	551	141	812	215	87		12	157	1,461	10,520	
302	ナフタレン		92						0.6				3.1	95	
304	鉛	0.005									0.001			0.01	
305	鉛化合物		0.4						0.5			0.01		0.8	
308	ニッケル								0			0		0	
309	ニッケル化合物	0.01							0.04			0.04		0.1	
316	ニトロベンゼン											0.1		0.1	
318	二硫化炭素											0.003		0.003	
321	バナジウム化合物	0										0.005		0.01	
333	ヒドラジン							3.4				0.02		3.5	
336	ヒドロキノン							0.1				0.1		0.2	
342	ピリジン											0.1		0.1	
349	フェノール							0.5	2.8			1.0		0.7	5.0
354	フタル酸ジ-n-ブチル	0.3	0.2				0.1	0.001				0.03			0.5
355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	0.1	0.1				1.1	0.03				0.03		3.2	4.5
356	フタル酸 n-ブチル=ベンジル	0.5													0.5
374	ふつ化水素及びその水溶性塩					0.4		4.3		52	0.6				57
384	1-ブロモプロパン					239									239
389	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=クロリド					0.6		0.1							0.8
391	ヘキサメチレン=ジイソシアネート	0.4													0.4
392	n-ヘキサン	286	425	122	1.1	11	1,520	72			90		94		2,620

表 19 すそ切り以下事業者からの排出量推計結果(平成 27 年度)(その 4)

物質番号	対象化学物質名	すそ切り以下排出量(t/年)													合計		
		塗料	接着剤	粘着剤等	印刷インキ	工業用洗浄剤等	ゴム溶剤等	ゴム	燃料(蒸発ガス)	化学品原料等	表面処理剤	滅菌・殺菌・消毒剤	剥離剤(リムーバー)	試薬	繊維用薬剤		
395	ペルオキソ二硫酸の水溶性塩						0.1				0.03	0.2				0.3	
400	ベンゼン				0.3	127		4.2			0.4			3.6		136	
405	ほう素化合物	0.04			0		7.0				0.04	0.6				7.7	
407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が 12 から 15 までのもの及びその混合物に限る)	0.3			613			0.4			0.03					614	
408	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエーテル				5.2			0.04			0.02					5.3	
409	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム				7.5											7.5	
410	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル	0			38						0.1					38	
411	ホルムアルデヒド	22	62					4.0		1.6	5.7	2.9				99	
412	マンガン及びその化合物	0.01									0.1					0.1	
415	メタクリル酸		3.1					0.3			0.002					3.4	
418	メタクリル酸 2-(ジメチルアミノ)エチル							0.004								0.004	
438	メチルナフタレン							3.1								3.1	
448	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート	0.7	1.2					0.4							0.3	2.6	
452	2-メルカプトベンゾチアゾール						0.1									0.1	
453	モリブデン及びその化合物	0.003		0.3							0.1					0.4	
455	モルホリン							0.3								0.3	
460	りん酸トリトリル	2.4														2.4	
ベース推計(小計)		13,844	2,786	990	589	2,718	2,622	257	316	98	16	52	25	240	97	24,647	
追加物質推計(小計)		2,996	186		1.5	712		3.7	2.5	53	2.7	173	7.6			4,137	
追加排出源(小計)															3,487	21	
合計		16,839	2,971	990	590	3,429	2,622	261	318	151	18	52	198	248	97	3,487	21
																32,293	

注 1:網掛けは、排出源ごとにベース推計により推計された箇所である。

注 2:「洗浄用シンナー」及び「プラスチック原料・添加剤」は追加排出源推計により推計された。

注 3:「0t/年」は 0.5kg/年未満の数値を示す。

III 対象業種を営むすそ切り以下事業者からの排出量推計結果

対象業種を営むすそ切り以下事業者からの排出量推計結果を表 20 に示す。

対象業種を営むすそ切り以下事業者の排出量は、約 32 千 t/年と推計された。

表 20 対象業種を営むすそ切り以下事業者からの排出量推計結果
(平成 27 年度; 全国) (その1)

物質番号	対象化学物質 物質名	全国の届出外排出量(kg/年)				
		対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
1	亜鉛の水溶性化合物	1,305				1,305
2	アクリルアミド	119				119
4	アクリル酸及びその水溶性塩	1,334				1,334
6	アクリル酸 2-ヒドロキシエチル	15				15
7	アクリル酸 n-ブチル	1,107				1,107
11	アジ化ナトリウム	24				24
13	アセトニトリル	14,630				14,630
18	アニリン	10				10
20	2-アミノエタノール	37,638				37,638
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が 10 から 14 までのもの及びその混合物に限る)	123,606				123,606
31	アンチモン及びその化合物	1,467				1,467
37	ビスフェノール A	566				566
53	エチルベンゼン	4,368,715				4,368,715
56	エチレンオキシド	16,687				16,687
57	エチレングリコールモノエチルエーテル	57,732				57,732
58	エチレングリコールモノメチルエーテル	798				798
60	エチレンジアミン四酢酸	707				707
71	塩化第二鉄	47				47
75	カドミウム及びその化合物	5				5
80	キシレン	6,797,466				6,797,466
82	銀及びその水溶性化合物	528				528
83	クメン	69,618				69,618
85	グルタルアルデヒド	1,313				1,313
87	クロム及び 3 倍クロム化合物	179				179
88	6 倍クロム化合物	113				113
125	クロロベンゼン	11,054				11,054
127	クロロホルム	38,504				38,504
132	コバルト及びその化合物	1,479				1,479
133	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート	66,885				66,885
134	酢酸ビニル	1,740				1,740
144	無機シアノ化合物(錯塩及びシアノ酸塩を除く)	2,554				2,554
150	1,4-ジオキサン	1,783				1,783
157	1,2-ジクロロエタン	3,215				3,215
181	ジクロロベンゼン	55				55
186	塩化メチレン	1,835,110				1,835,110
207	2,6-ジ-tert-ブチル-4-クレゾール	567				567
213	N,N-ジメチルアセトアミド	14,456				14,456
218	ジメチルアミン	905				905
224	N,N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド	564				564
232	N,N-ジメチルホルムアミド	1,070,613				1,070,613
234	臭素	4				4

注 1: ゼロは 0.5kg/年未満であることを示す。

注 2: 平成 20 年の化管法施行令の改正により対象化学物質に追加された物質を網掛けで示す。

表 20 対象業種を営むそ切り以下事業者からの排出量推計結果
(平成 27 年度;全国) (その 2)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
237	水銀及びその化合物	64				64
239	有機スズ化合物	64				64
240	スチレン	215,587				215,587
259	ジスルフィラム	845				845
262	テトラクロロエチレン	219,224				219,224
268	チウラム	938				938
272	銅水溶性塩(錯塩を除く)	60				60
275	ドデシル硫酸ナトリウム	8,835				8,835
277	トリエチルアミン	18,156				18,156
278	トリエチレンテトラミン	284				284
281	トリクロロエチレン	539,907				539,907
282	トリクロロ酢酸	116				116
296	1,2,4-トリメチルベンゼン	1,584,927				1,584,927
297	1,3,5-トリメチルベンゼン	687,774				687,774
298	トリレンジイソシアネート	2,866				2,866
300	トルエン	10,520,289				10,520,289
302	ナフタレン	95,341				95,341
304	鉛	6				6
305	鉛化合物	841				841
308	ニッケル	0				0
309	ニッケル化合物	86				86
316	ニトロベンゼン	51				51
318	二硫化炭素	3				3
321	バナジウム化合物	5				5
333	ヒドラジン	3,463				3,463
336	ヒドロキノン	153				153
342	ピリジン	79				79
349	フェノール	5,013				5,013
354	フタル酸ジ-n-ブチル	527				527
355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	4,530				4,530
356	フタル酸 n-ブチル=ベンジル	505				505
374	ふつ化水素及びその水溶性塩	56,869				56,869
384	1-ブロモプロパン	238,715				238,715
389	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=クロリド	775				775
391	ヘキサメチレン=ジイソシアネート	374				374
392	n-ヘキサン	2,620,204				2,620,204
395	ペルオキソ二硫酸の水溶性塩	330				330
400	ベンゼン	135,647				135,647
405	ほう素化合物	7,697				7,697
407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル (アルキル基の炭素数が 12 から 15 までのもの及びその混合物に限る)	614,221				614,221
408	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエーテル	5,287				5,287
409	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル 硫酸エステルナトリウム	7,538				7,538
410	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル	37,990				37,990
411	ホルムアルデヒド	98,863				98,863
412	マンガン及びその化合物	124				124

注 1: ゼロは 0.5kg/年未満であることを示す。

注 2: 平成 20 年の化管法施行令の改正により対象化学物質に追加された物質を網掛けで示す。

表 20 対象業種を営むすそ切り以下事業者からの排出量推計結果
(平成 27 年度;全国) (その 3)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
415	メタクリル酸	3,405				3,405
418	メタクリル酸 2-(ジメチルアミノ)エチル	4				4
438	メチルナフタレン	3,131				3,131
448	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート	2,569				2,569
452	2-メルカプトベンゾチアゾール	145				145
453	モリブデン及びその化合物	401				401
455	モルホリン	257				257
460	りん酸トリトリル	2,376				2,376
合計		32,292,677				32,292,677

注 1:ゼロは 0.5kg/年未満であることを示す。

注 2:平成 20 年の化管法施行令の改正により対象化学物質に追加された物質を網掛けで示す。

【参考2】

農薬に係る排出量

1. 届出外排出量と考えられる排出

排出量の推計にあたっては、農薬取締法の対象とされており農耕地(田、畑、果樹園)や非農耕地(家庭、森林等)で使用されている「農薬」を対象とした。これらの農薬の大半はPRTRで事業者の届出対象とならず、届出外排出量となる(表1)。また、平成27年度には、その農薬年度(平成26年10月～平成27年9月)に出荷された農薬がすべて使用され、原則として使用量の全量が環境中に排出されるものと仮定した。

表1 農薬の適用対象と推計区分の対応

適用対象	推計区分	対応する業種等			
		対象業種	非対象業種		
			農業	林業	サービス業等
水稻	田		○		
果樹	果樹園		○		
野菜・畑作	畑		○		
その他	家庭				○
	ゴルフ場				○
	森林			○	
	その他の非農耕地	○ ^{注1}			○

注1:「その他の非農耕地」として「対象業種」に該当するのは倉庫業等で使用されるくん蒸剤に限られる。

注2:上記注1に関連して、倉庫業から届出があった場合は、それを差し引いた残りを届出外排出量とみなす。

2. 推計を行う対象化学物質

「農薬要覧2016」、「クミアイ農薬総覧2016」に有効成分^{※1}又は補助剤^{※2}として記載されている対象化学物質について推計を行った。表2に有効成分又は補助剤として対象化学物質を含む農薬種類数を、農薬に含まれる有効成分と補助剤の具体例を表3に示す。

※1 「有効成分」とは農薬が目的とする主たる作用を発揮する物質。今回推計した対象化学物質はフェニトロチオン(物質番号:251)等の129物質

※2 「補助剤」とは有効成分の作用を促進するための物質、例えば展着剤や溶剤等。今回推計した対象化学物質はキシレン(物質番号:80)等の26物質

表2 有効成分もしくは補助剤として対象化学物質を含む農薬種類数(平成27年度)

		有効成分		
		対象化学物質あり	なし	合計
補助剤	対象化学物質あり	134(132)	91(90)	225(222)
	なし	813(831)	870(837)	1,683(1,668)
	合計	947(963)	961(927)	1,908(1,890)

資料1:「農薬要覧2016」(一般社団法人日本植物防疫協会)

資料2:「クミアイ農薬総覧2016」(全国農業協同組合連合会;JA全農)

注1:平成27農薬年度(括弧内の数値は平成26農薬年度)に国内で出荷実績のあった農薬のみ

注2:表中の括弧内に示す数値は平成26年度の値

表3 農薬に含まれる有効成分・補助剤の例

農薬種類コード	農薬種類名	有効成分	補助剤
10809	BPMC・MEP 乳剤	フェニトロチオン(251) フェノプロカルブ(428)	キシレン(80)
22303	チウラム・ベノミル水和剤	チウラム(268) ベノミル(360)	(該当なし)
33987	チアメトキサム・ピロキロン粒剤	(該当なし)	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)(407)
44576	エスプロカルブ・ジメタメトリン・ピラゾスルフロンエチル・プレチラクロール粒剤	プレチラクロール(100)	(該当なし)

資料1:「農薬要覧 2016」(一般社団法人日本植物防疫協会)

資料2:「クミアイ農薬総覧 2016」(全国農業協同組合連合会;JA全農)

注:有効成分及び補助剤の後の括弧内の数値は対象化学物質の物質番号を示す。

3. 推計方法

農薬に係る排出量の推計にあたっては、農薬要覧で得られる都道府県別・農薬種類別の出荷量等を使用した。推計の手順は以下に示すとおりである。推計対象年度の出荷量は全量が使用され、環境中へ排出されると仮定して、その使用量を農薬の適用対象(田、畑、家庭等)に配分し、農薬種類別に当該農薬に有効成分もしくは補助剤として含まれる対象化学物質の含有率を乗じて排出量を推計した。推計フローを図1に示す。

適用対象別に割り振る際には、産業連関表の需要分野別の出荷額をベースに全国合計の出荷量の適用対象別構成比を設定し、作付面積等の配分指標を用いて各都道府県における出荷量の適用対象別構成比を算出して補正に用いた(図2、表4)。平成27年度排出量の推計にあたり、利用できる最新の産業連関表データが平成23年のため、各需要分野に関連する指標を用いて年次補正を行った。

また、農薬種類ごとの対象化学物質の含有率については、有効成分は農薬取締法の登録データである「農薬要覧 2016」に基づいて設定し、補助剤は農薬メーカーのSDSの内容をまとめた「クミアイ農薬総覧 2016」等に基づいて設定した。

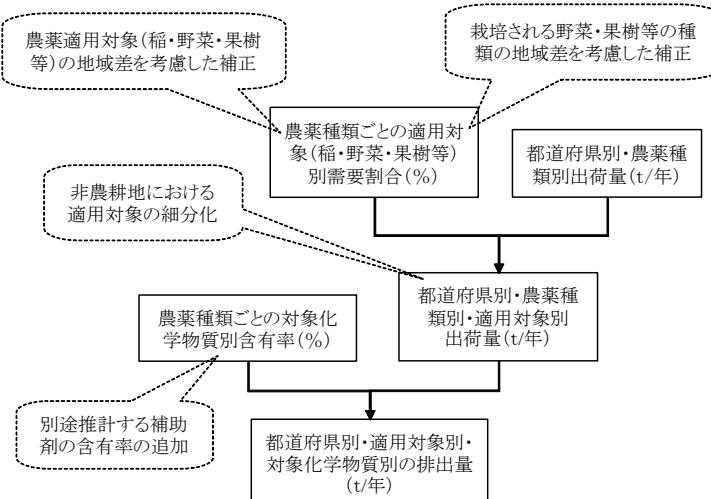


図1 農薬に係る排出量の推計フロー

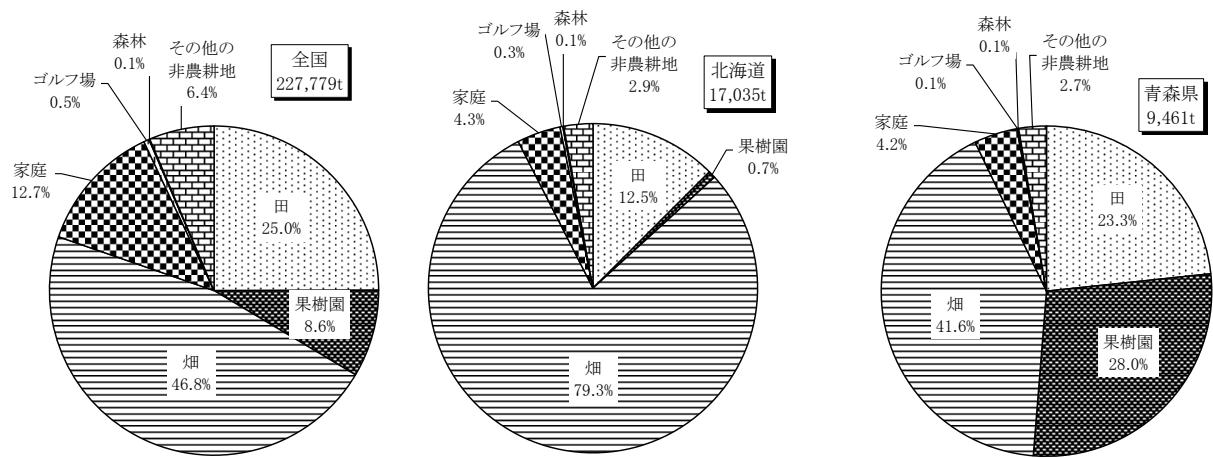


図 2 算出した農薬全体の需要分野別の出荷量構成比の例(平成 27 年度)

表 4 農薬種類別の適用対象別需要割合及びその地域補正の例(平成 27 年度)

農薬種類 コード	農薬種類名	全国				北海道				青森県			
		水稻	果樹	野菜 畑作	その 他	水稻	果樹	野菜 畑作	その 他	水稻	果樹	野菜 畑作	その 他
10005	除虫菊乳剤			100%				100%				100%	
10133	EPN乳剤	30%		70%		13%		87%		27%		73%	
10151	マラソン粉剤	100%				100%				100%			
10153	マラソン粉剤			5% 95%				1% 99%				14% 86%	
10154	マラソン乳剤	5%	20%	75%		1%	1%	98%		4%	36%	60%	
10166	ジメトエート粒剤			100%				100%				100%	
10193	PAP粉剤	70%		30%		36%		64%		71%		29%	
10197	PAP水和剤			100%				100%				100%	

注 1:「その他」には家庭、ゴルフ場、森林、その他の非農耕地が含まれる。

注 2:全国の適用対象別需要割合を図 2 に示した全国及び都道府県の出荷量構成比等を用いて補正した。

4. 推計結果

全国の対象化学物質別の排出量の例を図 3 に示す。また、都道府県別・需要分野別・対象化学物質別排出量の推計結果の例を図 4、表 5 に示す。さらに、対象化学物質別排出量の推計結果を表 6 に示す。農薬に係る対象化学物質の排出量の合計は約 32 千 t と推計された。

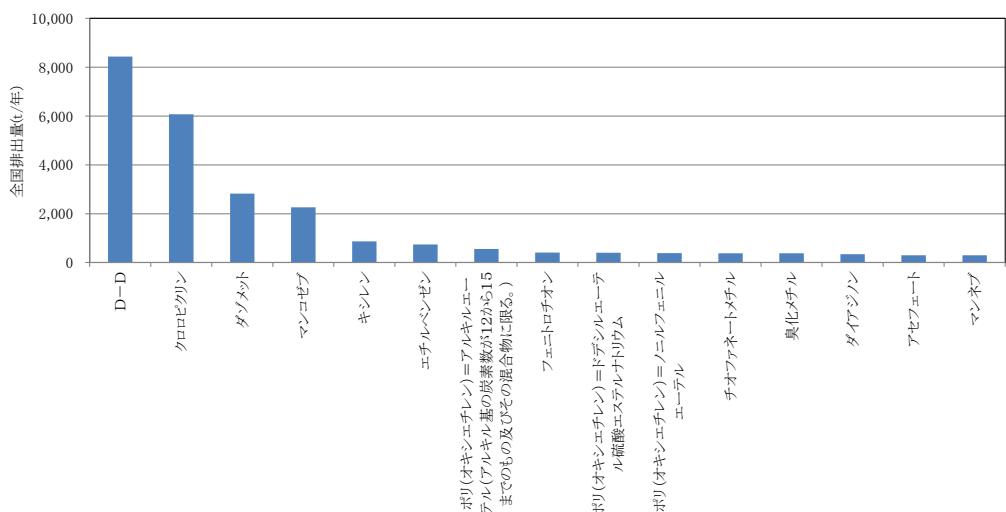


図 3 農薬に係る全国排出量上位 15 物質の排出量の推計結果(平成 27 年度)

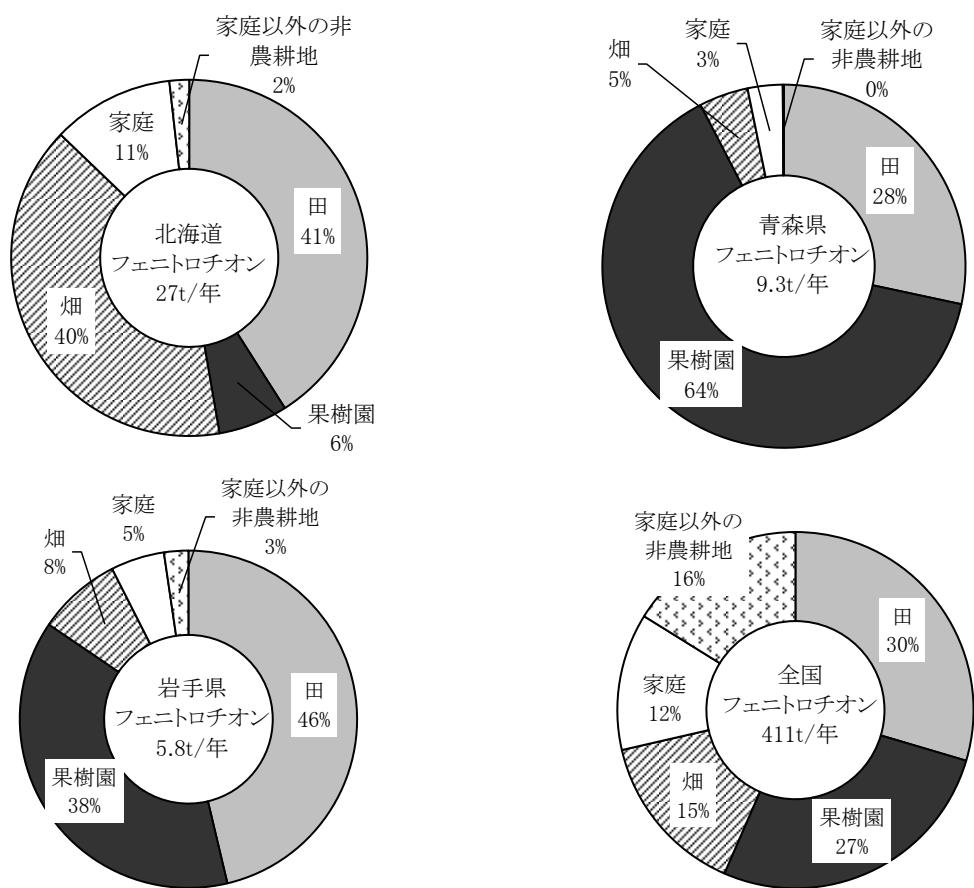


図4 都道府県別・需要分野別のフェニトロチオン排出量の推計結果の例(平成27年度)

表5 都道府県別・需要分野別のフェニトロチオン排出量の推計結果の例(平成27年度)

都道府 県名	年間排出量(kg/年)							合計
	田	果樹園	畑	家庭	ゴルフ場	森林	その他の 非農耕地	
北海道	11,074	1,704	10,780	2,987	25	150	308	27,027
青森県	2,624	5,925	404	288	0.4	1	8	9,251
岩手県	2,663	2,198	463	296	4	39	91	5,753
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
全 国	121,724	110,875	61,208	51,171	505	5,455	60,537	411,476

注:四捨五入の関係で、各行の合計と合計欄の数値が一致しない。

表 6 農薬に係る排出量推計結果(平成 27 年度;全国)(その 1)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
1	亜鉛の水溶性化合物		3,810			3,810
13	アセトニトリル		5,847			5,847
21	クロリダゾン		29,700			29,700
22	フィプロニル		21,529			21,529
25	メトリブジン		29,837			29,837
27	メタミトロン		129,016			129,016
29	1-アリルオキシ-2, 3-エポキシプロパン		474			474
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)		97,620	2,294		99,915
40	ビフェナゼート		12,600			12,600
41	フルトラニル		73,406			73,406
46	キザロホップエチル		12,803			12,803
47	ブタミホス		29,240			29,240
48	EPN		32,265			32,265
49	ペンディメタリン		131,683			131,683
50	モリネート		85,384			85,384
52	アラニカルブ		32,440			32,440
53	エチルベンゼン		721,658	16,905		738,562
54	ホスチアゼート		78,234			78,234
61	マンネブ		295,950			295,950
62	マンコゼブ		2,259,997			2,259,997
63	ジクアトジブロミド		132,692			132,692
64	エトフェンプロックス		85,311	29		85,340
70	エマメクチンB1a安息香酸塩及びエマメクチンB1b安息香酸塩の混合物		1,740	1		1,741
80	キシレン		847,818	21,015		868,833
83	クメン		726			726
90	アトラジン		55,120			55,120
91	シアナジン		26,902			26,902
92	トルフェンピラド		25,875			25,875
93	メトラクロール		67,797			67,797
95	フルアジナム		106,994	18,689		125,683
96	ジフェノコナゾール		13,440	12		13,453
100	プレチラクロール		148,316			148,316
101	アラクロール		117,783			117,783
108	メコプロップ		115,313	124		115,437
113	シマジン		9,996	2,128		12,124
114	インダノファン		9,244			9,244
115	フェントラザミド		83,025			83,025

注:平成 20 年の化管法施行令の改正により対象化学物質に追加された物質を網掛けで示す。

表6 農薬に係る排出量推計結果(平成27年度;全国)(その2)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
116	ヘキシチアゾクス		1,100			1,100
117	テブコナゾール		83,765			83,765
118	ミクロブタニル		3,202	82		3,284
119	フェンブコナゾール		8,518			8,518
124	クミルロン		24,793			24,793
125	クロロベンゼン		73,647			73,647
137	シアナミド		6,560			6,560
138	ジクロシメット		1,302			1,302
139	トラロメトリン		380			380
140	フェンプロパトリン		7,599	114		7,714
141	シモキサニル		25,500			25,500
144	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)	148				148
146	ピリミホスメチル		14,210			14,210
147	チオベンカルブ		98,871			98,871
148	カafenストロール		45,648			45,648
152	カルタップ		137,811			137,811
162	プロピザミド		13,798			13,798
168	イプロジオン		57,068			57,068
169	ジウロン		162,292	1,216		163,508
170	テトラコナゾール		6,626	114		6,740
171	プロピコナゾール		30,292			30,292
172	オキサジクロメホン		15,383			15,383
174	リニュロン		117,289			117,289
175	2, 4-D		122,631			122,631
179	D-D		8,435,253			8,435,253
182	ピラゾキシフェン		17,648			17,648
183	ピラゾレート		186,699			186,699
184	ジクロベニル		179,604			179,604
187	ジチアノン		67,678			67,678
191	イソプロチオラン		75,479			75,479
193	エチルチオメタン					
194	ホサロン		770			770
195	プロチオホス		64,221	1,172		65,393
196	メチダチオン		118,316			118,316
197	マラソン		107,519			107,519
198	ジメトエート		7,355			7,355
206	カルボスルファン		11,283			11,283
207	2, 6-ジーターシャリーブチル-4-クレゾール		3,517			3,517
212	アセフェート		237,228	62,838		300,066

注:平成20年の化管法施行令の改正により対象化学物質に追加された物質を網掛けで示す。

表6 農薬に係る排出量推計結果(平成27年度;全国)(その3)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
213	N,N-ジメチルアセトアミド		896			896
217	チオシクラム		21,107			21,107
221	ベンフラカルブ		45,592			45,592
225	トリクロルホン		25,200			25,200
227	パラコート		85,135			85,135
229	チオファネートメチル		379,248	8		379,255
233	フェントエート		90,290			90,290
236	アイオキシニル		32,130			32,130
244	ダゾメット		2,822,487			2,822,487
248	ダイアジノン		341,067			341,067
249	クロルピリホス		89,497			89,497
250	イソキサチオン		33,335			33,335
251	フェニトロチオン		360,304	51,171		411,476
252	フェンチオン		48,035			48,035
253	プロフェノホス		4,800			4,800
254	イプロベンホス		13,838			13,838
257	デカノール		115,366			115,366
258	ヘキサメチレンテトラミン		78,579			78,579
260	クロロタロニル		256,035	32,656		288,691
261	フサライド		135,739			135,739
266	テフルトリン		12,953			12,953
267	チオジカルブ		31,621			31,621
268	チウラム		181,158			181,158
272	銅水溶性塩(錯塩を除く。)		4,584			4,584
273	ノルマルードデシルアルコール		5,031			5,031
275	ドデシル硫酸ナトリウム		13,307			13,307
285	クロロピクリン		6,071,966			6,071,966
286	トリクロピル		1,339	11,708		13,047
293	トリフルラリン		158,226			158,226
296	1, 2, 4-トリメチルベンゼン		31,396			31,396
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン		17,667			17,667
300	トルエン		3,155			3,155
302	ナフタレン		45,186			45,186
323	シメトリン		29,945			29,945
325	オキシン銅		253,364			253,364
328	ジラム		104,919			104,919
331	カズサホス		21,213			21,213
340	ビフェニル					
350	ペルメトリン		12,678	593		13,272
354	フタル酸ジーカルボン酸		1,691			1,691
357	ブロフェジン		56,177	3,513		59,690

注:平成20年の化管法施行令の改正により対象化学物質に追加された物質を網掛けで示す。

表6 農薬に係る排出量推計結果(平成27年度;全国)(その4)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
358	テブフェノジド		10,965			10,965
360	ベノミル		101,505			101,505
361	シハロホップブチル		56,813			56,813
362	ジアフェンチウロン		11,850			11,850
363	オキサジアゾン		15,101			15,101
364	フェンピロキシメート		3,128	909		4,037
369	プロパルギット		16,065			16,065
370	ピリダベン		11,768			11,768
371	テブフェンピラド		1,750			1,750
376	ブタクロール		128,058			128,058
378	プロピネブ		136,570			136,570
383	ブロマシル		136,064			136,064
386	臭化メチル	377,299				377,299
400	ベンゼン		437			437
402	メフェナセット		70,542			70,542
405	ほう素化合物		133,479			133,479
407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)		520,912	37,752		558,664
408	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエーテル		137,941	8,095		146,036
409	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム		241,608	156,967		398,575
410	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル		364,391	22,559		386,951
414	無水マレイン酸		1,646			1,646
422	フェリムゾン		100,710			100,710
424	メチル=イソチオシアネート		120,890			120,890
427	カルバリル		51,415			51,415
428	フェノブカルブ		33,411			33,411
429	ハロスルフロンメチル		9,011			9,011
430	インドキサカルブ		973			973
431	アゾキシストロビン		65,034			65,034
432	アミトラズ		7,780			7,780
433	カーバム		70,250			70,250
434	オキサミル		13,622			13,622
435	ピリミノバックメチル		9,489			9,489
438	メチルナフタレン		60,788			60,788
442	メプロニル		24,509			24,509
443	メソミル		64,201			64,201
444	トリフロキシストロビン		17,542			17,542

注:平成20年の化管法施行令の改正により対象化学物質に追加された物質を網掛けで示す。

表6 農薬に係る排出量推計結果(平成27年度;全国)(その5)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
445	クレゾキシムメチル		60,991			60,991
449	フェンメディファム		62,005			62,005
450	ピリブチカルブ		17,204			17,204
456	りん化アルミニウム	12,240				12,240
合計		389,688	31,429,105	452,665		32,271,457

注1:平成20年の化管法施行令の改正により対象化学物質に追加された物質を網掛けで示す。

注2:四捨五入の関係で、各列または各行の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

【参考3】

殺虫剤に係る排出量

本項目では家庭用殺虫剤、防疫用殺虫剤、不快害虫用殺虫剤、シロアリ防除剤の4分類の殺虫剤に係る排出量の推計方法を示す。

表1 推計対象とする薬剤の分類

薬剤種類	対象害虫	主な散布主体
家庭用殺虫剤	衛生害虫(蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナシキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫)	家庭
防疫用殺虫剤		自治体、防除業者
不快害虫用殺虫剤	不快害虫(ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等)	家庭
シロアリ防除剤	シロアリ	防除業者、家庭

参考:家庭用殺虫剤概論(Ⅲ),日本殺虫剤工業会(2006.11)

I 家庭用殺虫剤

1. 届出外排出量と考えられる排出

家庭用殺虫剤は主に一般家庭で蚊やハエ等の衛生害虫の駆除を目的として用いられており、使用量の全量が環境中へ排出されるものと考えられる。これらはすべて届出外排出量に該当する。

2. 推計を行う対象化学物質

日本家庭用殺虫剤工業会の調査等に基づき、表2に示す対象化学物質について推計を行った。

表2 家庭用殺虫剤の全国出荷量(平成27年度)

物質番号	対象化学物質名	全国出荷量(kg/年)
有効成分	153 テトラメトリン	18,972
	181 ジクロロベンゼン	20,021
	248 ダイアジノン	40
	252 フェンチオン	1,907
	350 ペルメトリン	671
	457 ジクロロボス	9,822
補助剤	30 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)	3,804
	86 クレゾール	2,803
	207 2,6-ジーターシャリーブチル-4-クレゾール	1,055
	407 ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	773
	410 ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル	913
合計		60,781

注1:日本家庭用殺虫剤工業会の調査(平成27年4月～平成28年3月の実績)等による。

注2:ベイト剤(ゴキブリ用の毒餌等)に含まれる量は環境中への排出がごく微量と考えられるため、推計対象から除外した。

3. 推計方法

日本家庭用殺虫剤工業会の調査等により把握された家庭用殺虫剤としての全国出荷量等を用いた。推計の手順は以下に示すとおりである。推計対象年度の全国出荷量は全量が使用され、環境中へ排出されると仮定して全国の届出外排出量を算出した。また、家庭用殺虫剤の使用量は都道府県別の夏日日数及び世帯数に比例するとみなし、これらのデータを用いて都道府県ごとの排出量を推計した。

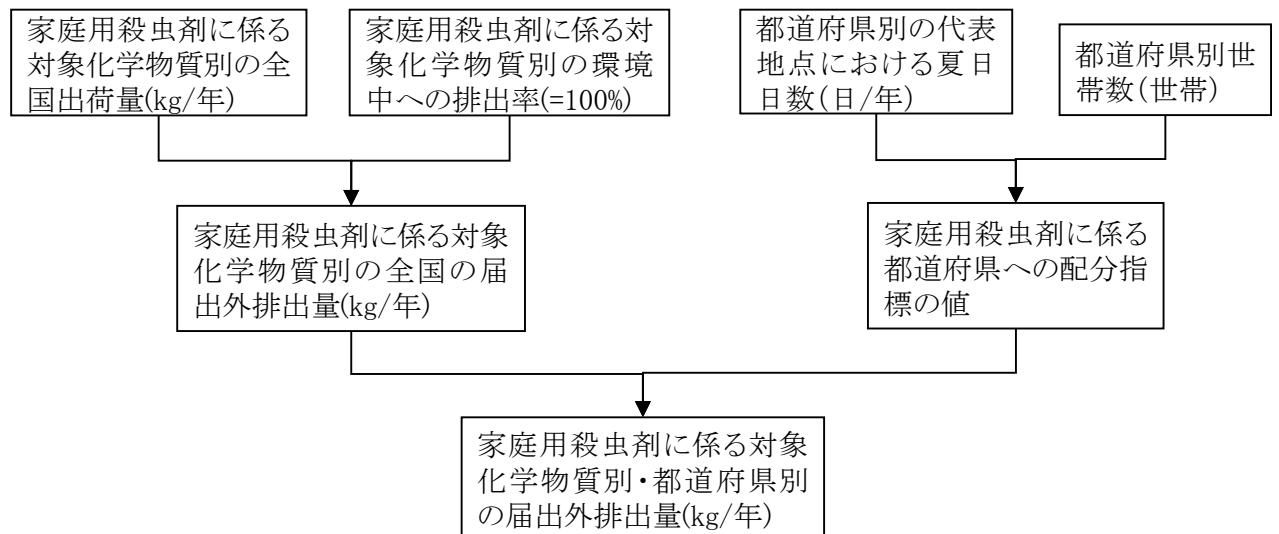


図 1 家庭用殺虫剤に係る排出量の推計フロー

4. 推計結果

家庭用殺虫剤に係る排出量推計結果を表 3 に示す。家庭用殺虫剤に係る対象化学物質の排出量の合計は約 61t と推計された。

表 3 家庭用殺虫剤に係る排出量推計結果(平成 27 年度;全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)			3,804		3,804
86	クレゾール			2,803		2,803
153	テトラメトリン			18,972		18,972
181	ジクロロベンゼン			20,021		20,021
207	2, 6-ジーターシャリーブチル-4-クレゾール			1,055		1,055
248	ダイアジノン			40		40
252	フェンチオン			1,907		1,907
350	ペルメトリン			671		671
407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)			773		773
410	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル			913		913
457	ジクロルボス			9,822		9,822
合 計				60,781		60,781

注:平成 20 年の化管法施行令の改正により対象化学物質に追加された物質を網掛けで示す。

II 防疫用殺虫剤

1. 届出外排出量と考えられる排出

防疫用殺虫剤は自治体や防除業者が衛生害虫の駆除のために使用する殺虫剤であり、それぞれの使用場所で全量が環境中に排出されると考えられる。使用する主体が非対象業種であるため、すべて届出外排出量に該当する。

2. 推計を行う対象化学物質

日本防疫殺虫剤協会の調査等に基づき、表4に示す対象化学物質について推計を行った。

表4 防疫用殺虫剤の全国出荷量(平成27年度)

物質番号	対象化学物質名	全国出荷量(kg/年)
有効成分	64 エトフェンプロックス	1,104
	153 テトラメトリン	536
	181 ジクロロベンゼン	25,950
	248 ダイアジノン	340
	251 フェニトロチオン	17,737
	252 フエンチオン	4,192
	350 ペルメトリン	1,718
	457 ジクロルボス	42,196
補助剤	29 1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン	30
	30 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)	223
	53 エチルベンゼン	8,142
	80 キシレン	17,642
	300 トルエン	2
	407 ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	799
	408 ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエーテル	301
	410 ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル	1,475
合 計		122,387

注:日本防疫殺虫剤協会の調査(平成27年4月～平成28年3月の実績)等による。

3. 推計方法

日本防疫殺虫剤協会の調査等により把握された防疫用殺虫剤としての全国出荷量等を用いた。推計の手順は以下に示すとおりである。推計対象年度の全国出荷量は全量が使用され、環境中へ排出されると仮定して全国の届出外排出量を算出した。また、日本防疫殺虫剤協会によると、防疫用殺虫剤としての全国出荷量(表4)は自治体で約6割、防除業者で約4割が使用されていることから、需要分野別に分けた全国の届出外排出量をさらに需要分野ごとの配分指標で都道府県別に配分した。

都道府県別の届出外排出量を算出するための配分指標は、自治体使用の場合は側溝への散布が主であることより「世帯数」及び「下水道普及率」をベースとし、防除業者使用の場合は「建築物ねずみ・こん虫等防除業登録営業所数」をベースとし、それぞれ夏日日数を乗じた値を配分指標とした。

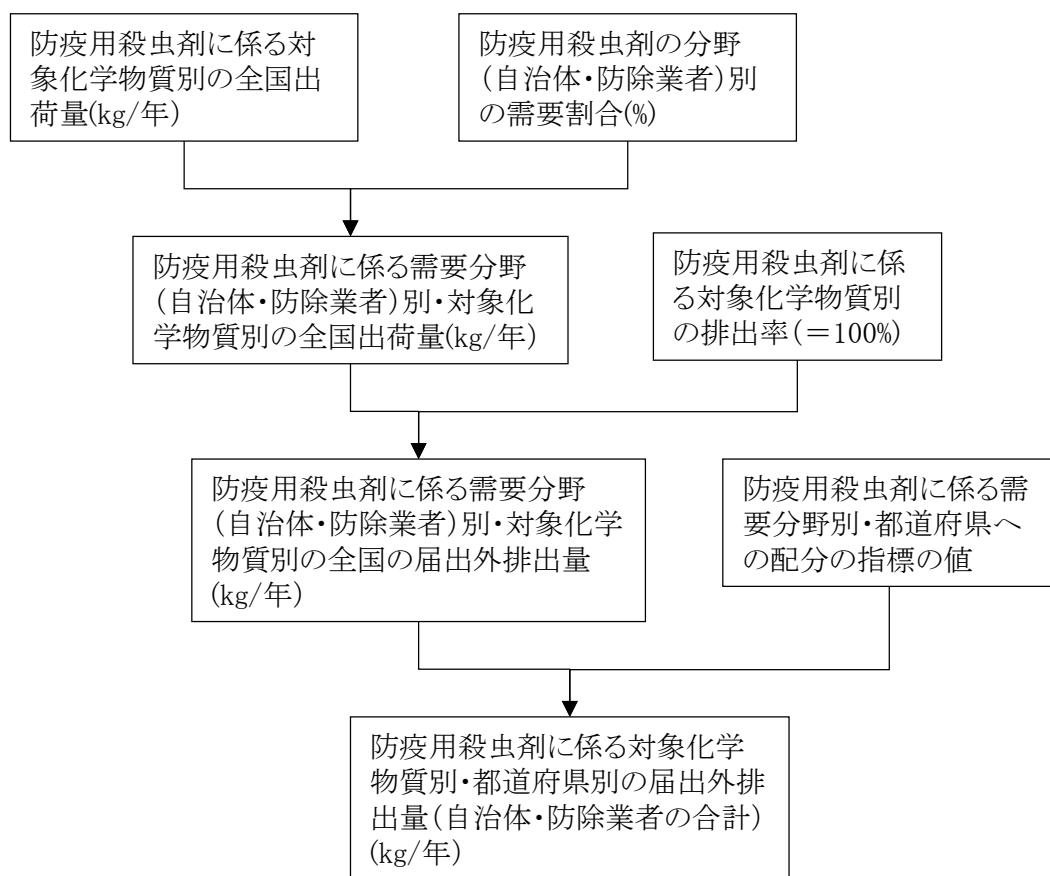


図 2 防疫用殺虫剤に係る排出量の推計フロー

4. 推計結果

防疫用殺虫剤に係る排出量推計結果を表5に示す。防疫用殺虫剤に係る対象化学物質の排出量の合計は約122tと推計された。

表 5 防疫用殺虫剤に係る排出量推計結果(平成 27 年度;全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
29	1-アリルオキシ-2, 3-エポキシプロパン		30			30
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)		223			223
53	エチルベンゼン		8,142			8,142
64	エトフェンプロックス		1,104			1,104
80	キシレン		17,642			17,642
153	テトラメトリン		536			536
181	ジクロロベンゼン		25,950			25,950
248	ダイアジノン		340			340
251	フェニトロチオン		17,737			17,737
252	フェンチオン		4,192			4,192
300	トルエン		2			2
350	ペルメトリン		1,718			1,718
407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)		799			799
408	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエーテル		301			301
410	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル		1,475			1,475
457	ジクロルボス		42,196			42,196
合 計			122,387			122,387

注:平成 20 年の化管法施行令の改正により対象化学物質に追加された物質を網掛けで示す。

III 不快害虫用殺虫剤

1. 届出外排出量と考えられる排出

不快害虫用殺虫剤は主に一般家庭の衛生害虫以外の昆虫(ハチ、アリ等)を駆除する目的で使用されるものであり、使用量の全量が環境中へ排出されるものと考えられる。これらは、すべて届出外排出量に該当する。

2. 推計を行う対象化学物質

生活害虫防除剤協議会の調査等に基づき、表6に示す対象化学物質について推計を行った。

表6 不快害虫用殺虫剤の全国出荷量(平成27年度)

物質番号	対象化学物質名	全国出荷量(kg/年)
22	フィプロニル	26
64	エトフェンプロックス	878
80	キシレン	438
139	トラロメトリン	615
140	フェンプロパトリン	1,210
153	テトラメトリン	6,739
207	2,6-ジーターシャリーブチル-4-クレゾール	739
251	フェニトロチオン	578
257	デカノール	1
275	ドデシル硫酸ナトリウム	4
350	ペルメトリン	1,187
405	ほう素化合物	343
427	カルバリル	12,584
428	フェノブカルブ	10,434
合 計		35,776

注:生活害虫防除剤協議会の調査(平成27年4月～平成28年3月実績)等による。

3. 推計方法

生活害虫防除剤協議会の調査等により把握された不快害虫用殺虫剤としての全国出荷量等を用いた。推計の手順は以下に示すとおりである。推計対象年度の全国出荷量は全量が使用され、環境中へ排出されると仮定して全国の届出外排出量を算出した。また、不快害虫用殺虫剤の使用量は、「I家庭用殺虫剤」と同様に都道府県別の夏日日数及び世帯数に比例するとみなし、これらのデータを用いて都道府県ごとの排出量を推計した。

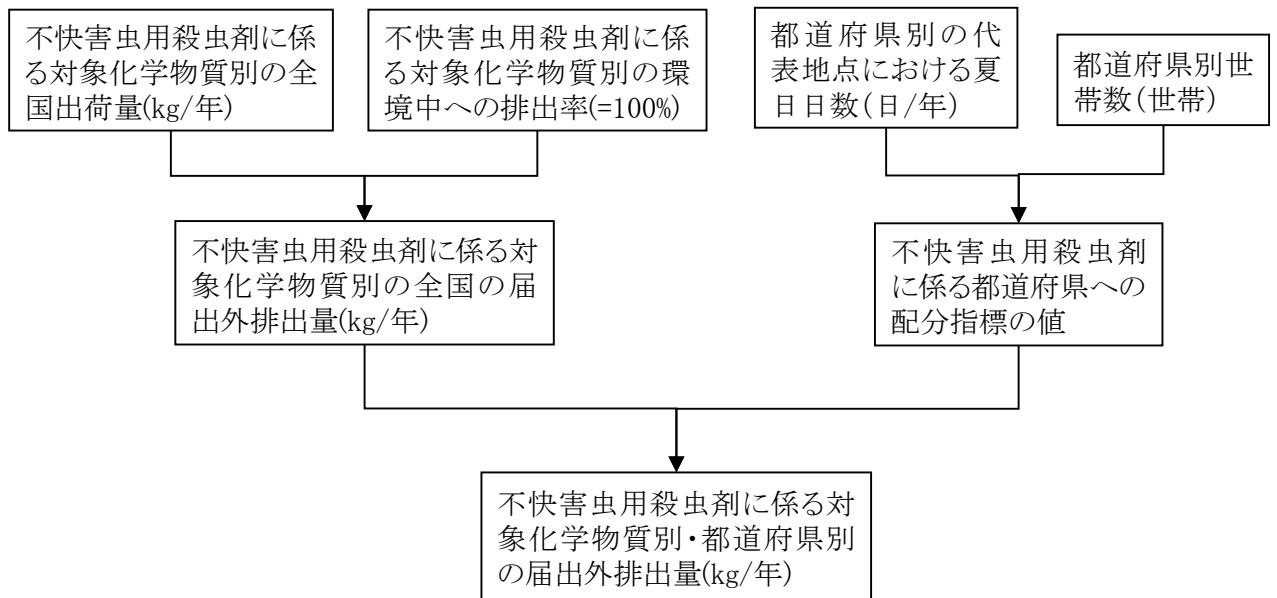


図 3 不快害虫用殺虫剤に係る排出量の推計フロー

4. 推計結果

不快害虫用殺虫剤に係る排出量推計結果を表 7 に示す。不快害虫用殺虫剤に係る対象化学物質の排出量の合計は約 36t と推計された。

表 7 不快害虫用殺虫剤に係る排出量推計結果(平成 27 年度;全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
22	フィプロニル			26		26
64	エトフェンプロックス			878		878
80	キシレン			438		438
139	トラロメトリン			615		615
140	フェンプロパトリン			1,210		1,210
153	テトラメトリン			6,739		6,739
207	2, 6-ジーターシャリーブチル-4-クレゾール			739		739
251	フェニトロチオン			578		578
257	デカノール			1		1
275	ドデシル硫酸ナトリウム			4		4
350	ペルメトリン			1,187		1,187
405	ほう素化合物			343		343
427	カルバリル			12,584		12,584
428	フェノブカルブ			10,434		10,434
合 計				35,776		35,776

注:平成 20 年の化管法施行令の改正により対象化学物質に追加された物質を網掛けで示す。

IV シロアリ防除剤

1. 届出外排出量と考えられる排出

シロアリ防除剤は建築物の床下にシロアリを駆除する目的で散布等されるものであり、使用量の全量が環境中へ排出されるものと考えられる。これらは、すべて届出外排出量に該当する。

2. 推計を行う対象化学物質

(公社)日本しろあり対策協会の会員企業へのアンケート調査に基づき、表8に示す対象化学物質について推計を行った。

表8 シロアリ防除剤の全国出荷量(平成27年度)

物質番号	対象化学物質名	全国出荷量(kg/年)		
		業務用	一般消費者用	合計
22	フィプロニル	2,673		2,673
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)	1,688		1,688
53	エチルベンゼン	808		808
57	エチレングリコールモノエチルエーテル	900		900
64	エトフェンプロックス	2,894	179	3,073
80	キシレン	2,676	542	3,218
87	クロム及び三価クロム化合物	2		2
117	テブコナゾール	1,788		1,788
139	トラロメトリン	6	71	77
171	プロピコナゾール	2,987		2,987
256	デカン酸	372		372
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン	3,002		3,002
300	トルエン	600		600
346	2-フェニルフェノール	9,846		9,846
350	ペルメトリン	4,542	669	5,211
405	ほう素化合物	52		52
407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	10		10
410	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル	106		106
428	フェノブカルブ	12,817		12,817
合 計		47,768	1,461	49,229

注1:(公社)日本しろあり対策協会の会員企業へのアンケート調査による(平成27年4月～平成28年3月実績)。

注2:四捨五入の関係で、各列の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

3. 推計方法

(公社)日本しろあり対策協会の会員企業等へのアンケート調査により把握されたシロアリ防除剤としての全国出荷量等を用いた。推計の手順は以下に示すとおりである。推計対象年度の全国出荷量は全量が使用され、環境中へ排出されると仮定して全国の届出外排出量を算出した。地域別のシロアリ防除の状況と建築物の1階部分の床下面積(図中では「予防対策可能面積」と表記)等を考慮することで都道府県別の届出外排出量の算出を行った。なお、既築建築物は5年に一度の割合でシロアリ防除をするものと仮定した。

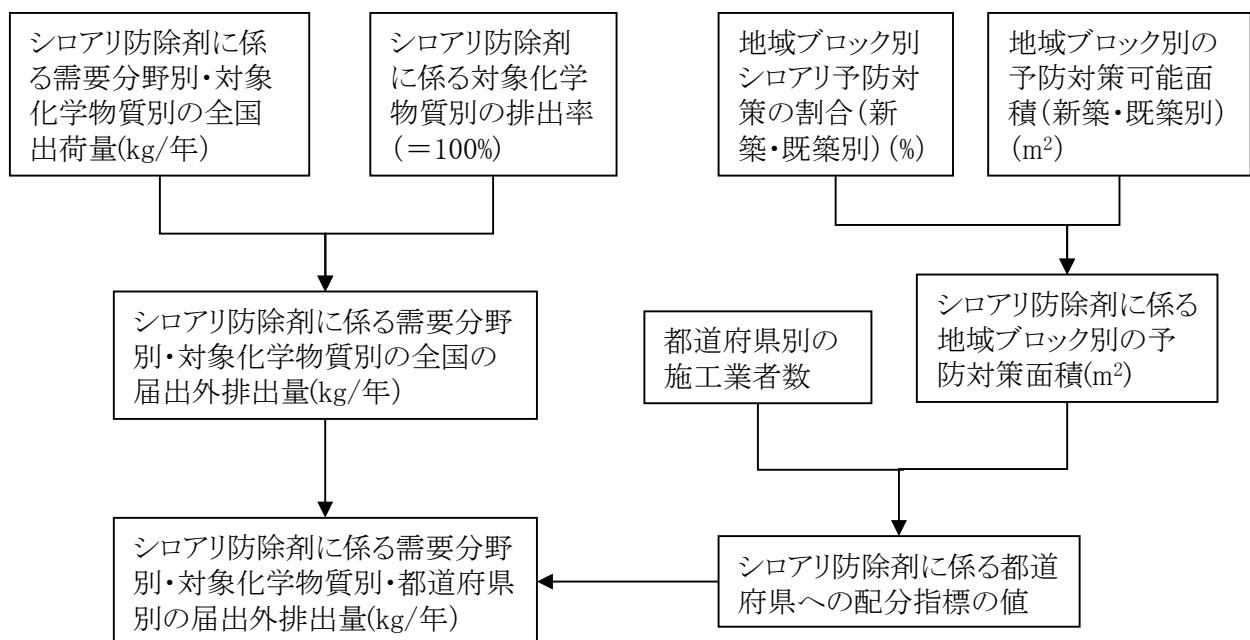


図 4 シロアリ防除剤に係る排出量の推計フロー

4. 推計結果

シロアリ防除剤に係る排出量推計結果を表 9 に示す。シロアリ防除剤に係る対象化学物質の排出量の合計は約 49t と推計された。

表 9 シロアリ防除剤に係る排出量推計結果(平成 27 年度;全国)(その1)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
22	フィプロニル		2,673			2,673
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)		1,688			1,688
53	エチルベンゼン		808			808
57	エチレングリコールモノエチルエーテル		900			900
64	エトフェンプロックス		2,894	179		3,073
80	キシレン		2,676	542		3,218
87	クロム及び三価クロム化合物		2			2
117	テブコナゾール		1,788			1,788
139	トラロメトリン		6	71		77
171	プロピコナゾール		2,987			2,987
256	デカン酸		372			372
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン		3,002			3,002
300	トルエン		600			600
346	2-フェニルフェノール		9,846			9,846
350	ペルメトリン		4,542	669		5,211
405	ほう素化合物		52			52
407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)		10			10
410	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル		106			106
428	フェノブカルブ		12,817			12,817
合計			47,768	1,461		49,229

注1:平成 20 年の化管法施行令の改正により対象化学物質に追加された物質を網掛けで示す。

注2:四捨五入の関係で、各列の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

V 殺虫剤集計(家庭用殺虫剤、防疫用殺虫剤、不快害虫用殺虫剤、シロアリ防除剤)

殺虫剤(家庭用殺虫剤、防疫用殺虫剤、不快害虫用殺虫剤、シロアリ防除剤)を合計すると、全国の届出外排出量は約 268t であり、有効成分ではジクロルボス及びジクロロベンゼンの排出量が、補助剤ではキシレンの排出量が多い(図 5)。

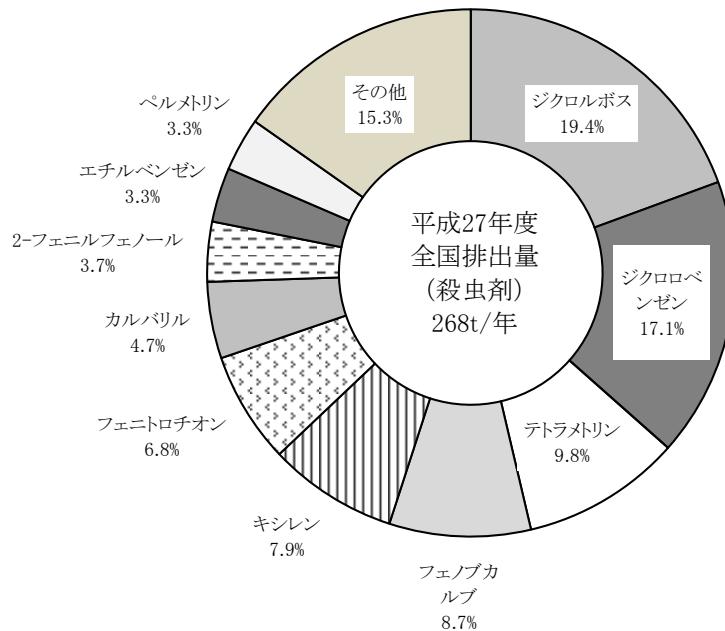


図 5 殺虫剤に係る排出量の推計結果
(平成 27 年度;全国)

表 10 殺虫剤に係る排出量推計結果(平成 27 年度;全国)(その1)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
22	フィプロニル		2,673	26		2,699
29	1-アリルオキシー-2, 3-エポキシプロパン		30			30
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)		1,911	3,804		5,715
53	エチルベンゼン		8,950			8,950
57	エチレングリコールモノエチルエーテル		900			900
64	エトフェンプロックス		3,998	1,057		5,055
80	キシレン		20,318	980		21,298
86	クレゾール			2,803		2,803
87	クロム及び三価クロム化合物		2			2
117	テブコナゾール		1,788			1,788
139	トラロメトリン		6	686		692
140	フェンプロパトリン			1,210		1,210

注:平成 20 年の化管法施行令の改正により対象化学物質に追加された物質を網掛けで示す。

表 10 殺虫剤に係る排出量推計結果(平成 27 年度;全国)(その 2)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
153	テトラメトリン		536	25,711		26,247
171	プロピコナゾール		2,987			2,987
181	ジクロロベンゼン		25,950	20,021		45,971
207	2, 6-ジーターシャリーブチル-4-クレゾール			1,794		1,794
248	ダイアジノン		340	40		380
251	フェニトロチオン		17,737	578		18,315
252	フェンチオン		4,192	1,907		6,099
256	デカン酸		372			372
257	デシルアルコール(別名デカノール)			1		1
275	ドデシル硫酸ナトリウム			4		4
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン		3,002			3,002
300	トルエン		602			602
346	2-フェニルフェノール		9,846			9,846
350	ペルメトリン		6,260	2,527		8,787
405	ほう素化合物		52	343		395
407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)		809	773		1,582
408	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエーテル		301			301
410	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル		1,581	913		2,494
427	カルバリル			12,584		12,584
428	フェノブカルブ		12,817	10,434		23,251
457	ジクロルボス		42,196	9,822		52,018
合計			170,155	98,018		268,174

注 1:平成 20 年の化管法施行令の改正により対象化学物質に追加された物質を網掛けで示す。

注 2:四捨五入の関係で、各列の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

【参考 4】

接着剤に係る排出量

1. 届出外排出量と考えられる排出

PRTR で事業者の届出対象とならない主な排出は、①建築・土木現場での接着剤の使用に伴う排出、②合板等の建築資材や家庭用の家具等の木工品に使われた接着剤中のホルムアルデヒド(樹脂原料)の建築・土木現場や家庭での二次排出であると考えられる(なお、事業所で建築資材や木工品を製造する者は製造業者であり、当該製造工程における排出量は届出対象となる)(表 1)。

表 1 接着剤の需要分野と推計区分の対応

「接着剤」の 需要分野	届出外排出量の推計区分				届出 排出量	
	非対象業種		家庭			
	建築工事業等	土木 工事業				
住宅	非住宅					
合板	△	△	△		○	
二次合板	△	△	△		○	
木工品	△	△		△	○	
建築材料	△	△	△		○	
建築工場	○	○				
土木			○			
家庭用				○		
その他(製造工場用等)					○	

注:表中の記号の意味は、以下のとおり。

○:一次排出(接着剤の使用段階で直ちに排出されるもの)

△:二次排出(接着剤の使用段階以降に少量ずつ排出されるもの)

2. 推計を行う対象化学物質

接着剤には、樹脂を溶かすための溶剤や、未反応で製品中に残存している樹脂原料が含まれており、いずれも接着剤の使用に伴って大半が環境中へ排出される。接着剤に関しては、表 2 に示す 9 物質について推計を行った。

表 2 接着剤に関する推計を行う対象化学物質

原材料用途	物質 番号	対象化学物質名
溶剤	80	キシレン
	300	トルエン
	392	ノルマルヘキサン
樹脂原料	3	アクリル酸エチル
	5	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル
	8	アクリル酸メチル
	134	酢酸ビニル
	411	ホルムアルデヒド
	420	メタクリル酸メチル

注:日本接着剤工業会へのヒアリング調査結果(平成 28 年 12 月)による。スチレン(物質番号 240)については、標準組成は設定されているがスチレンを含有する接着剤の出荷がなかつたため、結果として推計値は算出していない。

3. 推計方法

推計対象年度の全国出荷量はすべて使用され、製品中に含まれる対象化学物質が一定の割合で環境中へ排出されるものと仮定し、推計を行った。推計の手順は図1に示すとおりである。

接着剤の製品は数多くの成分から構成されており、製品としての全国出荷量に対して、製品中に含まれている対象化学物質の含有率(=標準組成)を乗じることで、対象化学物質の全国使用量が推計される。その全国使用量に対して、実際に環境中へ排出される割合(=排出率)を更に乗じることで、全国における対象化学物質の排出量を推計した。また、例えば建築現場において使用される場合には排出量は新築着工床面積に比例する、等の仮定に基づき、需要分野ごとの配分指標を設定し、都道府県別の排出量を推計した。

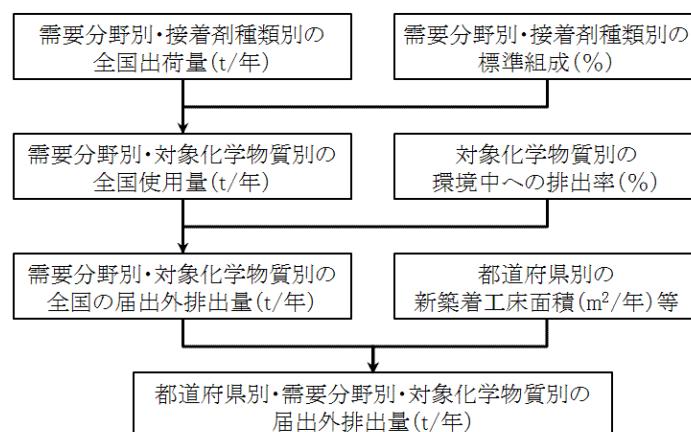


図1 接着剤に係る排出量の推計フロー

4. 推計結果

接着剤に係る排出量の推計結果を図2、表3に示す。接着剤に係る対象化学物質の排出量の合計は、約0.8千tと推計された。

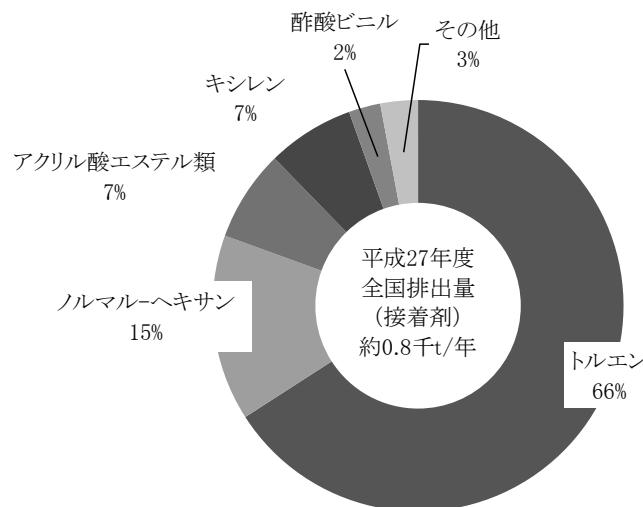


図2 接着剤に係る排出量の推計結果(平成27年度;全国)

表3 接着剤に係る排出量の推計結果(平成27年度;全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
3	アクリル酸エチル		17,480	1,114		18,594
5	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル		17,480	1,114		18,594
8	アクリル酸メチル		17,480	1,114		18,594
80	キシレン		53,326			53,326
134	酢酸ビニル		18,419	993		19,412
300	トルエン		512,920			512,920
392	ノルマルーケサン		91,440	22,425		113,865
411	ホルムアルデヒド		17,482	143		17,624
420	メタクリル酸メチル		5,383			5,383
合 計			751,409	26,904		778,313

注1:平成27年においてはスチレンを含む接着剤の出荷がなかったため、スチレンの推計結果はゼロである。(ただし、接着剤に係る排出量推計では、全国出荷量は「年度」ではなく「年」を基準とする統計データ(接着剤実態報告書(日本接着剤工業会))を基に推計せざるを得ないことから、各年の全国出荷量をその年度の全国出荷量と同一とみなすこととしている。)

注2:平成20年の化管法施行令の改正により対象化学物質に追加された物質を網掛けで示す。

注3:四捨五入の関係で、各列または各行の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

【参考5】

塗料に係る排出量

1. 届出外排出量と考えられる排出

接着剤に係る排出と同様に建築現場、土木現場、家庭での塗料使用に伴う排出があり、さらに、路面標示に伴う排出があると考えられる(表1)。

表1 塗料の需要分野と推計区分の対応

「塗料製造業実態調査報告書」の需要分野	届出外排出量の推計区分				届出 排出量			
	非対象業種			家庭				
	建築工事業等		土木 工事業					
	住宅	非住宅						
建物	○	○						
構造物			○					
路面標示				○				
家庭					○			
その他(製造業用等)					○			

2. 推計を行う対象化学物質

塗料には、樹脂を溶かすための溶剤や顔料が含まれており、いずれも塗料の使用に伴って大半が環境中へ排出されると考えられる。塗料に関しては、表2に示す10物質について推計を行った。

表2 塗料に関して推計を行う対象化学物質

原材料用途	物質番号	対象化学物質名
溶剤	53	エチルベンゼン
	57	エチレングリコールモノエチルエーテル
	80	キシレン
	240	スチレン
	297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン
	300	トルエン
可塑剤	354	フタル酸ジーカルマラーブチル
	355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)
顔料	88	六価クロム化合物
	305	鉛化合物

注:(一社)日本塗料工業会へのヒアリング調査結果(平成28年12月)による。

3. 推計方法

推計対象年度の全国出荷量はすべて使用され、製品中に含まれる対象化学物質が一定の割合で環境中へ排出されるものと仮定し、推計を行った。推計の手順は図1に示すとおりであり、接着剤に係る排出量の場合と概ね同様である。製品としての全国出荷量に対して、製品中に含まれている対象化学物質の含有率(=標準組成)を乗じて対象化学物質の全国使用量を推計し、実際に環境中へ排出される割合(=排出率)を更に乗じることで、全国における対象化学物質の排出量を推計した。また、例えば建築現場において使用される場合には排出量は新築着工床面積に比例する、等の仮定に基づき、需要分野ごとの配分指標を設定し、都道府県別の排出量を推計した(図1)。

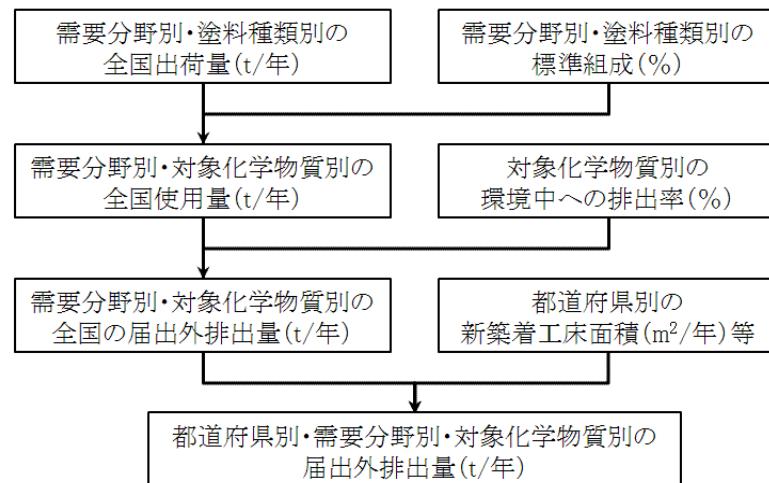


図1 塗料に係る排出量の推計フロー

4. 推計結果

塗料に係る排出量推計結果を図2、表3に示す。塗料に係る対象化学物質の排出量の合計は、約35千tと推計された。

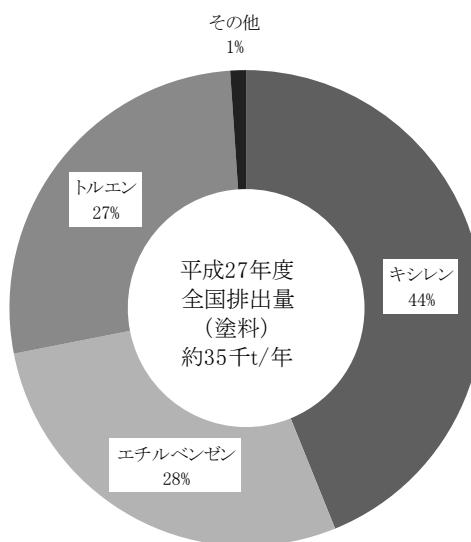


図2 塗料に係る排出量の推計結果(平成 27 年度;全国)

表3 塗料に係る排出量の推計結果(平成27年度;全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
53	エチルベンゼン		9,078,444	630,520		9,708,964
57	エチレングリコールモノエチルエーテル		29,584			29,584
80	キシレン		14,263,959	914,671		15,178,630
88	六価クロム化合物		8,664			8,664
240	スチレン		408			408
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン		237,493	33,946		271,439
300	トルエン		8,535,734	803,845		9,339,580
305	鉛化合物		36,570			36,570
354	フタル酸ジノルマールーブチル		25,002	141		25,143
355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)		1,287			1,287
合 計			32,217,143	2,383,124		34,600,268

注:四捨五入の関係で、各列または各行の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

【参考6】

漁網防汚剤に係る排出量

1. 届出外排出量と考えられる排出

漁網防汚剤は、養殖場で用いられる網及び定置網に塗布されており、漁業や水産養殖業といった非対象業種において使用されている。漁網防汚剤の使用方法は、染色のようにタンク中で網を薬品につけ込んだ後、溶剤を蒸発させ、水中で網を使用するというものであり、ここでは使用する化学物質の全量が環境中へ排出され、また、薬品の塗布作業は養殖場又は定置網が張られる地域と同一の地域で実施されると仮定して排出量の推計を行った。

2. 推計を行う対象化学物質

水産庁によると、漁網防汚剤に含まれる対象化学物質は、有効成分としてはポリカーバメート、ほう素化合物(トリフェニル(オクタデシルアミン)ボロン等)、溶剤としてはキシレンがあり、これら3物質について推計を行った。

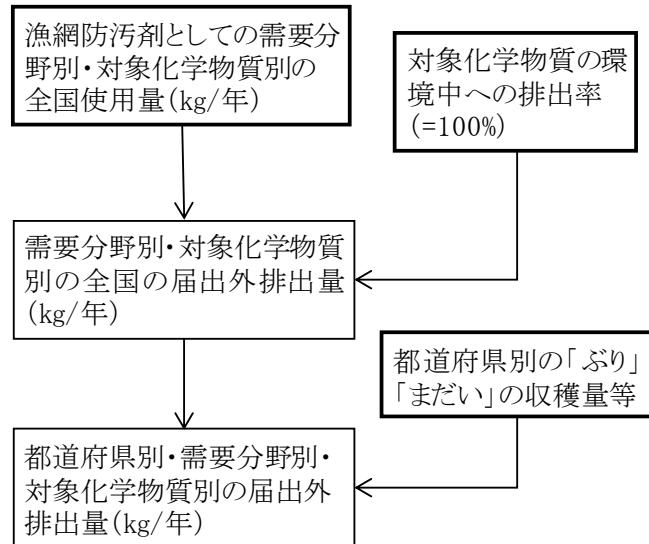
3. 推計方法

推計の手順は図1に示すとおりである。対象化学物質の需要分野(海面養殖用及び定置網用)別の全国使用量(表1)が把握できるので、全量が使用され、環境に排出されると仮定して全国排出量を算出し、需要分野別の配分指標を用いて都道府県別の排出量を推計した。配分指標は、海面養殖用に用いられる漁網防汚剤の都道府県別の使用量は、対象化学物質に該当する有効成分を含む漁網が主に使用される「ぶり」や「まだい」の都道府県別収穫量に比例する等の仮定に基づき設定した。

表1 漁網防汚剤に係る対象化学物質の全国使用量(平成27年度)

対象化学物質		全国使用量(kg/年)		
物質番号	物質名	海面養殖	定置網	合計
80	キシレン	1,432,709	3,239,198	4,671,907
329	ポリカーバメート	254	287,154	287,408
405	ほう素化合物	456	671	1,127
合計		1,433,419	3,527,023	4,960,442

資料:水産庁調査(平成27年1月～12月の使用量)を平成27年度の使用量とみなした。



注:需要分野とは「海面養殖用」、「定置網用」を示す。

図 1 漁網防汚剤に係る排出量の推計フロー

4. 推計結果

漁網防汚剤に係る排出量推計結果を表 2 に示す。漁網防汚剤に係る対象化学物質の排出量の合計は約 5.0 千 t と推計された。

表 2 漁網防汚剤に係る排出量推計結果(平成 27 年度;全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
80	キシレン		4,671,907			4,671,907
329	ポリカーバメート		287,408			287,408
405	ほう素化合物		1,127			1,127
合 計			4,960,442			4,960,442

【参考 7】

洗浄剤・化粧品等に係る排出量

洗浄剤・化粧品等の成分には、界面活性剤として使用される対象化学物質と、中和剤として使用される対象化学物質(洗浄剤のみ)が含まれる。本項では、2つの用途ごとの排出量の推計方法を示す。

I 界面活性剤

1. 届出外排出量として考えられる排出

界面活性剤は表 1 に示す需要分野の製品で成分として使用されている。このうち、化粧品、身体用洗浄剤、台所用洗浄剤、洗濯・住宅用等洗浄剤については、ほとんどが家庭で使用され環境中へ排出されていると考えられる。また、業務用洗浄剤等については主に飲食業(食器洗い)や建物サービス業(フロア清掃)等の分野での使用が考えられる(表 1)。

表 1 界面活性剤の需要分野と推計区分との対応

需要分野	届出外排出量	
	家庭	非対象業種
化粧品	○	
身体用洗浄剤	○	
台所用洗浄剤	○	
洗濯・住宅用等洗浄剤	○	
業務用洗浄剤等(食器洗い用)		○
業務用洗浄剤等(洗濯・清掃用等)		○
肥料		○
その他		○

2. 推計を行う対象化学物質

日本界面活性剤工業会及び日本石鹼洗剤工業会の調査によると、界面活性剤として使用されている対象化学物質は表 2 に示す 8 物質であり、これらについて推計を行った。

表2 界面活性剤の対象化学物質と全国出荷量(平成27年度)

物質番号	対象化学物質名	略称	備考	全国出荷量(t/年)
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)	LAS		45,998
224	N,N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド	AO	アミンオキシドの一部	3,717
275	ドデシル硫酸ナトリウム	AS		11,408
389	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=クロリド	HDTMAC		224
407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	AE		105,202
408	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエーテル	OPE	p-オクチルフェノールが原料	99
409	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	AES		15,793
410	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル	NPE	ノニルフェノールが原料	458
合計				182,900

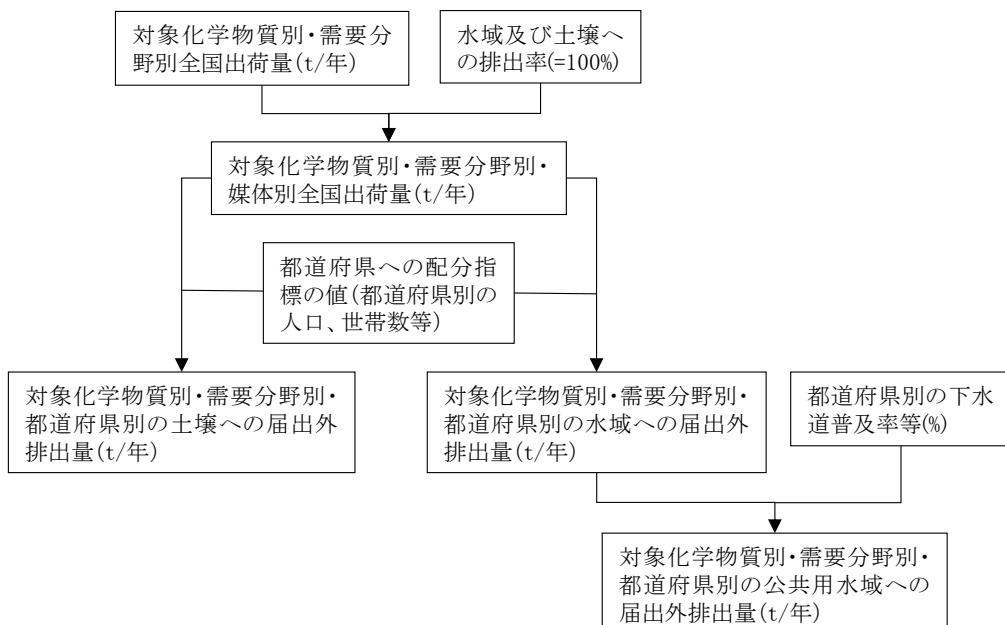
注1:日本界面活性剤工業会・日本石鹼洗剤工業会調査(2016年度PRTR対象界面活性剤流通状況調査報告書)

注2:全国出荷量は、対象業種への全国出荷量と「農薬」における推計値を除外している。

注3:四捨五入の関係で、列の合計と合計欄の数値が一致しない。

3. 推計方法

推計の手順は図1に示すとおりである。推計対象年度の全国出荷量は全量が使用、排出されると仮定して、全国の排出量を算出した。使用量は人口(人)等に比例すると仮定して、都道府県別の届出外排出量を算出した。ただし、PRTRにおける届出外排出量としては、下水道へ移行する数量が含まれないため、都道府県別の下水道普及率及び合併浄化槽の普及率・除去率を考慮し、下水道への移動量及び浄化槽で除去される量を差し引くことにより、公共用水域への排出量を算出した。



注1:需要分野とは「化粧品」、「身体用洗浄剤」等を示す。

注2:「肥料」は全量が環境中に排出されると仮定した(下水道普及率は考慮しない)。

注3:「下水道普及率等」には合併浄化槽の普及率・除去率を含む。

図1 洗浄剤・化粧品等(界面活性剤)に係る排出量の推計フロー

4. 推計結果

洗浄剤・化粧品等(界面活性剤)に係る排出量推計結果を図2、表3に示す。界面活性剤に係る対象化学物質(8物質)の排出量の合計は約33千tと推計された。

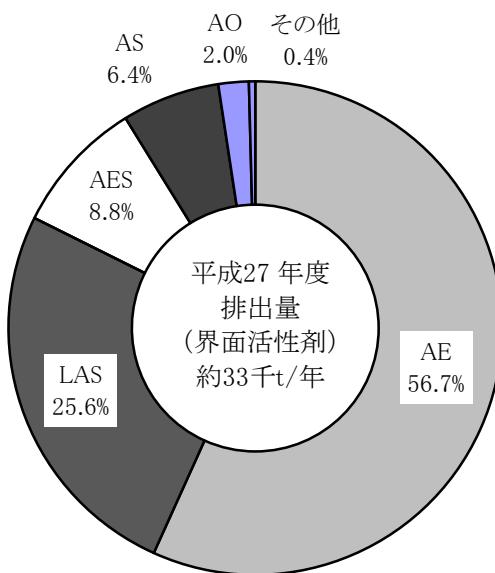


図2 洗浄剤・化粧品等(界面活性剤)に係る排出量の推計結果(平成27年度;全国)

表3 洗浄剤・化粧品等(界面活性剤)に係る排出量推計結果(平成27年度;全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)		687,861	7,790,100		8,477,961
224	N,N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド		76,086	582,089		658,175
275	ドデシル硫酸ナトリウム		43,252	2,078,362		2,121,614
389	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=クロリド		4,766	37,796		42,562
407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)		2,588,546	16,197,721		18,786,267
408	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエーテル		15,509	1,598		17,108
409	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム		63,852	2,859,825		2,923,677
410	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル		75,563	1,946		77,509
合 計			3,555,436	29,549,437		33,104,873

注1:平成20年の化管法施行令の改正により対象化学物質に追加された物質を網掛けで示す。

注2:四捨五入の関係で、各列または各行の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

II 中和剤等

1. 届出外排出量と考えられる排出

日本石鹼洗剤工業会によると、中和剤等は家庭用洗浄剤のうち主に住宅用及び洗濯用のものと業務用洗浄剤に使用されている。家庭用については使用場所で全量が排出されると考えられ、推計対象とした。また、業務用洗浄剤については、飲食店、建物サービス業等で使用されるものを推計対象とした。

2. 推計を行う対象化学物質

日本石鹼洗剤工業会の調査によると、中和剤として使用されている対象化学物質は表4に示す2物質であり、これらについて推計を行った。2-アミノエタノールは洗浄剤の製造段階で塩になるものがあるものの、使用段階では容易に解離して2-アミノエタノールになり、使用量の全量が水域へ排出されると考えられる。

表4 中和剤の対象化学物質と全国出荷量(平成27年度)

物質番号	対象化学物質名	略称	全国出荷量(t/年)
20	2-アミノエタノール	MEA	7,684
60	エチレンジアミン四酢酸	EDTA	6
合計			7,690

注:日本石鹼洗剤工業会調査(平成28年10月)

3. 推計方法

日本石鹼洗剤工業会の調査により把握された中和剤等としての対象化学物質の全国出荷量等を用いた。推計の手順は以下に示すとおりである。推計対象年度の全国出荷量は全量が使用、排出されると仮定して、全国の排出量を算出した。家庭用洗浄剤の使用量は世帯数等に、業務用洗浄剤の使用量は飲食店や建物サービス業等の従業員数等に比例すると仮定して、都道府県別の届出外排出量を算出した。ただし、排出された対象化学物質は、界面活性剤同様、公共用水域と下水道に区分する必要があるため、下水道普及率を考慮し、下水道への移動量を差し引いた。

なお、合併浄化槽による除去率については、現時点では利用可能なデータが得られないため、考慮していない。

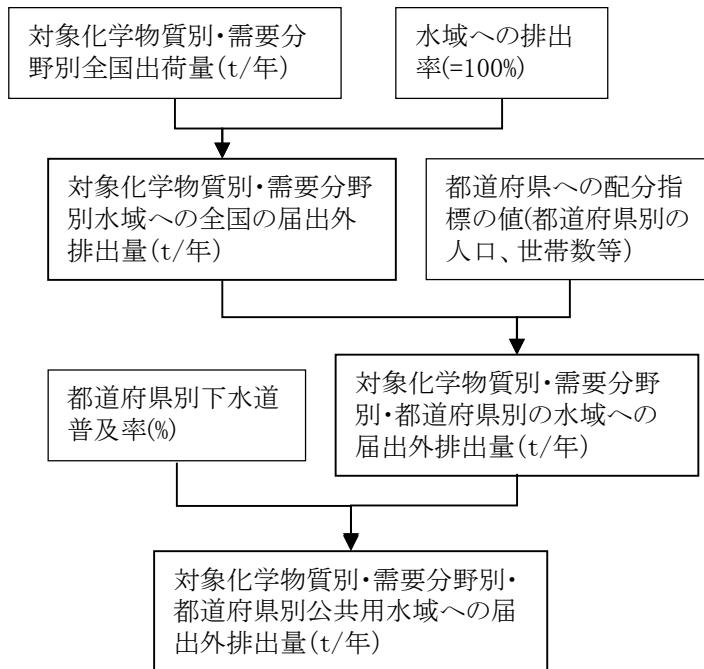


図3 洗浄剤・化粧品等(中和剤等)に係る排出量の推計フロー

4. 推計結果

洗浄剤・化粧品等(中和剤等)に係る排出量推計結果を表5に示す。中和剤等に係る届出外排出量の合計は約2.0千tと推計された。

表5 洗浄剤・化粧品等(中和剤等)に係る排出量推計結果(平成27年度;全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
20	2-アミノエタノール		60,494	1,978,430		2,038,924
60	エチレンジアミン四酢酸			1,655		1,655
合 計			60,494	1,980,084		2,040,578

注:四捨五入の関係で、各列の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

【参考 8】

防虫剤・消臭剤に係る排出量

1. 届出外排出量と考えられる排出

防虫剤・消臭剤は主に一般家庭用として用いられており、使用量の全量が環境中へ排出されるものと考えられ、届出外排出量となる。家庭用として出荷されたものが一部洗濯業等で使用されている可能性があるものの、家庭用と業務用の使用量の区別が困難であるため、排出量のすべてを「家庭からの排出量」として推計した。

2. 推計を行う対象化学物質

日本繊維製品防虫剤工業会によると、防虫剤・消臭剤の成分として使用されている対象化学物質はジクロロベンゼン(物質番号 181)とナフタレン(同 302)であり、これについて推計を行った。

3. 推計方法

日本繊維製品防虫剤工業会により把握されている、ジクロロベンゼン及びナフタレンの防虫剤・消臭剤としての全国出荷量等(平成 27 年度実績:8,639t/年)を用いた。推計に当たっては以下に示すとおり、推計対象年度の全国出荷量は全量使用、排出されると仮定し、全国の排出量を算出した。防虫剤・消臭剤の使用量は世帯数等に比例すると仮定し、都道府県別の排出量を推計した。

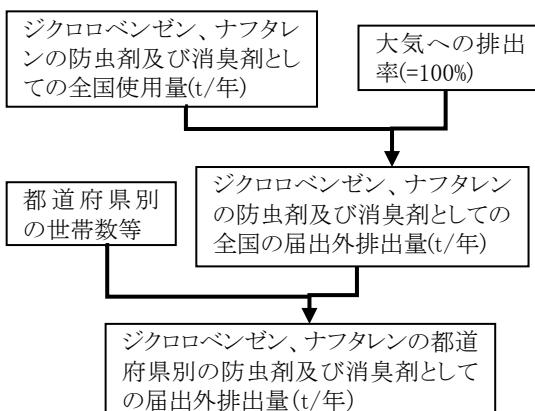


図1 防虫剤・消臭剤に係る排出量の推計フロー

表1 防虫剤・消臭剤に係るジクロロベンゼン等の需要分野別全国出荷量(平成 27 年度)

需要分野	全国出荷量(t/年)		
	ジクロロベンゼン	ナフタレン	合計
防虫剤	7,943	149	8,093
消臭剤	547		547
合計	8,490	149	8,639

注1:日本繊維製品防虫剤工業会調査等(平成 28 年 12 月)

注2:四捨五入の関係で、各行の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

4. 推計結果

防虫剤・消臭剤に係る排出量の推計結果を表 2 に示す。防虫剤・消臭剤に係る排出量の合計は約 8.6 千 t と推計された。

表2 防虫剤・消臭剤に係る排出量推計結果(平成 27 年度;全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
181	ジクロロベンゼン			8,489,700		8,489,700
302	ナフタレン			149,300		149,300
	合計			8,639,000		8,639,000

注:平成 20 年の化管法施行令の改正により対象化学物質に追加された物質を網掛けで示す。

【参考9】

汎用エンジンに係る排出量

1. 届出外排出量と考えられる排出

汎用エンジン(自動車等の移動体の動力源等に用いられるエンジン以外のもの)を搭載した機器は、軽油又はガソリン等を燃料として消費して稼働する。このときの排ガスに含まれる対象化学物質について推計を行った。

2. 推計を行う対象化学物質

汎用エンジンから排出される対象化学物質の種類は、自動車、二輪車、特殊自動車のうち産業機械等、類似のエンジンを搭載している移動体から排出される物質の種類と同一と仮定した。具体的にはアクロレイン(物質番号:10)、アセトアルデヒド(12)、エチルベンゼン(53)、キシレン(80)、スチレン(240)、1, 2, 4-トリメチルベンゼン(296)、1, 3, 5-トリメチルベンゼン(297)、トルエン(300)、1, 3-ブタジエン(351)、ノルマルヘキサン(392)、ベンズアルデヒド(399)、ベンゼン(400)、ホルムアルデヒド(411)について推計を行った。

3. 推計方法

推計方法は概ね特殊自動車と同じであるため、詳細は【参考13】を参照のこと。基本的には、機種別・出荷年別の全国合計の年間稼働時間と機種別の平均出力から機種別の全国合計の年間仕事量(GWh/年)を算出し、これに機種別の仕事量当たりの排出係数(g/kWh)を乗じて全国の排出量を推計した。また、表1に示す都道府県別の配分指標を用い、都道府県別の排出量を推計した。以上の推計方法をフローとして図1に示す。

表1 汎用エンジンに係る機種別の都道府県への配分指標

機種	関連指標	資料名
刈払機 チェーンソー	都道府県別人工林面積(ha)	「都道府県別 森林率・人口林率」 (平成24年3月31日現在) (林野庁ホームページ)
動力脱穀機	都道府県別作付面積 (水稻、陸稻、麦類)(ha)	「第90次農林水産省統計表」(平成28年、農林水産省統計情報部)
コンクリートミキサ 大型コンプレッサ 発電機	都道府県別元請完成工事高 (百万円)	「平成26年建設工事施工統計調査報告」(平成28年3月、国土交通省総合政策局情報政策課建設統計室)

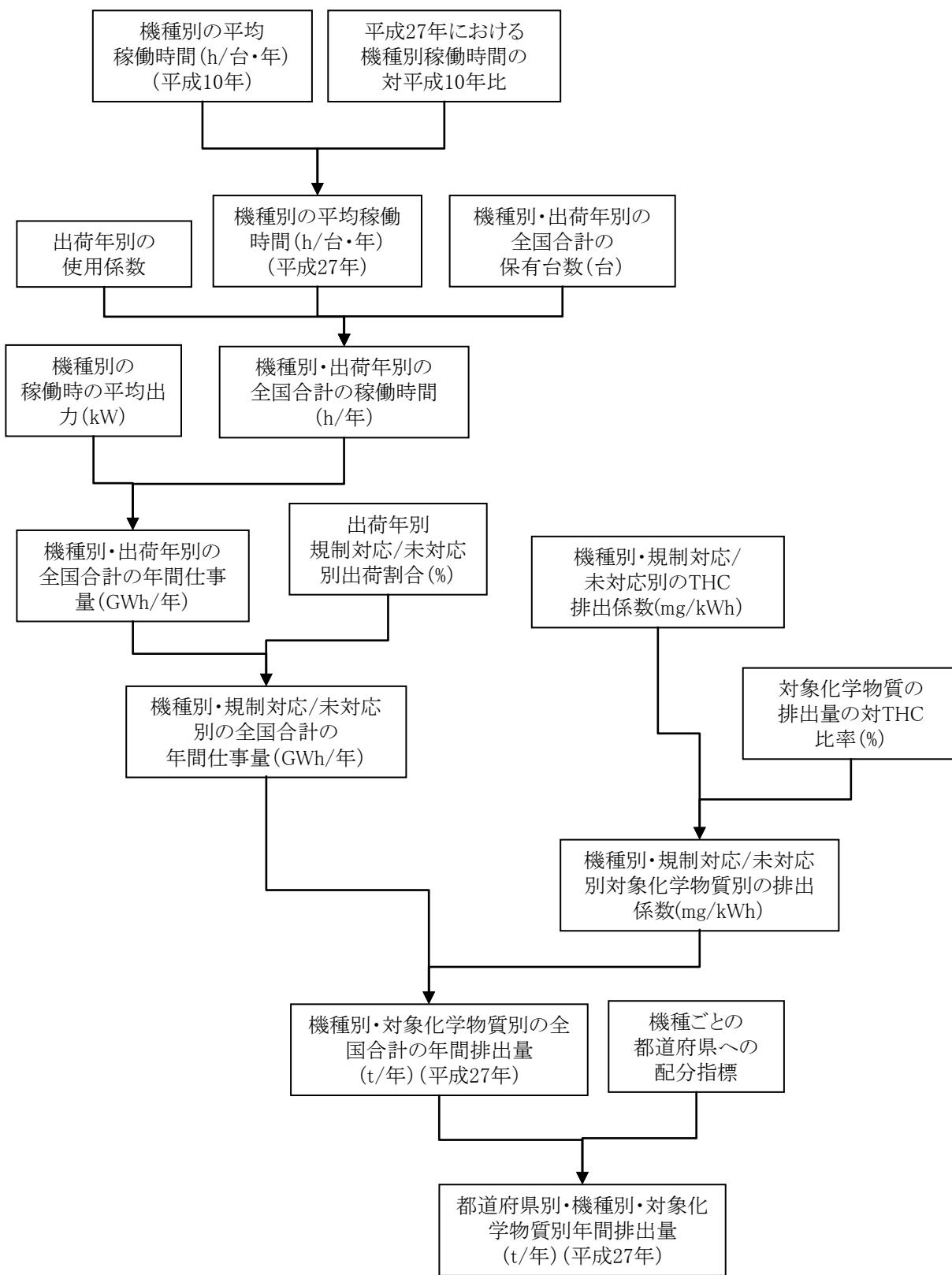


図1 汎用エンジンに係る排出量の推計フロー

4. 推計結果

汎用エンジンに係る排出量推計結果を表2、表3に示す。汎用エンジンに係る対象化学物質(13物質)の排出量の合計は約3.1千tと推計された。

表2 汎用エンジンに係る排出量の推計結果(平成27年度;全国)

対象化学物質		対象化学物質排出量(kg/年)						
物質番号	物質名	コンクリートミキサ	大型コンプレッサ	刈払機	チェーンソー	動力脱穀機	発電機	合計
10	アクロレイン	5	559	2,602	218	17	3,902	7,303
12	アセトアルデヒド	19	2,339	16,193	1,356	70	17,050	37,027
53	エチルベンゼン	2	302	75,181	6,296	9	12,334	94,125
80	キシレン	8	1,042	393,256	32,934	31	61,125	488,397
240	スチレン	3	339	49,735	4,165	10	9,040	63,293
296	1, 2, 4-トリメチルベンゼン			60,145	5,037		8,339	73,521
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン	2	295	79,692	6,674	9	12,917	99,590
300	トルエン	10	1,200	740,246	61,994	36	110,231	913,717
351	1, 3-ブタジエン	5	560	23,133	1,937	17	6,751	32,402
392	ノルマル-ヘキサン			346,990	29,060		48,111	424,161
399	ベンズアルデヒド	2	278	13,995	1,172	8	3,698	19,153
400	ベンゼン	12	1,452	613,016	51,339	44	94,188	760,050
411	ホルムアルデヒド	87	10,719	31,229	2,615	322	72,182	117,155
合 計		155	19,084	2,445,414	204,798	573	459,870	3,129,894

注:四捨五入の関係で、各列または各行の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

表3 汎用エンジンに係る排出量推計結果(平成27年度;全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
10	アクロレイン		7,303			7,303
12	アセトアルデヒド		37,027			37,027
53	エチルベンゼン		94,125			94,125
80	キシレン		488,397			488,397
240	スチレン		63,293			63,293
296	1, 2, 4-トリメチルベンゼン		73,521			73,521
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン		99,590			99,590
300	トルエン		913,717			913,717
351	1, 3-ブタジエン		32,402			32,402
392	ノルマル-ヘキサン		424,161			424,161
399	ベンズアルデヒド		19,153			19,153
400	ベンゼン		760,050			760,050
411	ホルムアルデヒド		117,155			117,155
合 計			3,129,894			3,129,894

注:平成20年の化管法施行令の改正により対象化学物質に追加された物質を網掛けで示す。

(参考:汎用エンジンの機種別の概要)

機種	概要
コンクリートミキサ	<p>細骨材、セメント、水を練混ぜて均質の生コンクリートを製造する機械。</p>  <p>DIGITAL PHOTO by MINATODENKI - I.M 2009</p> <p>写真出典:ミナト電気工業ウェブページ</p>
大型コンプレッサ	<p>建設・土木現場で空気を圧縮する機械。空圧工具、ドリル、ブレーカ、エアガン、ダウンザホール、モルタル吹き付け、削岩機、リベット打ち等に利用される。</p>  <p>写真出典:デンヨー株式会社ウェブページ</p>
刈払機	<p>開墾の際除草剤で処理できない雑草や灌木を切り倒したり、土中に粉碎すき混んだりする機械を示す。芝刈り機も含まれる。チェーンソーは除く。</p>  <p>写真出典:本田技研工業株式会社ウェブページ</p>
チェーンソー	<p>人力で使用する刈払機の一種。</p>  <p>写真出典:ハスクバーナ・ゼノア株式会社ウェブページ</p>

機種	概要
動力脱穀機	<p>扱ぎ胴を動力で回転させ、こぎ束を支持し、穂先をこぎ室に入れて、穀粒や穂を稈から離脱させる機械。</p>  <p>写真出典:片倉機器工業株式会社ウェブページ</p>
発電機	<p>ここでは、内燃機関によって機械動力を起こし、その動力を受けて電力を発生する機械。</p> <p>※本項で推計対象とするのは(事業所内等において定置式で使用されるもの以外の)可搬式発電機のみである。</p>  <p>写真出典:本田技研工業株式会社ウェブページ</p>

【参考 10】

たばこの煙に係る排出量

1. 届出外排出量として考えられる排出

喫煙に伴う「たばこの煙」に含まれる対象化学物質は主に副流煙として環境中に排出されると考えられる。喫煙を行う場所は事業所や家庭等さまざまであるが、すべて「家庭」からの排出とみなした。

なお、いったん体内に吸引される主流煙については、体内への残存率等の推計に必要なデータが得られないことから、推計の対象外とした。

2. 推計を行う対象化学物質

たばこの煙に含まれる化学物質の種類は数千種類ともいわれているが、対象化学物質のうち、たばこ 1 本あたりの副流煙中の生成量が把握できた 9 物質について推計を行った(表 1)。なお、ダイオキシン類(物質番号:243)については、別途「ダイオキシン類」として推計を行っている。

表 1 たばこの煙として推計する対象化学物質とその生成量の値

物質番号	対象化学物質名	対象化学物質の生成量 ($\mu\text{g}/\text{本}$)
9	アクリロニトリル	97
10	アクロレイン	310
12	アセトアルデヒド	1,707
36	イソブレン	2,719
144	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く)	124
300	トルエン	597
351	1, 3-ブタジエン	364
400	ベンゼン	297
411	ホルムアルデヒド	447

資料:平成11年-12年度たばこ煙の成分分析について(厚生労働省)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/houkoku/seibun.html>

注1:上記資料における「標準的」燃焼条件における主要銘柄の単純平均値を示す。

注2:無機シアン化合物(物質番号144)は「シアン化水素」としての生成量を示す。

3. 推計方法

全国のたばこの販売本数と、たばこ 1 本あたりの対象化学物質の生成量を用いて全国の届出外排出量を推計し、その値を都道府県別の喫煙者数により都道府県に配分することにより、都道府県別の届出外排出量を推計した。

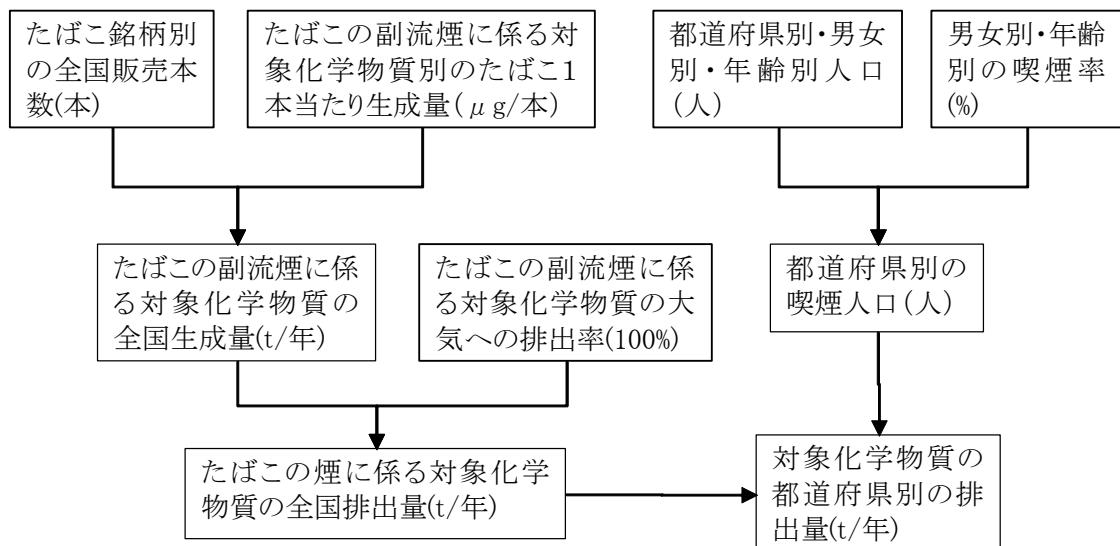


図 1 たばこの煙に係る排出量の推計フロー

4. 推計結果

たばこの煙に係る排出量の推計結果を表 2 に示す。たばこの煙に係る対象化学物質(9 物質)の排出量の合計は約 1.2 千 t と推計された。

表 2 たばこの煙に係る排出量推計結果(平成 27 年度;全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
9	アクリロニトリル			17,649		17,649
10	アクロレイン			56,948		56,948
12	アセトアルデヒド			313,075		313,075
36	イソブレン			496,580		496,580
144	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)			22,714		22,714
300	トルエン			109,058		109,058
351	1, 3-ブタジエン			66,564		66,564
400	ベンゼン			54,355		54,355
411	ホルムアルデヒド			81,936		81,936
合 計				1,218,881		1,218,881

注:四捨五入の関係で、各列の合計と合計欄の数値が一致しない。

【参考 1 1】

自動車に係る排出量

自動車から排出されるものとして、排気管からの排出ガス、ガソリンタンク等からの燃料蒸発ガス、タイヤ・ブレーキ等が摩耗して飛散する粒子状物質等があり、いずれも対象化学物質を含んでいる。

このうち、排気管からの排出ガスについては、コールドスタート時(冷始動時)には排気後処理装置の触媒が低温で活性状態ないこと、またガソリン・LPG 車は始動性及び始動直後の運転性確保の観点から燃料を增量して濃い混合気を供給していること等から、コールドスタート時の排出ガスの量が増加することが知られている。また、冷凍冷蔵庫や長距離走行用のトラック・バス等の車種の一部には、走行用のエンジンのほかに、冷凍機やクーラーの動力源として専用のエンジン(以下「サブエンジン式機器」という。)を搭載しているものもあり、その排気管からも排出ガスが生じる。

燃料蒸発ガスは、ガソリンスタンド等における給油時の排出と、給油後の走行中や駐車中等の排出に大別される。前者については、そのほとんどが燃料小売業の事業者からの排出量として事業者からの届出の対象となるか、あるいは「そそ切り以下の事業者」からの排出量として【参考 1】にて推計しているため、ここでは推計を行わず、後者について届出外排出量として推計を行った。

タイヤ・ブレーキ等の摩耗については、推計に必要なデータが現時点では得られていないため、推計の対象としない。

このため、自動車に係る排出量については、排気管からの排出ガス等について、暖機状態からの排出(以下「ホットスタート」という。)、コールドスタート時の増分、燃料蒸発ガス、サブエンジン式機器の 4 つに区分して推計を行った。

表 1 自動車に係る届出外排出量の推計の対象とする排出区分

排出区分			推計 対象	備考
燃焼	エンジン	暖機状態からの排出	<input type="radio"/>	「I ホットスタート」
		コールドスタート時 (冷始動時)の増分	<input type="radio"/>	「II コールドスタート時の増分」
	冷凍機・クーラー用の サブエンジン式機器からの排出		<input type="radio"/>	「IV サブエンジン式機器」
蒸発	給油時の排出			原則として届出対象
	給油後の排出		<input type="radio"/>	「III 燃料蒸発ガス」
摩耗	タイヤ・ブレーキ等の摩耗			現時点では必要なデータが得られて いない

I ホットスタート

1. 届出外排出量と考えられる排出

公道を走行するガソリン・LPG 車(以下「ガソリン車」という。)及びディーゼル車のエンジンからの排出ガスに含まれる対象化学物質を推計した。

2. 推計を行う対象化学物質

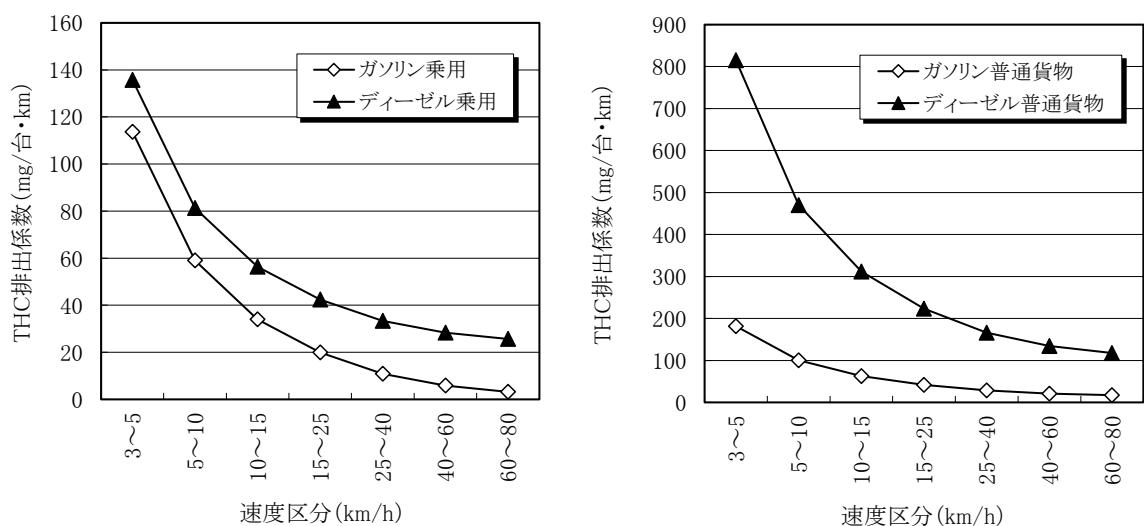
対象化学物質のうち、ホットスタートでの排出が報告され、データが利用可能なアクロレイン(物質番号:10)、アセトアルデヒド(12)、エチルベンゼン(53)、キシレン(80)、スチレン(240)、1, 2, 4-トリメチルベンゼン(296)、1, 3, 5-トリメチルベンゼン(297)、トルエン(300)、1, 3-ブタジエン(351)、ノルマルーヘキサン(392)、ベンズアルデヒド(399)、ベンゼン(400)、ホルムアルデヒド(411)の13 物質について推計を行った。ただし、1, 2, 4-トリメチルベンゼン、ノルマルーヘキサンについては、ディーゼル自動車の排出ガスに含まれる濃度を測定した結果、検出下限値未満であったため、ディーゼル自動車の推計の対象とせず、濃度データが得られているガソリン自動車のみを推計の対象とした。また、クメン(83)についてはガソリン自動車・ディーゼル自動車ともに測定結果が検出下限値未満であったため、推計の対象としていない。なお、ダイオキシン類(物質番号:243)の排出については、別途「ダイオキシン類」として【参考 19】にて推計を行っているため、本項では記載していない。

3. 推計方法

自動車の走行量(km/年)に対し、走行量当たりの排出係数(mg/km)を乗じることにより、排出量(kg/年)を推計するのが基本的な考え方である。具体的には、車種別・旅行速度(停止中も含めた道路走行時の平均速度)別に全炭化水素(Total HydroCarbon)(以下、「THC」という。)の排出係数を設定し、それに対応する走行量データを車種別・旅行速度別に設定した。排出係数の設定に当たっては、排出ガス規制の強化による排出量の変化(同一車種では新しい車ほど THC の排出量が少ない)を考慮し、推計対象年度の車齢の分布等による加重平均を行った。

環境省及び地方自治体の実測データに基づく THC 排出係数の一例を図1に示す。なお、THC 排出係数は7車種区分^注について設定した。ただし、ガソリン車については、触媒の経年的な劣化を考慮した補正を行い(図 2)、図 1 はその補正後の値を示している。さらに、THC に対する対象化学物質の比率(環境省及び東京都の実測データに基づき設定)を図3に示す。THC としての排出係数は、いずれの車種でも旅行速度が小さい場合に大きな値となっている(図 1)ため、同じ走行量であっても旅行速度の小さい(例:渋滞の激しい)地域において排出量が大きくなると考えられる。地域ごとの旅行速度分布の例を図4に示す。

注:7車種区分は、軽乗用車、乗用車、バス、軽貨物車、小型貨物車、普通貨物車、特種用途車に対応する。



資料:環境省環境管理技術室

注:ガソリン車は触媒の劣化を考慮した補正を行った。

図 1 車種別・旅行速度区分別の THC 排出係数の例(平成 27 年度)

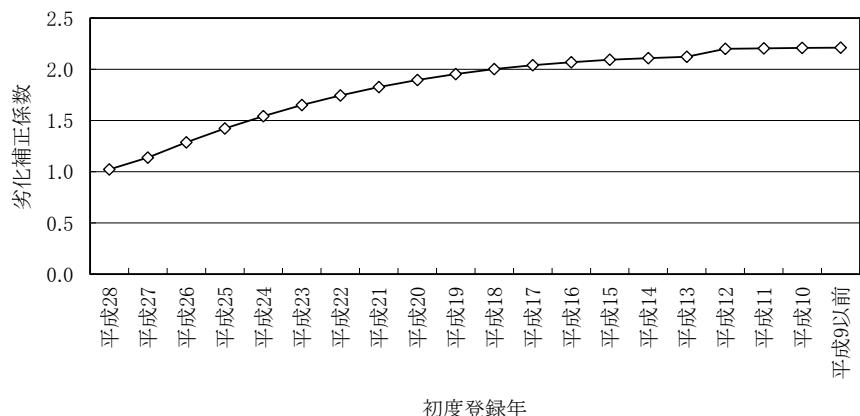
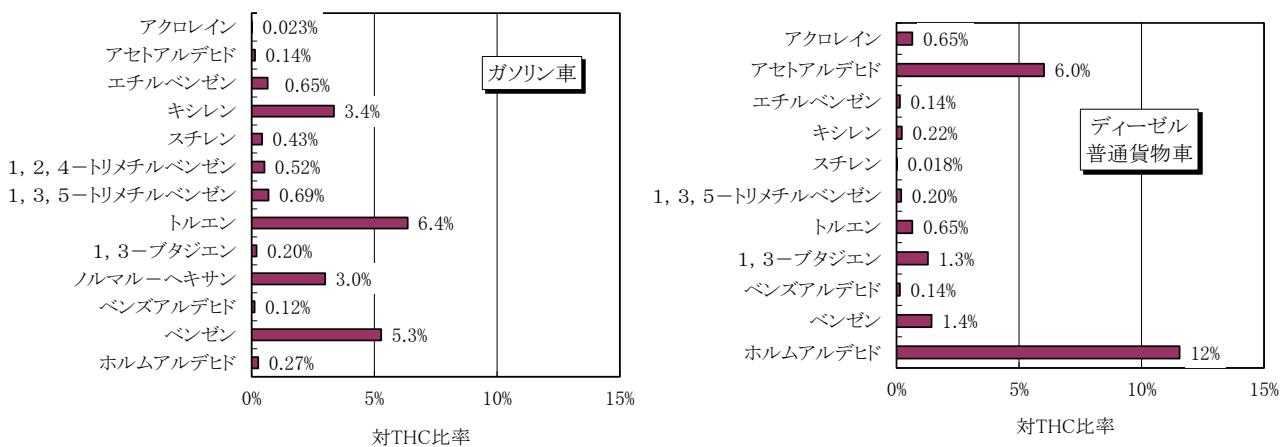
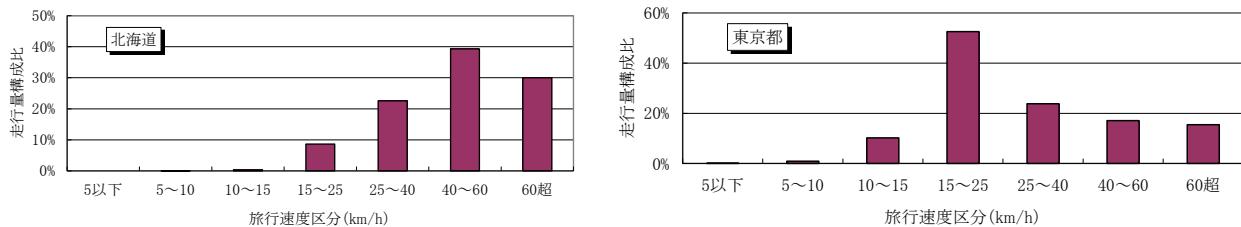


図 2 ガソリン車に係る触媒の劣化補正係数の推計結果(平成 27 年度)



資料:環境省環境管理技術室及び東京都

図 3 自動車排ガス(ホットスタート)に係る対象化学物質排出量の対 THC 比率の例



資料:平成22年道路交通センサス(一般交通量調査)(国土交通省道路局)

図4 幹線道路における旅行速度分布(混雑時)の例

走行量データは、道路区間別の幹線道路の走行量が平成22年道路交通センサス(一般交通量調査注¹)により、道路全体の走行量が平成22年度分の自動車燃料消費量統計年報より得られ、両者の差が細街路における走行量と考えられる。ただし、前者の走行量は2車種区分^{注²}のデータであることから、排出係数の区分に合わせるため、平成22年道路交通センサス(一般交通量調査)のOD調査^{注³}(自動車起終点調査)のデータを用いて、7車種区分へ細分化した。また、後者の走行量は車籍地ごとに集計したものであり、それと道路区間別の幹線道路の走行量との比率を地域別に推計するため、OD調査による車籍地別・出発地別・目的別別のトリップ数^{注⁴}等を使って後者の走行量を実際の走行場所に換算した(表2)。このようにして、道路全体の走行量に対する幹線道路走行量のカバー率を推計した結果は、車種別にも地域別にも異なっている(図5)。これらを用いて設定した平成22年度の走行量を自動車輸送統計年報の年間走行量の伸び率で年次補正し、平成27年度の走行量を算出した。

注1:一般交通量調査は交通量・旅行速度等の実測を行う調査。

注2:車種区分は、小型車、大型車に対応する。

注3:OD調査はアンケート調査等により地域間の自動車の動きを把握する調査。

注4:トリップ数とはある地点からある地点に移動することの単位。地点が異なるごとにトリップ数が増える。

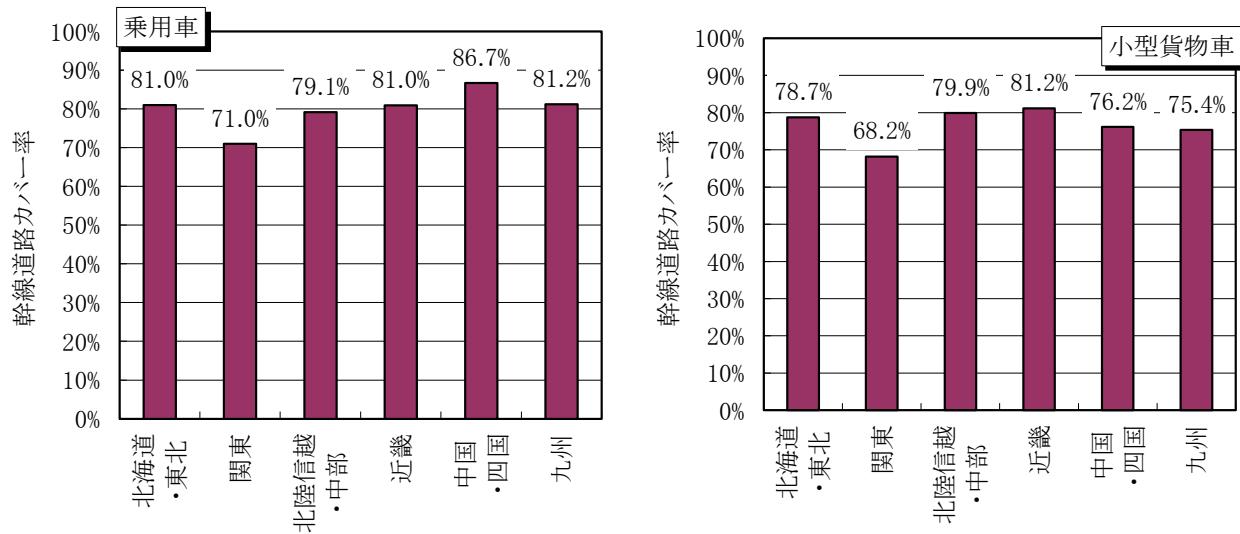
表2 車籍地別走行量の走行する都道府県別構成比の推計結果
(普通貨物車に係る構成比の一部地域における抜粋)

通過する 都道府県	車籍地の都道府県											
	1 北海 道	2 青森 県	3 岩手 県	4 宮城 県	5 秋田 県	6 山形 県	7 福島 県	8 茨城 県	9 栃木 県	10 群馬 県	11 埼玉 県	12 千葉 県
1 北海道	99.4%	0.1%	0.0%	0.1%					0.6%			
2 青森県	0.0%	86.8%	3.1%	1.5%	2.9%	0.1%	0.1%	0.1%				
3 岩手県	0.0%	6.0%	78.6%	5.9%	3.1%	2.0%	0.9%	0.0%	0.1%		0.1%	0.0%
4 宮城県	0.1%	1.1%	5.7%	70.0%	3.1%	3.1%	6.0%	1.7%	0.9%	0.1%	0.2%	0.3%
5 秋田県		1.8%	2.5%	1.6%	77.3%	1.8%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6 山形県	0.1%	0.4%	0.9%	3.2%	1.0%	75.3%	1.8%	0.0%	0.2%	0.1%	0.2%	
7 福島県	0.0%	0.5%	2.1%	4.4%	0.8%	3.4%	67.6%	2.1%	3.2%	0.2%	0.5%	0.3%
8 茨城県	0.1%	0.5%	0.7%	1.6%	0.4%	1.0%	3.5%	67.7%	5.2%	3.0%	3.6%	5.1%
9 栃木県	0.0%	0.2%	1.5%	1.7%	0.9%	1.5%	3.5%	4.9%	64.4%	4.3%	3.0%	2.4%
10 群馬県		0.1%	0.7%	0.5%	0.2%	0.5%	1.5%	2.1%	4.2%	64.1%	4.5%	1.4%
11 埼玉県	0.1%	0.7%	0.8%	2.7%	0.9%	2.2%	4.0%	5.3%	6.3%	9.7%	61.5%	5.7%
12 千葉県	0.1%	0.2%	0.5%	1.2%	1.0%	1.0%	2.0%	7.2%	4.5%	2.9%	6.2%	70.8%
(以下省略)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料:平成22年道路交通センサス(自動車起終点調査)(国土交通省)及び日本道路公団資料等に基づき作成

注1:構成比は走行量ベースの値として推計した。

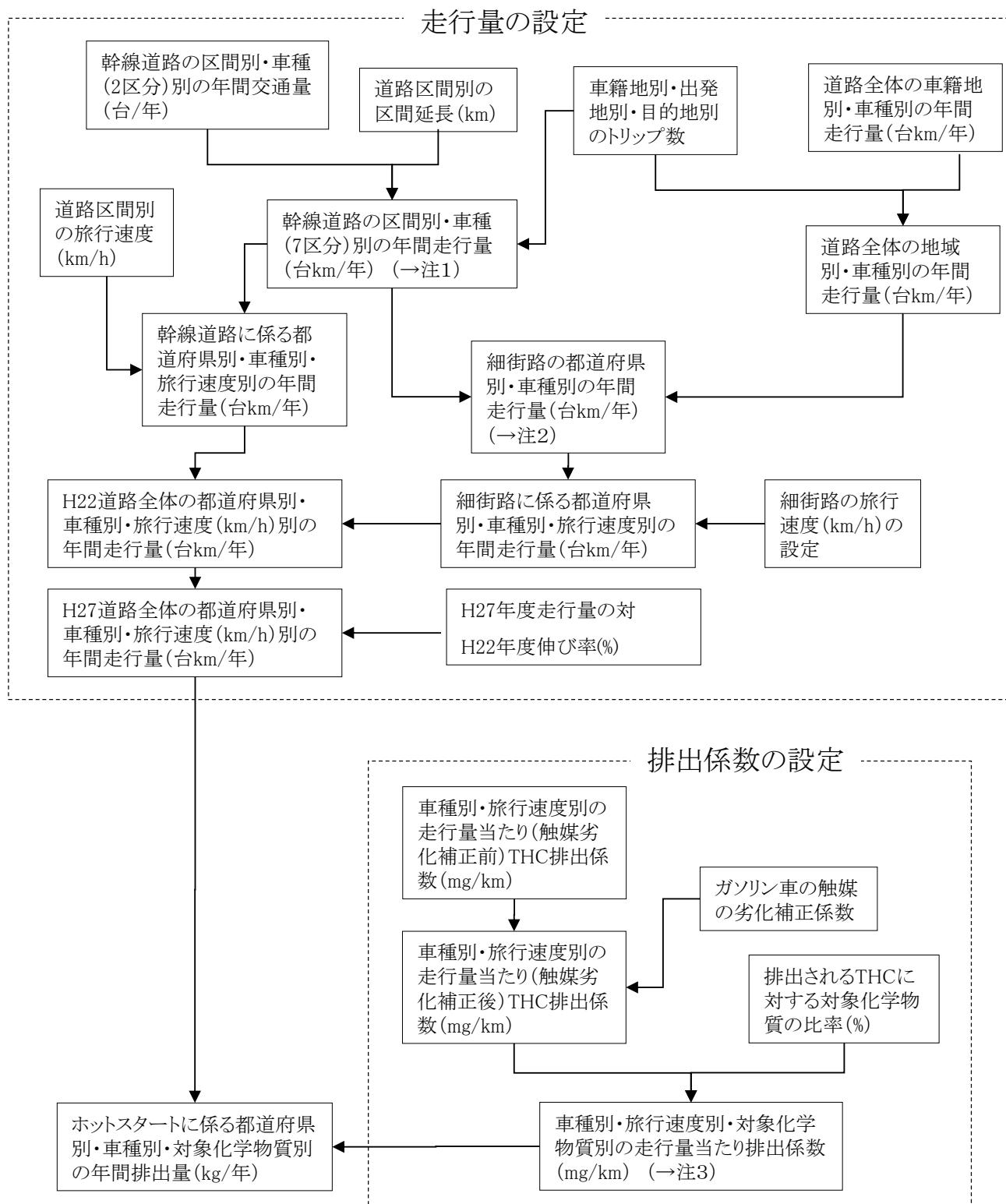
注2:車籍地と同じ都道府県の値を太枠で囲んで示す。



注:道路全体(平成22年度分自動車燃料消費量統計年報)に対する幹線道路(平成22年度道路交通センサス(一般交通量調査))の割合としてカバー率を定義した。

図 5 自動車走行量に係る幹線道路カバー率の推計例(平成 22 年度)

以上の推計方法をフローとして図 6 に示す。走行量を設定する部分と排出係数を設定する部分から構成されており、それらを組み合わせて排出量が推計される。



注1: 区間毎の交通量(台/年)に区間延長(km)を乗じて走行量(台km/年)が算出される。

注2: 道路全体の走行量から幹線道路の走行量を差し引いて細街路の走行量が算出される。

注3: THCの排出係数にベンゼン等の比率を乗じて対象化学物質の排出係数が算出される。

図 6 自動車(ホットスタート)に係る排出量の推計フロー

4. 推計結果

以上の方に従って推計した対象化学物質別の全国排出量を表3、図7、表4に示す。自動車のホットスタート時の排ガスに含まれる対象化学物質(13物質)の合計は約6.1千t(うち、貨物車類が約4.3千t)と推計された。

表3 自動車(ホットスタート)に係る対象化学物質別の全国排出量の推計結果(平成27年度)

物質番号	対象化学物質名	年間排出量(kg/年)							
		軽乗用	乗用車	バス	軽貨物車	小型貨物車	普通貨物車	特種用途車	合計
10	アクロレイン	594	906	10,563	1,441	6,925	62,154	15,135	97,719
12	アセトアルデヒド	3,750	14,056	97,413	9,096	63,988	569,526	140,209	898,037
53	エチルベンゼン	17,244	24,915	2,323	41,829	4,524	13,236	3,474	107,544
80	キシレン	88,462	126,833	3,781	214,588	17,907	20,436	6,094	478,102
240	スチレン	11,276	15,972	346	27,352	2,185	1,893	567	59,591
296	1, 2, 4-トリメチルベンゼン	13,731	19,423	58	33,309	2,425	175	169	69,290
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン	18,194	29,014	3,071	44,135	5,312	16,414	4,761	120,902
300	トルエン	167,946	238,862	11,219	407,397	36,510	63,418	17,213	942,565
351	1, 3-ブタジエン	5,308	8,660	20,874	12,875	14,458	122,308	30,017	214,501
392	ノルマルーケサン	79,220	112,055	336	192,168	13,990	1,008	973	399,751
399	ベンズアルデヒド	3,195	4,930	2,213	7,751	2,005	12,813	3,220	36,128
400	ベンゼン	139,427	202,604	23,504	338,216	39,688	134,298	34,939	912,676
411	ホルムアルデヒド	7,077	27,564	186,813	17,167	122,728	1,091,907	268,935	1,722,190
合 計		555,424	825,794	362,515	1,347,323	332,645	2,109,586	525,707	6,058,995

注:四捨五入の関係で、各列または各行の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

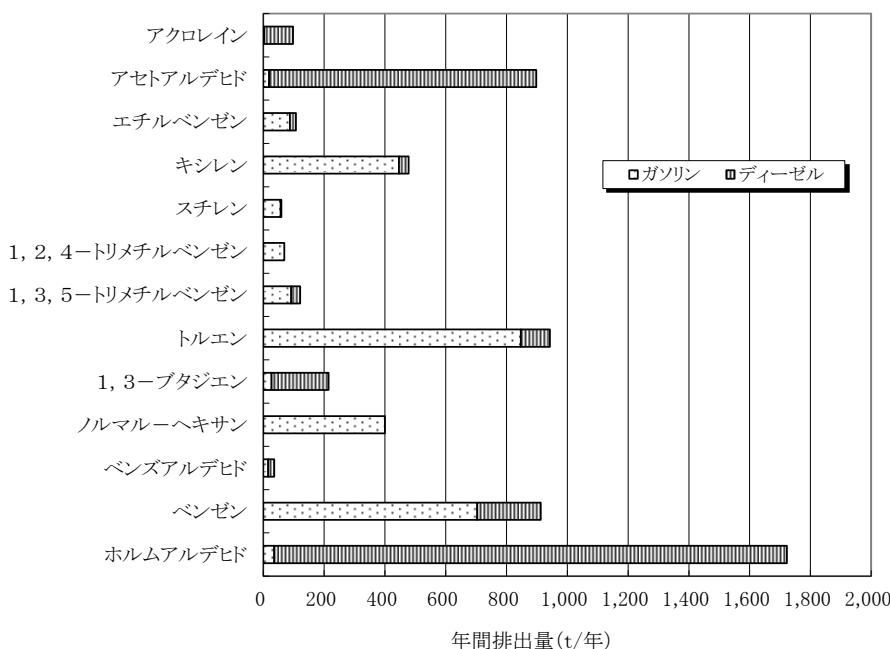


図7 自動車(ホットスタート)に係る対象化学物質別の全国排出量の推計結果(平成27年度)

表4 自動車(ホットスタート)に係る排出量推計結果(平成27年度;全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
10	アクロレイン				97,719	97,719
12	アセトアルデヒド				898,037	898,037
53	エチルベンゼン				107,544	107,544
80	キシレン				478,102	478,102
240	スチレン				59,591	59,591
296	1, 2, 4-トリメチルベンゼン				69,290	69,290
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン				120,902	120,902
300	トルエン				942,565	942,565
351	1, 3-ブタジエン				214,501	214,501
392	ノルマルーヘキサン				399,751	399,751
399	ベンズアルデヒド				36,128	36,128
400	ベンゼン				912,676	912,676
411	ホルムアルデヒド				1,722,190	1,722,190
合 計					6,058,995	6,058,995

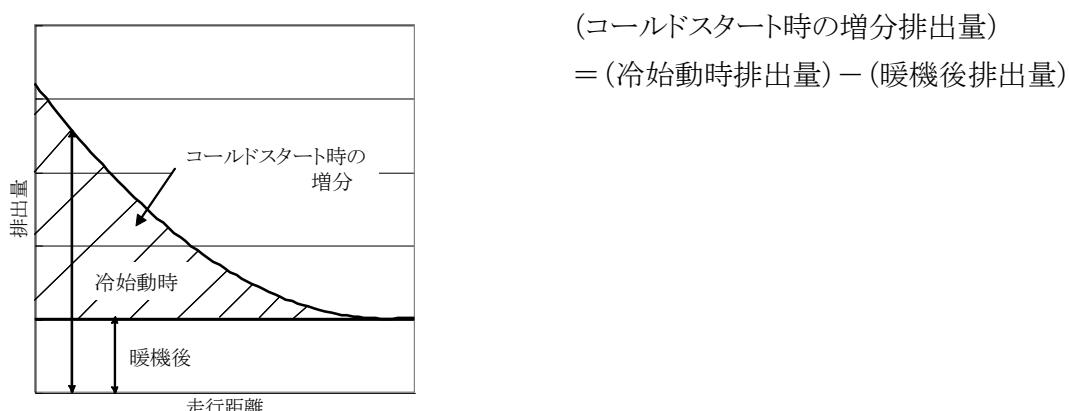
注1:平成20年の化管法施行令の改正により対象化学物質に追加された物質を網掛けで示す。

注2:四捨五入の関係で、各列の合計と合計欄の数値が一致しない。

II コールドスタート時の増分

1. 届出外排出量と考えられる排出

コールドスタート時(冷始動時)には排出ガスの量が増加することから、排出ガスに含まれる対象化学物質もより多く排出される。通常の暖機状態での走行による排出量は「I ホットスタート」で推計されているため、冷始動から暖機状態に達するまでに走行する際の排出と同距離を暖機後状態で走行する際の排出量の差を「コールドスタート時の増分」と定義することとする(図 8 参照)。これはすべて届出外排出量となる。ホットスタートの排出量とコールドスタート時の増分の排出量を合計すると、自動車の排気管から走行時に排出される排出ガス量の全体を把握することができる。



資料:JCAP 技術報告書、大気モデル技術報告書(1)(平成 14 年 3 月、(財)石油産業活性化センター・JCAP 推進室)、石油産業活性化センターホームページ(<http://www.pecj.or.jp/japanese/jcap1/jcap09.html>)を基に作成した。

図 8 コールドスタート時の増分排出量のイメージ

2. 推計を行う対象化学物質

対象化学物質のうち、コールドスタートでの排出が報告され、データが利用可能なアクリレイン(物質番号:10)、アセトアルデヒド(12)、エチルベンゼン(53)、キシレン(80)、クメン(83)、スチレン(240)、1, 2, 4-トリメチルベンゼン(296)、1, 3, 5-トリメチルベンゼン(297)、トルエン(300)、1, 3-ブタジエン(351)、ノルマルヘキサン(392)、ベンズアルデヒド(399)、ベンゼン(400)、ホルムアルデヒド(411)の 14 物質について推計を行った。ただし、1, 2, 4-トリメチルベンゼン、ノルマルヘキサン、クメンについては、ディーゼル自動車の排出ガスに含まれる濃度を測定した結果、検出下限値未満であったため、ディーゼル自動車の推計の対象とせず、濃度データが得られているガソリン自動車のみを推計の対象とした。

3. 推計方法

コールドスタート時の増分排出量は、JCAP (Japan Clean Air Program: 石油連盟・日本自動車工業会共同研究「大気改善のための自動車燃料等の技術開発プログラム」) の推計方法に準拠し、1 年間の始動回数(エンジンを始動させた回数)に、始動 1 回当たりの排出係数(g/回)を乗じて算出した。図 8 で示したとおり、排出係数は冷始動時の排出係数から暖機後の排出係数を差し引いた増分として定義した。

コールドスタート時の増分排出量は気温やソーク時間(エンジン停止時から次に始動するまでの時間)、経過年数による触媒の劣化によって影響を受けるため、気温 23.9°C のときにソーク時間を十分にと

り(触媒を完全に冷え切った状態にして)測定した標準的な排出係数を、気温、ソーク時間等の補正係数で補正して使用した。考慮した影響因子を表5に示す。経過年数による触媒の劣化を補正した排出係数を表6に、ソーカ時間による補正係数、気温による補正係数を図9、図10に示した。

1年間の始動回数は排出係数の区分と合わせて、車種別・燃料種別・時間帯別・ソーカ時間別に設定するとともに、業態(自家用もしくは営業用)による始動回数の違い、都道府県別の保有台数等による違いを反映するよう設定した。具体的には車種及び業態ごとの時間帯別始動回数の構成比(%) (図11参照)と車種別・業態別の1日当たりの始動回数を用いることにより全国の始動回数を算出した。さらに、道路交通センサスのOD調査(自動車起終点調査)と都道府県別の車種別・業態別保有台数を用いて、全国の始動回数を都道府県へ割り振った。

以上の推計方法を推計フローとして図12に示す。

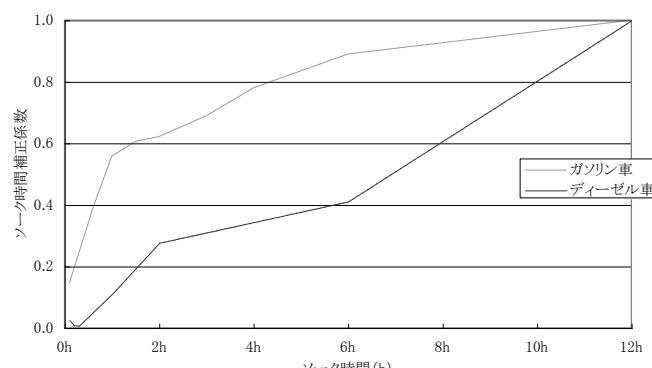
表5 排出に影響を与える因子

影響因子	影響因子を考慮した理由	考慮の有無	
		ガソリン車	ディーゼル車
経過年数 (積算走行量)	触媒の劣化による排出量の増加	○	
ソーカ時間 (→図9参照)	エンジン停止後の触媒の余熱による排出量の減少	○	○
気温 (→図10参照)	始動時の燃料供給量の増加による排出量の増加 エンジン壁面温度の低下による排出量の増加	○	

表6 経過年数による劣化補正後 THC 排出係数(平成27年度の推計値)

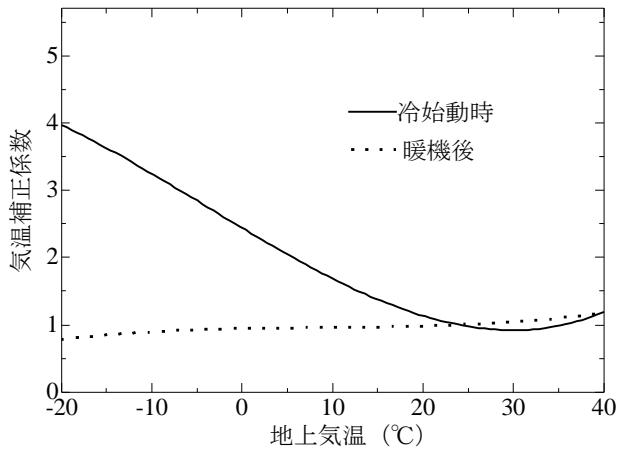
車種	THC 排出係数(g/回)			
	ガソリン車		ディーゼル車	
	冷始動時	暖機後	冷始動時	暖機後
軽乗用車	0.99	0.04	-	-
乗用車	0.96	0.04	0.43	0.54
バス	1.68	0.21	8.94	6.40
軽貨物車	1.48	0.06	-	-
小型貨物車	1.17	0.09	8.83	6.32
普通貨物車	1.62	0.21	9.06	6.48
特種用途車	1.36	0.15	8.99	6.43

注:「経過年数による補正」とは触媒の劣化による補正と走行係数の低下に関する補正を示す。



注:12時間以上は触媒が完全に冷えた(ソーカ時間補正係数=1.0)とみなした
出典:環境省環境管理技術室調べ(平成14年3月)

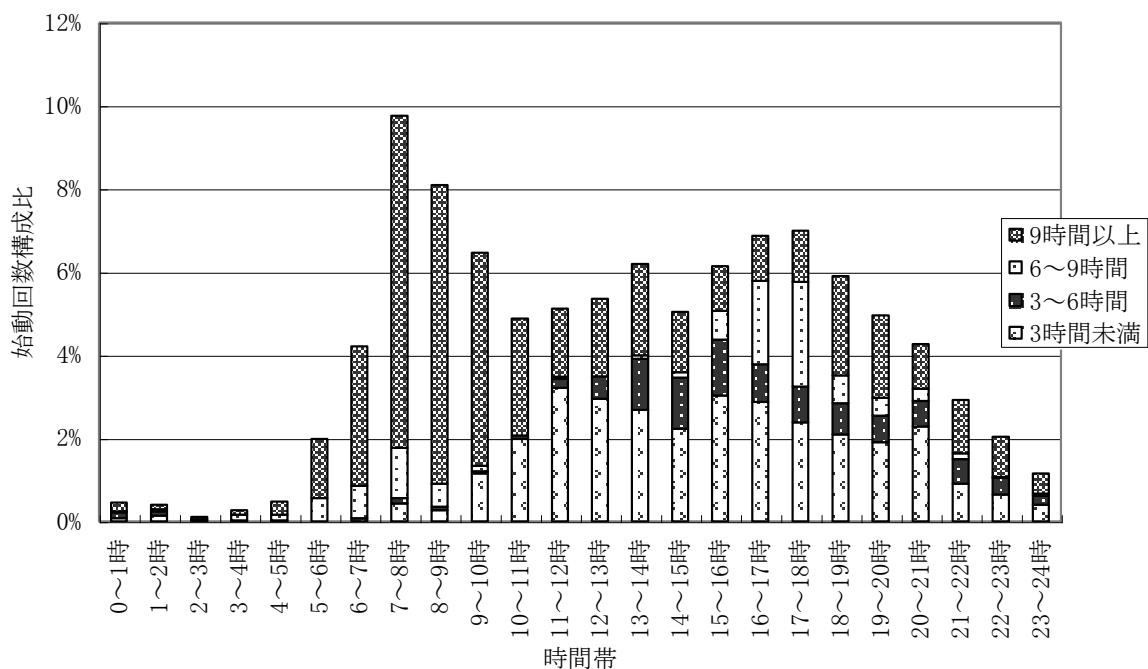
図9 ソーカ時間とソーカ時間補正係数の関係



注:計算式で算出された値が1を下回った場合と24°C以上のときは1とみなした。

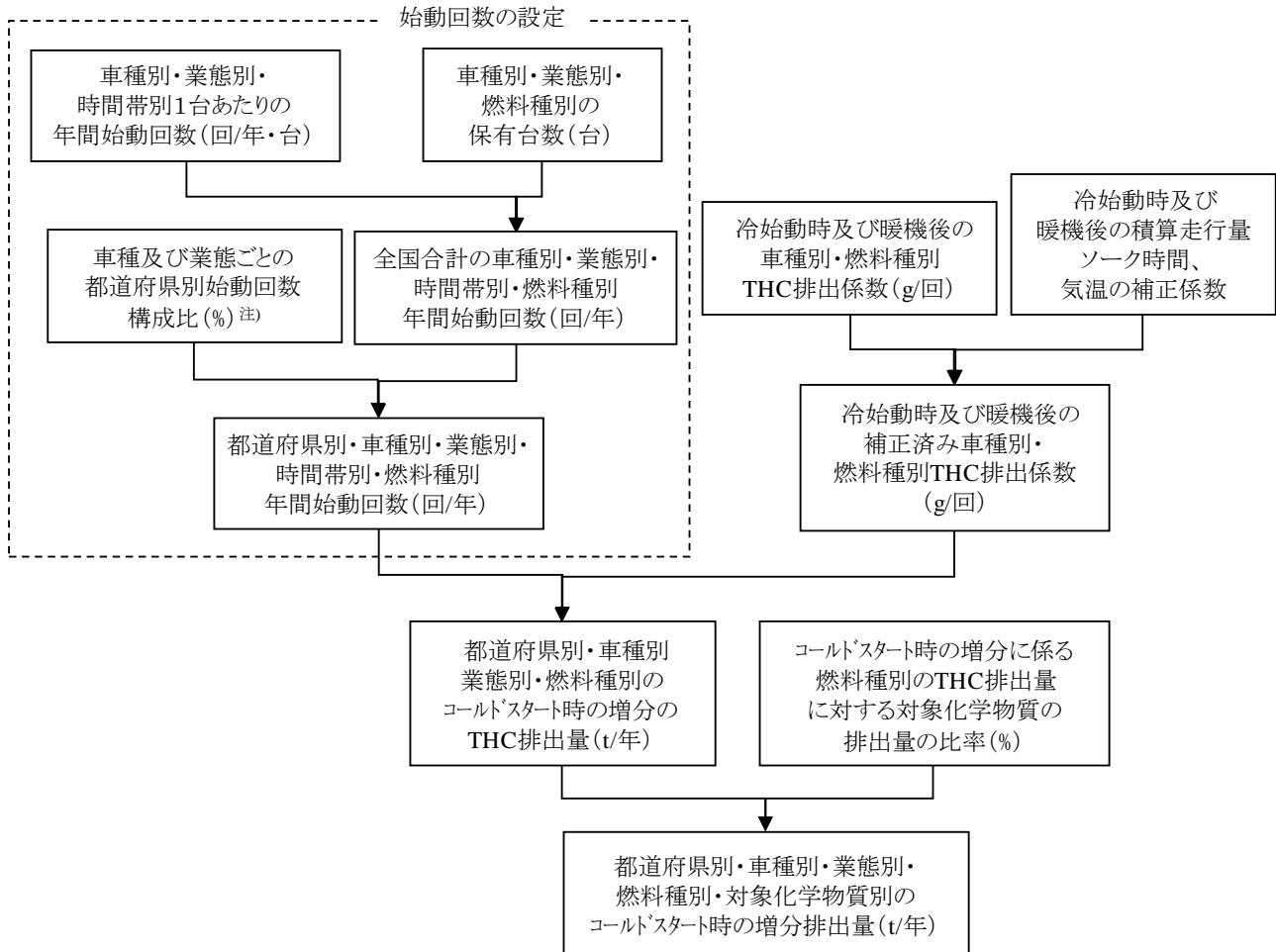
資料:JCAP技術報告書、大気モデル技術報告書(1)(平成14年3月、(財)石油産業活性化センター・JCAP推進室)を修正して作成した。

図 10 地上気温と気温補正係数の関係



資料:自動車の使用実態調査報告書(平成10年3月、(財)石油産業活性化センター)に基づいて作成した。

図 11 全国における時間帯ごとのソーク時間別年間始動回数構成比(自家用乗用車)



注:保有台数及び道路交通センサスの自動車起終点調査より設定した構成比を示す。

図 12 自動車(コールドスタート時の増分)に係る排出量の推計フロー

4. 推計結果

自動車(コールドスタート時の増分)に係る THC 排出量の推計結果を表 7 に示す。表 7 に示す THC 排出量と表 8 に示す THC 排出量に対する対象化学物質の排出量の比率から、コールドスタート時の増分に係る対象化学物質(14 物質)の合計は、約 38 千 t と推計された(表 9、図 13、表 10 参照)。

表 7 自動車(コールドスタート時の増分)に係る THC 排出量の推計結果(平成 27 年度)

車種	THC 排出量(t/年)		
	ガソリン車	ディーゼル車	合計
軽乗用車	31,273	-	31,273
乗用車	32,661	-	32,661
バス	21	94	115
軽貨物車	16,654	-	16,654
小型貨物車	2,245	697	2,943
普通貨物車	221	711	932
特種用途車	412	400	812
合 計	83,487	1,902	85,389

注:四捨五入の関係で、各列または各行の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

表 8 THC 排出量に対する対象化学物質排出量の比率

対象化学物質		対 THC 比率	
物質番号	物質名	ガソリン車	ディーゼル車
10	アクロレイン	0.14%	0.93%
12	アセトアルデヒド	0.45%	4.5%
53	エチルベンゼン	3.0%	0.030%
80	キシレン	12%	0.12%
83	クメン	0.069%	—
240	スチレン	0.58%	0.018%
296	1, 2, 4-トリメチルベンゼン	1.1%	—
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン	0.82%	0.039%
300	トルエン	19%	0.42%
351	1, 3-ブタジエン	0.66%	0.12%
392	ノルマルーヘキサン	3.4%	—
399	ベンズアルデヒド	0.28%	0.020%
400	ベンゼン	3.5%	1.3%
411	ホルムアルデヒド	1.1%	4.4%

出典:環境省環境管理技術室(平成 23 年)

表 9 自動車(コールドスタート時の増分)に係る燃料種別・対象化学物質別排出量の推計結果
(平成 27 年度)

対象化学物質		届出外排出量(kg/年)		
物質番号	物質名	ガソリン車	ディーゼル車	合計
10	アクロレイン	113,543	17,593	131,136
12	アセトアルデヒド	376,528	85,209	461,737
53	エチルベンゼン	2,504,618	576	2,505,194
80	キシレン	9,768,010	2,282	9,770,292
83	クメン	57,606	—	57,606
240	スチレン	481,721	342	482,064
296	1, 2, 4-トリメチルベンゼン	918,360	—	918,360
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン	687,100	749	687,850
300	トルエン	15,695,605	7,931	15,703,536
351	1, 3-ブタジエン	551,851	2,320	554,171
392	ノルマルーヘキサン	2,838,567	—	2,838,567
399	ベンズアルデヒド	237,104	380	237,484
400	ベンゼン	2,888,659	24,916	2,913,575
411	ホルムアルデヒド	935,057	84,068	1,019,126
合 計		38,054,329	226,370	38,280,699

注:四捨五入の関係で、各列または各行の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

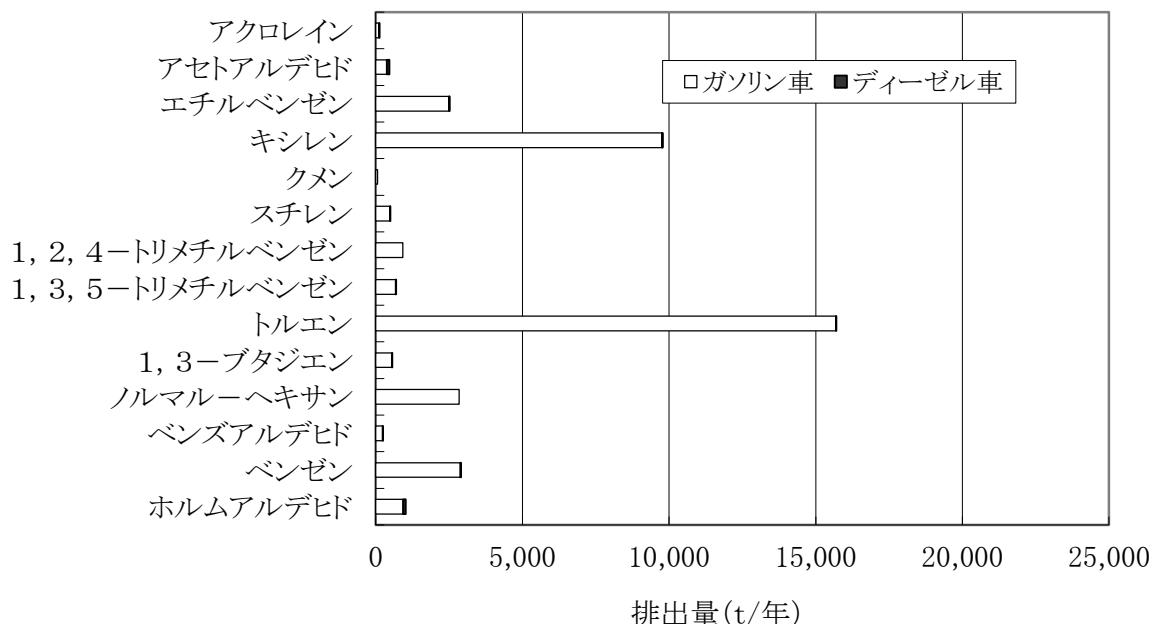


図 13 自動車(コールドスタート時の増分)に係る排出量の推計結果(平成 27 年度)

表 10 自動車(コールドスタート時の増分)に係る排出量の推計結果(平成 27 年度;全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
10	アクロレイン				131,136	131,136
12	アセトアルデヒド				461,737	461,737
53	エチルベンゼン				2,505,194	2,505,194
80	キシレン				9,770,292	9,770,292
83	クメン				57,606	57,606
240	スチレン				482,064	482,064
296	1, 2, 4-トリメチルベンゼン				918,360	918,360
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン				687,850	687,850
300	トルエン				15,703,536	15,703,536
351	1, 3-ブタジエン				554,171	554,171
392	ノルマルーヘキサン				2,838,567	2,838,567
399	ベンズアルデヒド				237,484	237,484
400	ベンゼン				2,913,575	2,913,575
411	ホルムアルデヒド				1,019,126	1,019,126
合 計					38,280,699	38,280,699

注 1: 平成 20 年の化管法施行令の改正により対象化学物質に追加された物質を網掛けで示す。

注 2: 四捨五入の関係で、各列の合計と合計欄の数値が一致しない。

III 燃料蒸発ガス

1. 届出外排出量と考えられる排出

ガソリンを燃料とする自動車において、気温の変動や走行時の燃料タンク内の温度上昇によってタンク内のガソリン成分が揮発し発生する燃料蒸発ガスに含まれる対象化学物質の排出量について推計を行った。燃料蒸発ガスの種類と概要については表 11 のとおりである。

表 11 燃料蒸発ガスの種類と概要

燃料蒸発ガスの種類	概要
ダイアーナルブリージングロス Diurnal Breathing Loss (DBL)	駐車中に気温の変化等によりガソリンタンクで発生したガソリン蒸気が破過した ^{注1} キャニスタ ^{注2} から大気に放出されることにより発生する蒸発ガス
ホットソークロス Hot Soak Loss (HSL)	エンジン停止後 1 時間以内に吸気管に付着したガソリンが発生する蒸発ガス
ランニングロス Running Loss (RL)	燃料タンク中のガソリンが走行に従って高温になり、キャニスタのページ ^{注3} 能力を超えて発生する蒸発ガス

注 1:「破過」とは、吸着容量を超過したため、吸着されずに被吸着体が通過すること。

注 2:キャニスタとはガソリン自動車の燃料系統に蒸発ガスの発生を防止するために装着されている活性炭等が封入された吸着装置を指す。駐車中に蒸発したガスはキャニスタに吸着され、走行中は吸気マニホールド(多気筒エンジンに空気を供給するための枝別になっている配管)が負圧となって吸着された蒸発ガスを空気とともに吸気マニホールドに送られ、キャニスタの吸着能を回復する。

注 3:ページとは吸着された蒸発ガスを空気とともに吸気マニホールドに送られることを示す。

2. 推計を行う対象化学物質

対象化学物質のうち、ガソリン成分であり燃料蒸発ガス中に含まれるキシレン(物質番号 80)、トルエン(300)、ベンゼン(400)の3物質に関して推計を行った。なお、エチルベンゼン(53)、1, 3, 5-トリメチルベンゼン(297)は対 THC 比率が得られなかつたため、推計することができなかった。

3. 推計方法

過去に、表 11 に示す燃料蒸発ガスの種類ごとの平成 14 年度分の全炭化水素 (THC) の全国排出量について推計を行っている。そのため、この結果及び都道府県別・車種別のガソリン車保有台数等のデータを利用して年次補正を行い、都道府県別の THC 排出量を推計した。さらに、THC 排出量に対する対象化学物質排出量の比率(対 THC 比率:表 12 参照)を用いて、対象化学物質の排出量を推計した。推計フローを図 14 に示す。

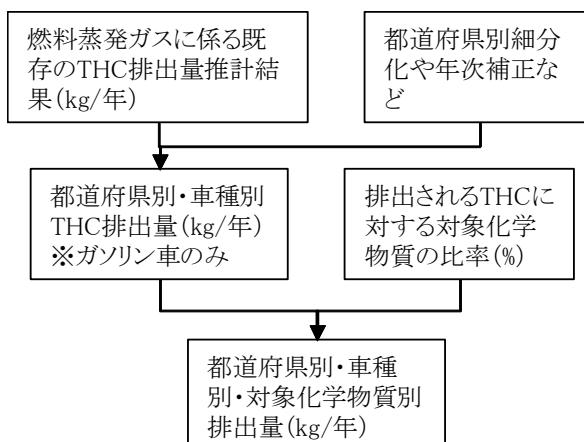


表 12 自動車(燃料蒸発ガス)に係る排出係数の対 THC 比率

対象化学物質		対 THC 比率
物質番号	物質名	
53	エチルベンゼン	-
80	キシレン	0.50%
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン	-
300	トルエン	1.00%
400	ベンゼン	1.00%

出典:EMEP/CORINAIR Emission Inventory Guidebook - 3rd edition(2002 年 10 月)

図 14 自動車(燃料蒸発ガス)に係る排出量の推計フロー

4. 推計結果

燃料蒸発ガスに係る対象化学物質別排出量の推計結果を表 13 に示す。燃料蒸発ガスに係る対象化学物質(3 物質)の排出量の合計は約 0.5 千 t と推計された。

表 13 自動車(燃料蒸発ガス)に係る排出量の推計結果(平成 27 年度;全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
80	キシレン				106,550	106,550
300	トルエン				213,100	213,100
400	ベンゼン				213,100	213,100
合 計					532,750	532,750

IV サブエンジン式機器

1. 届出外排出量と考えられる排出

冷凍冷蔵車や長距離走行用のトラック・バス等には走行用のエンジンのほかに冷凍機やクーラーの動力源としてサブエンジン式機器が搭載されている。サブエンジン式機器は、軽油を燃料として消費し仕事を行う。その際に排出される排出ガスに含まれている対象化学物質を推計の対象とした。また、推計の対象とする機器は冷凍冷蔵車に搭載されているサブエンジン式冷凍機及びバス等に搭載されているサブエンジン式クーラーとした。

2. 推計を行う対象化学物質

サブエンジン式機器から排出される化学物質の種類は、最もエンジンが類似していると考えられる特殊自動車(ディーゼル)と同一と仮定した。具体的には、アクロレイン(物質番号:10)、アセトアルデヒド(12)、エチルベンゼン(53)、キシレン(80)、スチレン(240)、1, 3, 5-トリメチルベンゼン(297)、トルエン(300)、1, 3-ブタジエン(351)、ベンズアルデヒド(399)、ベンゼン(400)、ホルムアルデヒド(411)について推計を行った。

3. 推計方法

推計方法は概ね「13. 特殊自動車」と同じであるため、ここでは詳細は省略し、【参考13】にてまとめて示す。基本的には、機種別・出荷年別の全国合計の年間稼働時間と車種別の平均出力から車種別の全国合計の年間仕事量(GWh/年)を算出し、仕事量当たりの排出係数(g/kWh)を乗じて排出量を推計する(THC排出量に対する対象化学物質排出量の比率は表14参照)。また、全国排出量を都道府県別に割り振るための配分指標は表15に示すとおりである。

表14 対象化学物質別排出量の対 THC 比率

対象化学物質		対 THC 比率
物質番号	物質名	
10	アクロレイン	0.39%
12	アセトアルデヒド	1.6%
53	エチルベンゼン	0.21%
80	キシレン	0.72%
240	スチレン	0.23%
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン	0.20%
300	トルエン	0.83%
351	1, 3-ブタジエン	0.39%
399	ベンズアルデヒド	0.19%
400	ベンゼン	1.0%
411	ホルムアルデヒド	7.4%

注:冷凍機、クーラー共通の対 THC 比率を示す。特殊自動車のディーゼル車と同一と仮定した。

出典:環境省環境管理技術室資料(平成16年)

表15 自動車(サブエンジン式機器)に係る都道府県への配分指標

機種	配分指標	資料名
冷凍機	都道府県別の貨物車合計走行量(台 km/年)	平成22年度道路交通センサス (一般交通量調査)(国土交通省道路局)等
クーラー	都道府県別のバス走行量(台 km/年)	

4. 推計結果

サブエンジン式機器に係る対象化学物質別排出量の推計結果を表16及び表17に示す。サブエンジン式機器に係る対象化学物質(11物質)の排出量の合計は約5.5tと推計された。

表16 自動車(サブエンジン式機器)に係る排出量推計結果
(平成27年度;全国)

対象化学物質		排出量(kg/年)		
物質番号	物質名	冷凍機	クーラー	合計
10	アクロレイン	99	63	162
12	アセトアルデヒド	415	262	677
53	エチルベンゼン	54	34	87
80	キシレン	185	117	302
240	スチレン	60	38	98
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン	52	33	85
300	トルエン	213	135	347
351	1, 3-ブタジエン	99	63	162
399	ベンズアルデヒド	49	31	80
400	ベンゼン	258	163	421
411	ホルムアルデヒド	1,902	1,203	3,105
合 計		3,386	2,142	5,528

注:四捨五入の関係で、各列または各行の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

表17 自動車(サブエンジン式機器)に係る排出量の推計結果(平成27年度;全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
10	アクロレイン				162	162
12	アセトアルデヒド				677	677
53	エチルベンゼン				87	87
80	キシレン				302	302
240	スチレン				98	98
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン				85	85
300	トルエン				347	347
351	1, 3-ブタジエン				162	162
399	ベンズアルデヒド				80	80
400	ベンゼン				421	421
411	ホルムアルデヒド				3,105	3,105
合 計					5,528	5,528

注:四捨五入の関係で、各列の合計と合計欄の数値が一致しない。

【参考 12】

二輪車に係る排出量

二輪車に係る排出量についても、自動車同様、「ホットスタート」、「コールドスタート時の増分」、「燃料蒸発ガス」の 3 つに区分して推計した。なお、二輪車は通常サブエンジン式機器を搭載していない。

I ホットスタート

1. 届出外排出量と考えられる排出

自動車の場合と同様に、ガソリンを燃料として公道を走行する二輪車(原動機付き自転車及び二輪自動車)のエンジンから排出される排出ガスに含まれる対象化学物質を推計した。

2. 推計を行う対象化学物質

ホットスタートとして、自動車と同様に、アクロレイン(物質番号:10)、アセトアルデヒド(12)、エチルベンゼン(53)、キシレン(80)、スチレン(240)、1, 3, 5-トリメチルベンゼン(297)、トルエン(300)、1, 3-ブタジエン(351)、ベンズアルデヒド(399)、ベンゼン(400)、ホルムアルデヒド(411)の 11 物質について推計を行った。

3. 推計方法

二輪車の全車種合計の都道府県別走行量(km/年)を車種別に細分化し、得られた走行量(km/年)に対し、走行量当たりの全炭化水素(THC)排出係数(g/km)を乗じて THC 排出量を算出した。二輪車(ホットスタート)に係る車種別の THC 排出量(全国合計)の推計結果を表 1 に示す。

表 1 二輪車(ホットスタート)に係る車種別の THC 排出量の推計結果

車種	THC 排出量(t/年)
原付一種	3,087
原付二種	601
軽二輪	863
小型二輪	863
合 計	5,414

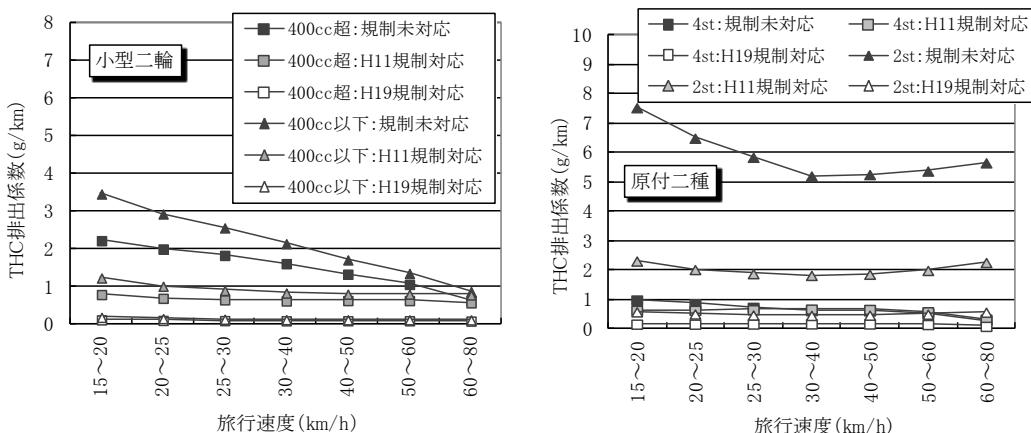
上記により算出した THC 排出量に対して、THC 排出量に対する対象化学物質の排出量の比率(環境省環境管理技術室及び(一社)日本自動車工業会の実測データに基づき設定)を乗じて、対象化学物質の都道府県別排出量を推計した。THC 排出量に対する対象化学物質の排出量の比率は表 2 に示すとおりである。

表2 THC排出量に対する対象化学物質排出量の比率

対象化学物質		対THC 比率
物質番号	物質名	
10	アクロレイン	0.045%
12	アセトアルデヒド	0.28%
53	エチルベンゼン	3.1%
80	キシレン	7.4%
240	スチレン	1.8%
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン	1.1%
300	トルエン	11%
351	1, 3-ブタジエン	0.35%
399	ベンズアルデヒド	0.23%
400	ベンゼン	3.4%
411	ホルムアルデヒド	0.87%

出典:環境省環境管理技術室調査(平成16年)、平成23年度自工会受託研究報告書「二輪車の未規制物質及び温室効果ガスに係る排出原単位の調査」(平成24年3月、一般財団法人日本自動車研究所)

なお、二輪車の車種合計の走行量の算出方法は概ね自動車と同様であるが、二輪車においては、降雨、降雪(積雪も含む)による走行量の低下(対春夏秋季晴天日比29%)、冬季(晴天日)の走行量の低下(対春夏秋季晴天日比46%)を考慮した。また、平成10・11年及び平成18・19年に導入された排ガス規制の影響を考慮した排出係数を採用し、推計対象年度の保有台数等で加重平均した(図1参照)。

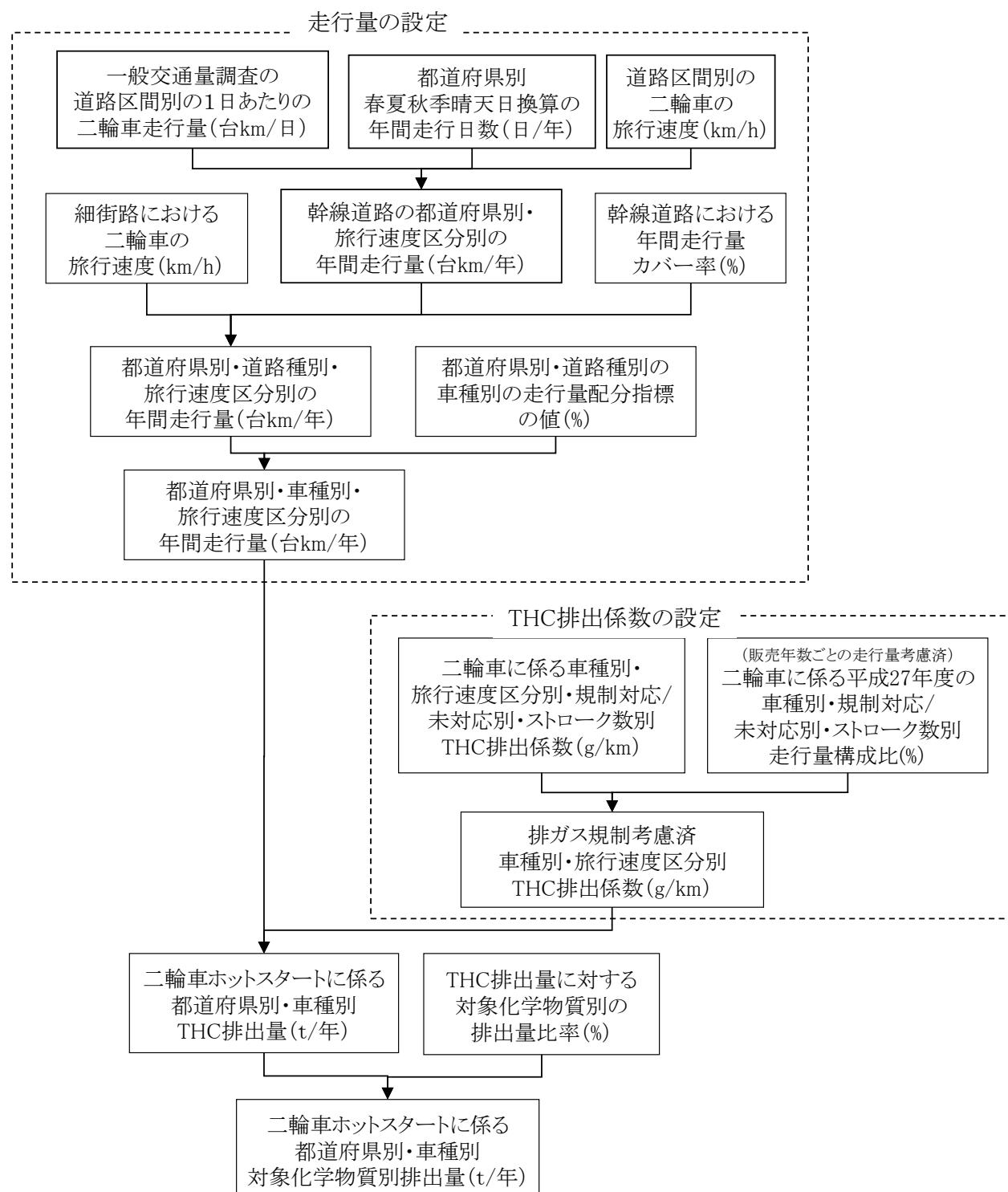


資料:環境省環境管理技術室調べ(平成15年3月)

注:平成19年規制対応の数値は、「自動車排出ガス原単位及び総量算定検討調査」(平成20年3月、(株)数理計画)に基づき、原付二種については平成11年規制の25%、小型二輪については平成11年規制の15%として設定した。

図1 二輪車(ホットスタート)に係る車種別・旅行速度別の全炭化水素(THC)排出係数の例

二輪車(ホットスタート)に係る排出量の推計フローを図2に示す。



注:二輪車の「車種」とは原付一種、原付二種、軽二輪、小型二輪の4種類を指す。

図2 二輪車(ホットスタート)に係る排出量の推計フロー

4. 推計結果

二輪車(ホットスタート)に係る対象化学物質別排出量の推計結果を図3及び表3に示す。二輪車(ホットスタート)に係る対象化学物質(11物質)の排出量の合計は約1.6千tと推計された。

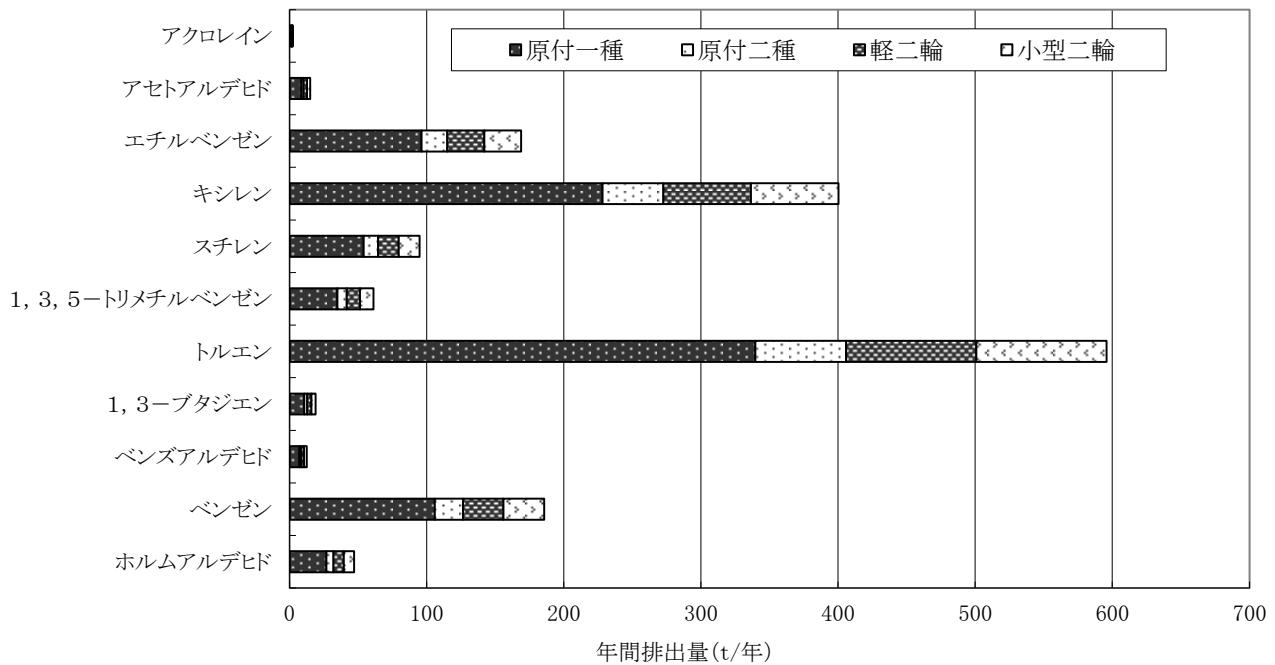


図3 二輪車(ホットスタート)に係る対象化学物質別の全国排出量の推計結果(平成27年度)

表3 二輪車(ホットスタート)に係る排出量の推計結果(平成27年度;全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
10	アクリレイン				2,451	2,451
12	アセトアルデヒド				15,164	15,164
53	エチルベンゼン				168,981	168,981
80	キシレン				400,270	400,270
240	スチレン				94,821	94,821
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン				61,241	61,241
300	トルエン				595,738	595,738
351	1, 3-ブタジエン				19,007	19,007
399	ベンズアルデヒド				12,654	12,654
400	ベンゼン				185,652	185,652
411	ホルムアルデヒド				47,124	47,124
合計					1,603,101	1,603,101

注:四捨五入の関係で、各列の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

II コールドスタート時の増分

1. 届出外排出量と考えられる排出

自動車の場合と同様に、二輪車のコールドスタート時の排出ガスの増分について推計した。

2. 推計を行う対象化学物質

「I ホットスタート」と同じ 11 物質について推計を行った。

3. 推計方法

自動車の場合と同様に、車種別の始動回数に対して、始動 1 回当たりの THC 排出係数(g/回)を乗じて THC の全国排出量を算出し、THC 排出量に対する対象化学物質の排出量の比率(対 THC 比率)を乗じて、対象化学物質の全国排出量を推計した。

始動回数は、車種別に、1 日当たりの平均的な始動回数、1 週間当たりの使用予定日数及び都道府県別保有台数から設定した。また、経過年数による使用係数の低下と(ホットスタートと同様に)都道府県別の降雨、降雪(積雪も含む)による走行量の低下(春夏秋季の晴天日比 29%)、冬季(晴天日)の走行量の低下(春夏秋季の晴天日比 46%)を考慮した。排出係数は、自動車と同様に冷始動時の THC 排出係数から暖機後の THC 排出係数を差し引いた数値を使用した(表 4 参照)。また、対象化学物質の対 THC 比率を表 5 に示す。対 THC 比率については、環境省の環境管理技術室、業界団体から得られたデータを踏まえ、設定した。

二輪車(コールドスタート時の増分)に係る排出量の推計フローを図 4 に示す。

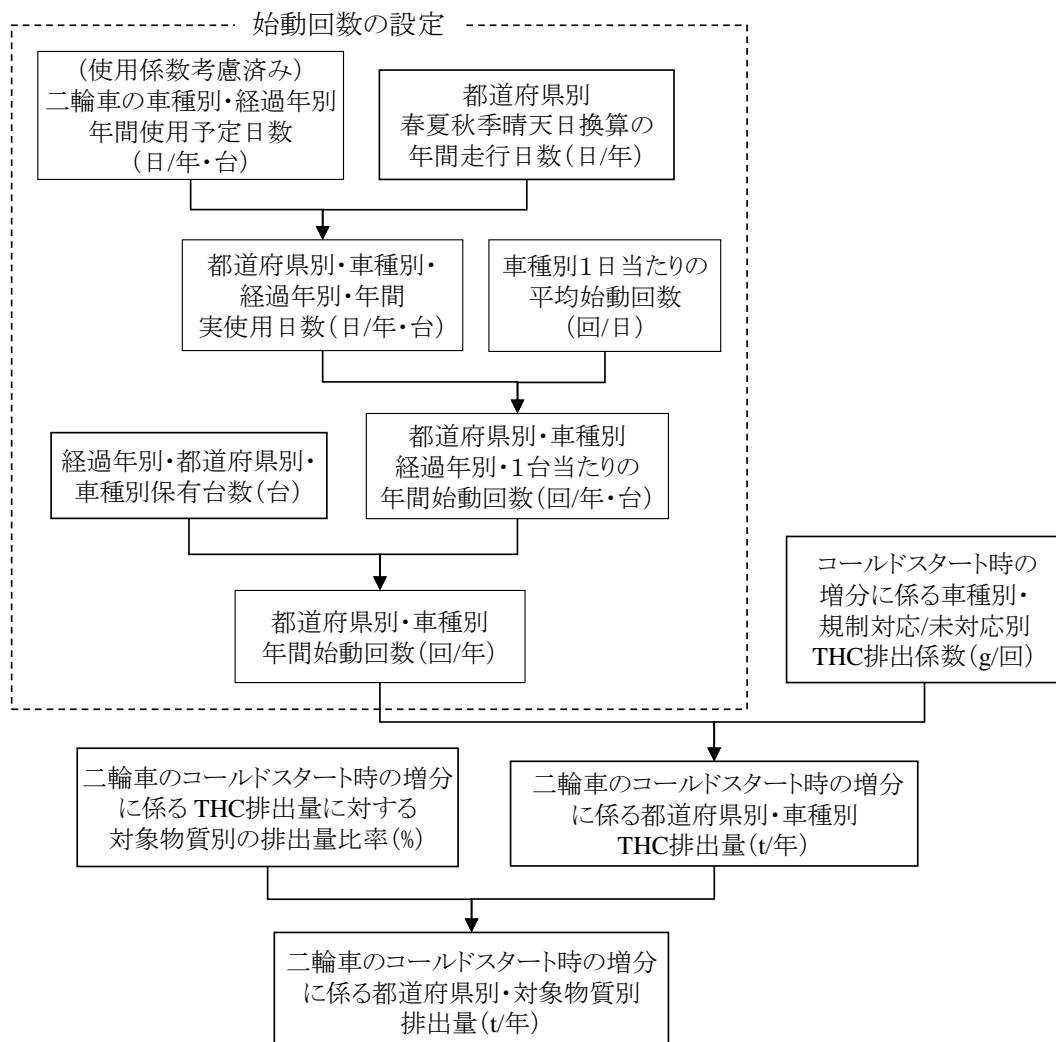
表 4 車種別 THC 排出係数の推計結果(平成 27 年度)

車種	THC 排出係数(g/回)	
	規制未対応	規制対応
原付一種	1.53	1.21
原付二種	0.18	0.29
軽二輪	0.22	1.07
小型二輪	0.62	1.64

表 5 THC 排出量に対する対象化学物質排出量の比率

対象化学物質		対 THC 比率
物質番号	物質名	
10	アクロレイン	0.047%
12	アセトアルデヒド	0.18%
53	エチルベンゼン	2.3%
80	キシレン	9.1%
240	スチレン	0.98%
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン	0.85%
300	トルエン	13%
351	1, 3-ブタジエン	0.41%
399	ベンズアルデヒド	0.22%
400	ベンゼン	0.89%
411	ホルムアルデヒド	0.47%

出典:環境省環境管理技術室調べ(平成 16 年)、平成 23 年度 自工会受託研究報告書「二輪車の未規制物質及び温室効果ガスに係る排出原単位の調査」(平成 24 年 3 月、財団法人 日本自動車研究所)



注1:二輪車の「車種」とは原付一種、原付二種、軽二輪、小型二輪の4種類を指す。

注2:「使用係数考慮済み」とは、新車に比べて年が経過するにつれて、使用頻度が低下していく影響を考慮して使用日数を設定していることを示す。

図 4 二輪車(コールドスタート時の増分)に係る排出量の推計フロー

4. 推計結果

二輪車(コールドスタート時の増分)に係る THC 排出量の推計結果を表 6 に、対象化学物質別排出量を図 5 にそれぞれ示す。二輪車(コールドスタート時の増分)に係る対象化学物質(11 物質)の排出量の合計は約 0.4 千 t と推計された(表 7 参照)。

表 6 二輪車(コールドスタート時の増分)に係る車種別の THC 排出量の推計結果

車種	THC 排出量(t/年)
原付一種	1,095
原付二種	84
軽二輪	160
小型二輪	165
合 計	1,504

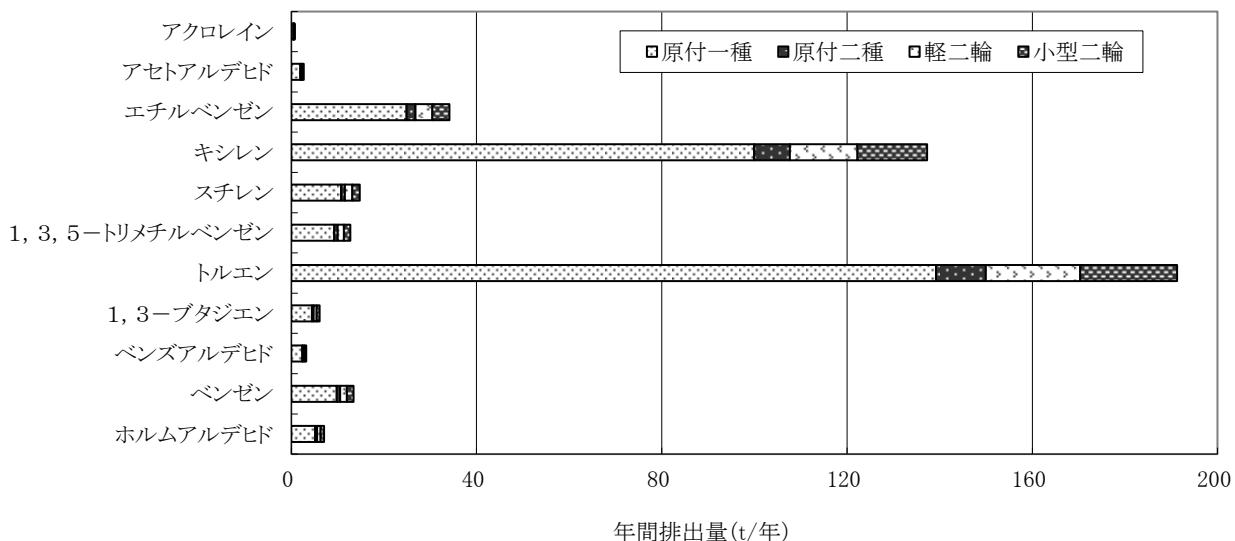


図 5 二輪車(コールドスタート時の増分)に係る対象化学物質別の全国排出量の推計結果(平成 27 年度)

表 7 二輪車(コールドスタート時の増分)に係る排出量の推計結果(平成 27 年度;全国)

物質番号	対象化学物質 物質名	全国の届出外排出量(kg/年)				合計
		対象業種	非対象業種	家庭	移動体	
10	アクリレン				712	712
12	アセトアルデヒド				2,669	2,669
53	エチルベンゼン				34,172	34,172
80	キシレン				137,288	137,288
240	スチレン				14,767	14,767
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン				12,763	12,763
300	トルエン				191,271	191,271
351	1, 3-ブタジエン				6,129	6,129
399	ベンズアルデヒド				3,243	3,243
400	ベンゼン				13,443	13,443
411	ホルムアルデヒド				7,101	7,101
合 計					423,559	423,559

注:四捨五入の関係で、各列または各行の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

III 燃料蒸発ガス

1. 届出外排出量と考えられる排出

気温の変動や走行時の燃料タンク内の温度上昇によってタンク内のガソリン成分が揮発し発生する燃料蒸発ガスに含まれる対象化学物質の排出量について推計を行った。燃料蒸発ガスの種類と概要を表8に示す。自動車と同様にランニングロス(RL)に係る排出も考えられるが、現時点では十分な知見が得られていないため、推計対象としない(ただし、環境省が行った簡易な試算によれば、全炭化水素(THC)排出量は非常に少ないという情報が得られている)。

表8 燃料蒸発ガスの種類と概要

燃料蒸発ガスの種類	概要
ダイアーナルブリージングロス Diurnal Breathing Loss (DBL)	駐車中に気温の変化等によりガソリンタンクで発生したガソリン蒸気が大気に放出されることにより発生する蒸発ガス
ホットソークロス Hot Soak Loss (HSL)	エンジン停止後1時間以内に吸気管に付着したガソリンが発生する蒸発ガス

2. 推計を行う対象化学物質

対象化学物質のうち、ガソリン成分であり燃料蒸発ガス中に含まれるキシレン(物質番号80)、トルエン(300)、ベンゼン(400)の3物質に関して推計を行った。なお、エチルベンゼン(53)、1,3,5-トリメチルベンゼン(297)は対THC比率が得られなかつたため、推計することができなかつた。

3. 推計方法

過去に、表8に示す燃料蒸発ガスの種類ごとの平成13年度分の全炭化水素(THC)の全国排出量について推計を行っている。そのため、この結果及び都道府県別・車種別の二輪車保有台数等のデータを利用して年次補正を行い、都道府県別のTHC排出量を推計した。さらに、THC排出量に対する対象化学物質排出量の比率(対THC比率:表9参照)を用いて、対象化学物質の排出量を推計した。推計フローを図6に示す。

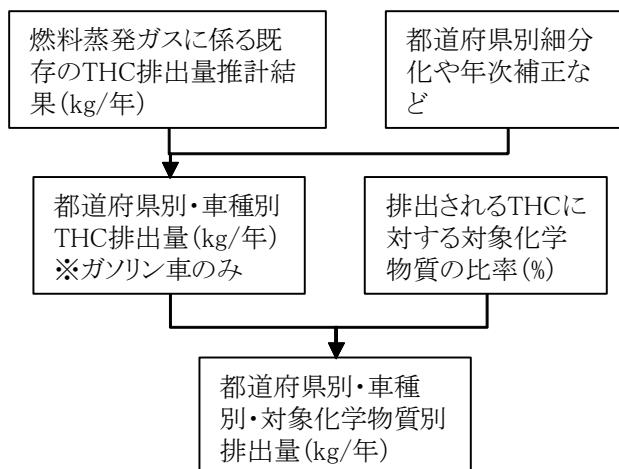


図6 二輪車(燃料蒸発ガス)に係る排出量の推計フロー

表9 二輪車(燃料蒸発ガス)のTHC排出量に対する対象化学物質の排出量の比率

対象化学物質		
物質番号	物質名	対THC比率
53	エチルベンゼン	-
80	キシレン	0.50%
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン	-
300	トルエン	1.00%
400	ベンゼン	1.00%

出典:EMEP/CORINAIR Emission Inventory Guidebook - 3rd edition (2002年10月)

4. 推計結果

二輪車(燃料蒸発ガス)に係る対象化学物質別排出量の推計結果を表 10 に示す。二輪車(燃料蒸発ガス)に係る対象化学物質(3 物質)の排出量の合計は約 0.1 千 t と推計された。

表 10 二輪車(燃料蒸発ガス)に係る排出量の推計結果(平成 27 年度;全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
80	キシレン				27,299	27,299
300	トルエン				54,597	54,597
400	ベンゼン				54,597	54,597
合 計					136,493	136,493

【参考13】

特殊自動車(建設機械、農業機械、産業機械)に係る排出量

1. 届出外排出量と考えられる排出

ガソリン・LPG 又はディーゼル式の特殊自動車のうち、建設機械(ブルドーザ、油圧ショベル等)、農業機械(トラクタ、耕耘機、コンバイン)、産業機械(フォークリフト)の作業時の排出ガス中に含まれる対象化学物質について推計を行った(公道走行時の排出は「自動車に係る排出量」に含まれる。)。推計対象車種を表1に示す。

ガソリン式の産業機械(LPG 式を除く。)は、製造業等の事業所敷地内で使用され事業者から排出量が届出される場合があるため、全ての対象化学物質の排出を推計した上で、別途推計した重複分を差し引いたものを届出外排出量とした。

表1 特殊自動車に係る届出外排出量推計の対象車種

	車種	エンジン形式
建設機械	ブルドーザ	ディーゼル
	油圧ショベル	
	クローラローダ	
	ホイールローダ	
	ホイールクレーン	
	スクレーパ	
	機械式ショベル	
	公道外用ダンプ	
	不整地用運搬車	
	モータグレーダ	
	ロードローラ	
	タイヤローラ	
	振動ローラ	
	アスファルトフィニッシャ	
	高所作業車	
農業機械	トラクタ	ディーゼル
	耕耘機	ディーゼル、ガソリン
	コンバイン	ディーゼル
	田植機	ディーゼル
	バインダ	ガソリン
産業機械	フォークリフト	ディーゼル、ガソリン

出典:「オフロードエンジンからの排出ガス実態調査」(平成14年、環境省)

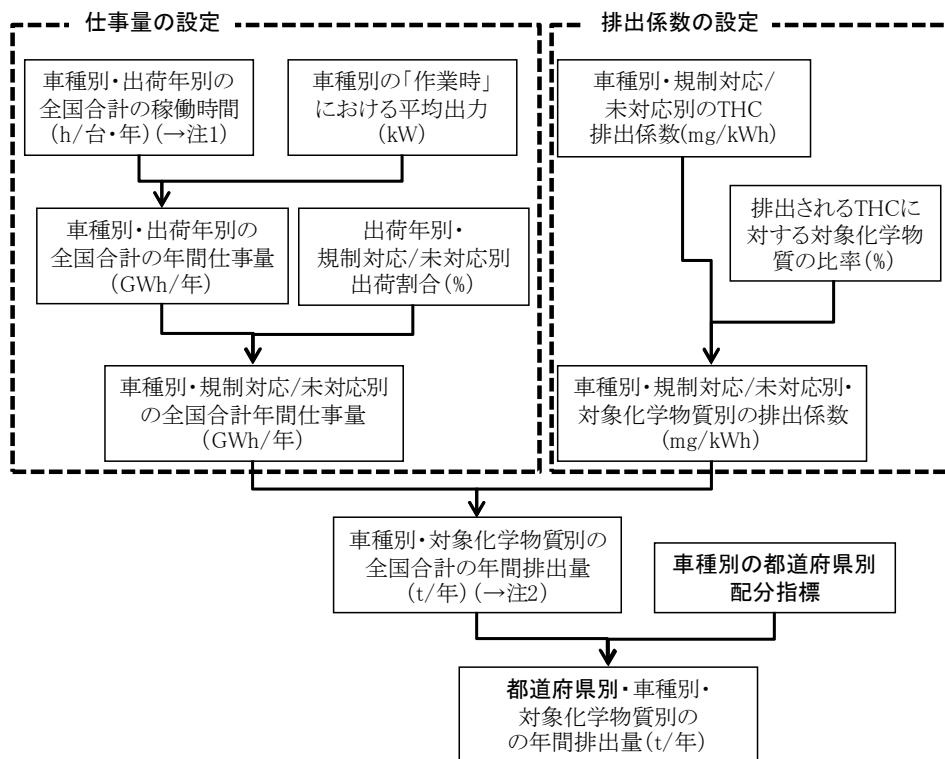
2. 推計を行う対象化学物質

特殊自動車として推計する対象化学物質については、自動車(ホットスタート)と同一の物質とした。すなわち、ディーゼル式の車種については、アクロレン(物質番号:10)、アセトアルデヒド(12)、エチルベンゼン(53)、キシレン(80)、ステレン(240)、1, 3, 5-トリメチルベンゼン(297)、トルエン(300)、1, 3-ブタジエン(351)、ベンズアルデヒド(399)、ベンゼン(400)、ホルムアルデヒド(411)の11物質を対象とし、ガソリン式の車種については、これらに加え、1, 2, 4-トリメチルベンゼン(296)、ノルマルヘキサン(392)の2物質も対象とした。

3. 推計方法

車種別・出荷年別の全国合計の年間稼働時間・車種別の平均出力から、車種別の全国合計の年間仕事量(GWh/年)を算出した。また、環境省の実測データ及び海外の文献値等に基づき車種別の全炭化水素(THC)の排出係数(g/kWh)を設定し、環境省の実測データに基づきTHC中の対象化学物質の比率を設定した。これらを乗じることにより、車種別の対象化学物質の排出係数(mg/kWh)を設定した。排出係数は規制対応車(排出ガス対策のため、酸化触媒、排ガス再循環(EGR)、三元触媒等の排出ガス対策装置を装備したもの)と未対応車に分けて設定されているため、年間仕事量も規制対応車と未対応車に分けて算出した。車種別の全国合計の年間仕事量と排出係数を乗じることにより、対象化学物質の全国の排出量を推計した。

都道府県別の排出量は、建設機械については元請完工事高、農業機械については作付面積、産業機械については販売台数を指標として、全国排出量を配分することにより推計した。推計フローを図1に示す。



注1: 使用開始後の経過年数と共に年間稼働時間が短くなるため、出荷からの経過年数を考慮して稼働時間を設定した。
注2: 都道府県への配分を行う前に、届出排出量との重複分を差し引いた値が届出外排出量となる(本図では省略した)。

図1 特殊自動車に係る排出量の推計フロー

4. 推計結果

THC排出量の推計結果を表2に示す。表2のTHC排出量に対して、表3のTHC排出量に対する対象化学物質排出量の比率を乗じた排出量から届出排出量との重複を除いた結果、特殊自動車に係る対象化学物質(13物質)の排出量の合計は約4.2千tと推計された(図2、表4参照)。

表2 特殊自動車に係る車種別の全国合計の年間 THC 排出量の推計結果(平成 27 年度)

車種	THC 排出量(t/年)		
	規制対応	規制未対応	合計
建設機械	5,470	969	6,439
農業機械	1,546	982	2,527
産業機械	15,076	3,725	18,801
合 計	22,092	5,676	27,768

注:四捨五入の関係で、各列または各行の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

表3 対象化学物質別排出量の対 THC 比率

対象化学物質		対 THC 比率	
物質番号	物質名	ガソリン車	ディーゼル車
10	アクロレイン	0.023%	0.39%
12	アセトアルデヒド	0.14%	1.6%
53	エチルベンゼン	0.65%	0.21%
80	キシレン	3.4%	0.72%
240	スチレン	0.43%	0.23%
296	1, 2, 4-トリメチルベンゼン	0.52%	-
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン	0.65%	0.20%
300	トルエン	6.4%	0.83%
351	1, 3-ブタジエン	0.20%	0.39%
392	ノルマルーヘキサン	3.0%	-
399	ベンズアルデヒド	0.12%	0.19%
400	ベンゼン	5.3%	1.0%
411	ホルムアルデヒド	0.27%	7.4%

出典1(ガソリン車):環境安全課調べ(平成 25 年度)

出典2(ディーゼル車):環境省環境管理技術室資料(平成 16 年)

注:自動車(ホットスタート)と同一であると仮定した。

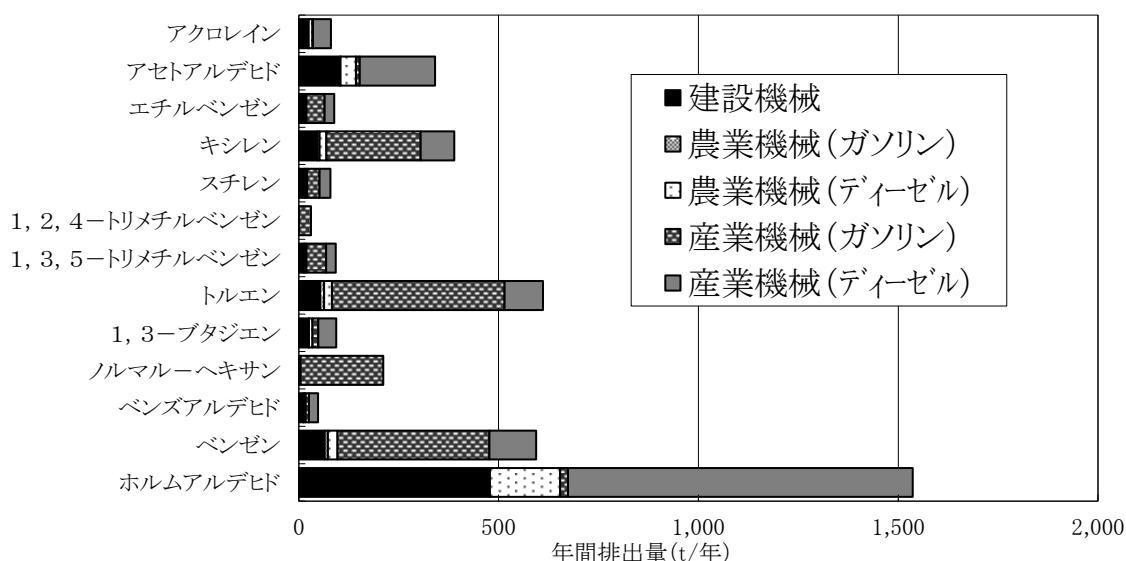


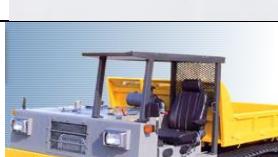
図2 特殊自動車(建設機械・農業機械・産業機械)に係る全国合計の年間排出量の推計結果(平成 27 年度)

表4 特殊自動車(建設機械・農業機械・産業機械)に係る排出量の推計結果(平成27年度;全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
10	アクロレイン				80,782	80,782
12	アセトアルデヒド				341,092	341,092
53	エチルベンゼン				88,931	88,931
80	キシレン				388,991	388,991
240	スチレン				79,492	79,492
296	1, 2, 4-トリメチルベンゼン				30,592	30,592
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン				92,328	92,328
300	トルエン				611,367	611,367
351	1, 3-ブタジエン				93,872	93,872
392	ノルマルヘキサン				211,777	211,777
399	ベンズアルデヒド				48,149	48,149
400	ベンゼン				593,824	593,824
411	ホルムアルデヒド				1,535,960	1,535,960
合 計					4,197,157	4,197,157

注:平成20年の化管法施行令の改正により対象化学物質に追加された物質を網掛けで示す。

(参考:特殊自動車の車種別の概要)

車種	概要	
建設機械	ブルドーザ トラクタに作業の目的に適した排土板を取り付け、トラクタの推進力で前進・後退を行い、土砂の掘削、運土、盛土、整地、締固め、抜根、除雪等を行う機械。 写真出典:キャタピラージャパン株式会社ウェブページ	
	油圧ショベル バケットを掘削装置に用いて、土及び岩石の掘削と積み込みをする機械。操作方式は油圧ポンプで発生させた高圧油により油圧モータ、油圧シリンダ等を動かして各部の操作を行う。 写真出典:キャタピラージャパン株式会社ウェブページ	
	クローラローダ (履帯式ローダ) ※履帯=キャタピラ ※ローダ =トラックショベル バケットを掘削装置に用いて、土及び岩石の掘削と積み込みをする機械。 写真出典:株式会社竹内製作所ウェブページ	
	ホイールローダ (車輪式ローダ) バケットを掘削装置に用いて、土及び岩石の掘削と積み込みをする機械。 写真出典:株式会社 小松製作所ウェブページ	
	ホイールクレーン (=ラフテレーンクレーン) トラッククレーンの一種。掘削作業を行う機械。 写真出典:コルベクレーン株式会社ウェブページ	
	スクレーパ 掘削、積込み、運土、排土の一連の作業を一つの機械で連続的にできる運搬機械である。車体の鉄製の土砂容器(=ボウル)の前方下部の刃で地盤を削り取りながら土砂をボウルの中に積込み、これを運搬し、捨土、敷均し作業を連続的に行う。 写真出典:田村重工株式会社ウェブページ	
	機械式ショベル 用途は油圧ショベルと同じ。操作方式は電動式で各動作をワインチによりワイヤロープの操作で行う。普及台数は油圧と比べると少ない。 写真出典:ケンキッキウェブページ	
	公道外用ダンプ (ダンプトラック) 工事現場に土砂を運ぶ機械。本項目で推計対象としている特種自動車に該当するダンプは公道を走行しない。 写真出典:株式会社 小松製作所ウェブページ	
	不整地用運搬車 (ホイールキャリア、クローラキャリア) 建設・土木工事現場、農地等の軟弱な場所において、土砂、資材、肥料、農産物等の運搬作業を行う機械。 写真出典:小松製作所ウェブページ	

車種		概要	
建設機械	モータグレーダ	広場、道路や舗装の下の路盤を平らに削ったり、骨材を敷きならしたり、土の層を混合させたりする。主な工事現場は、砂利路補修や道路工事での路盤・路床仕上げと整地等。 写真出典:キャタピラージャパン株式会社ウェブページ	
	ロードローラ (=締固め機械)	道路の締固めやアスファルト舗装等に使われる鉄輪の表面が平滑な自走式の機械 写真出典:酒井重工業株式会社ウェブページ	
	タイヤローラ (=締固め機械)	道路の路床、路盤の転圧からアスファルト表面転圧まで広く使用される。ロードローラの鉄輪の代わりにタイヤの車輪をつけたもので、自走式と被けん引式がある。 写真出典:酒井重工業株式会社ウェブページ	
	振動ローラ (=締固め機械)	振動や衝撃力で効果的に締固めを行う機械。振動式タイヤローラや振動式ロードローラがある。 写真出典:酒井重工業株式会社ウェブページ	
	アスファルト フィニッシャ	アスファルト混合物の敷きならし、突固め、表面仕上げの一連の作業に使用される機械。 写真出典:範多機械株式会社ウェブページ	
	高所作業車	電気・通信工事、建設工事、道路やトンネルの点検や補修等に用いる機械。 写真出典:株式会社タダノウェブページ	
農業機械	トラクタ	作業機をけん引または駆動して耕うん、整地、中耕培土、除草及び施肥等の作業を行う機械。 写真出典:ヤンマー株式会社ウェブページ	
	耕耘機	土をすき起こし、土くれを碎くのに用いる機械。 写真出典:ヤンマー株式会社ウェブページ	
	バインダ	稻、麦類の収穫作業に利用される機械。稻、麦の刈りとりと同時に麻ひも等で、結束も自動的に行い、結束した束を圃場へ投出していく。 写真出典:ヤンマー株式会社ウェブページ	
産業機械	フォークリフト	車体前部のマストに取り付けた二本のフォーク状の腕を上下させ、荷物の積み降ろしや運搬をする車。 写真出典:TCM 株式会社ウェブページ	

【参考14】

船舶に係る排出量

船舶に係る排出量については、「貨物船・旅客船等」、「漁船」、「プレジャーボート」の3つに区分して推計を行う。

<推計の対象範囲>

推計対象とする範囲は「領海内」を航行する船舶からの排出を基本とした(図1参照)。ただし、海外との往来に使われる外航船舶は、国内の港湾区域外の活動量の設定が困難なため、港湾区域内だけを推計対象とした。また、河川等を航行する船舶等は現時点では十分な知見が得られていないため、推計の対象外とした。

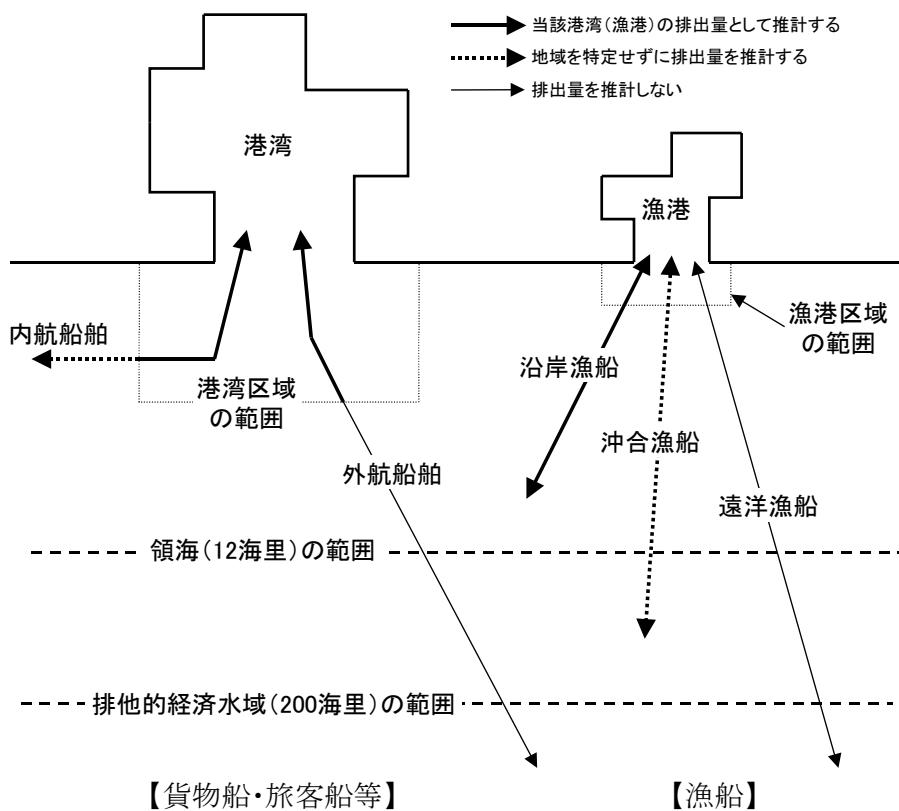


図1 船舶に係る排出量の推計範囲

I 貨物船・旅客船等

1. 届出外排出量と考えられる排出

貨物船・旅客船等は、航行時や停泊時に重油等の燃料を消費し、その排ガス中に対象化学物質が含まれている。これらの排出は届出対象とはならないため、すべて届出外排出量である。

2. 推計を行う対象化学物質

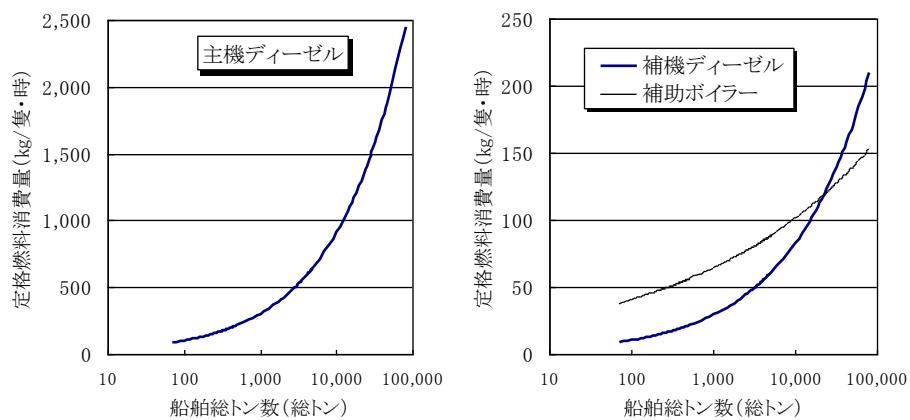
貨物船・旅客船等に係る排出量として、欧州のインベントリー(EMEP/CORINAIR)が対象としているアセトアルデヒド(物質番号:12)、エチルベンゼン(53)、キシレン(80)、トルエン(300)、1, 3-ブタジエン(351)、ベンゼン(400)、ホルムアルデヒド(411)の7物質について推計を行った。

3. 推計方法

船舶による燃料消費量を港湾毎に推計し、EMEP/CORINAIR,2002 等の文献により示されている燃料消費量(kg/年)当たりの排出係数を乗じて排出量を推計した。ここで、港湾ごとの燃料消費量は、「港湾統計年報」に記載された入港船舶数(隻/年)に対し、既存の調査結果の手法(図 2)を用いて推計した。ただし、船舶種類による平均停泊時間の差(図 3)を考慮することにより、既存の調査結果の精度の向上を図った。規模の小さな地方港湾については、経験式を使った手法によって燃料消費量を推計した。

また、内航船舶が港湾区域以外を航行しているときの燃料消費量は、別途把握できる全国の内航に係る船舶の燃料消費量から、港湾毎に推計した燃料消費量を差し引いた値として設定した。この場合、燃料を消費した海域を特定することが困難なため、都道府県別の排出量は推計していない。

以上の結果をまとめ、図 4 に貨物船・旅客船等に係る排出量の推計フローを、表 1 に対象化学物質別の排出係数を示す。



資料:平成8年度船舶排出大気汚染物質削減手法検討調査(環境庁)

図 2 既存調査における推計手法の例(船舶総トン数との定格燃料消費量との関係式)

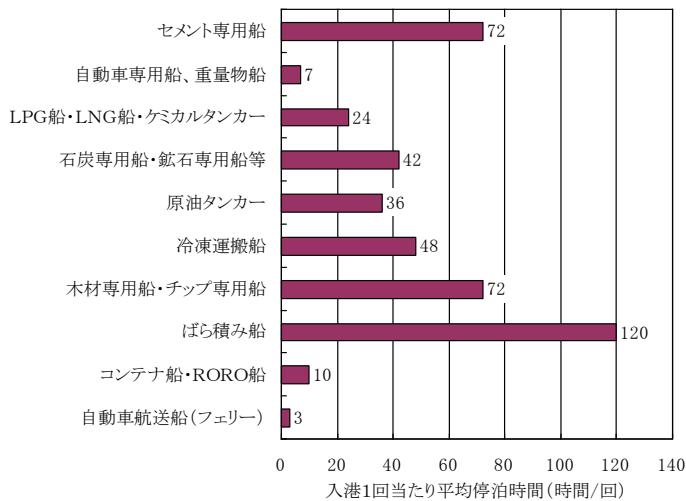
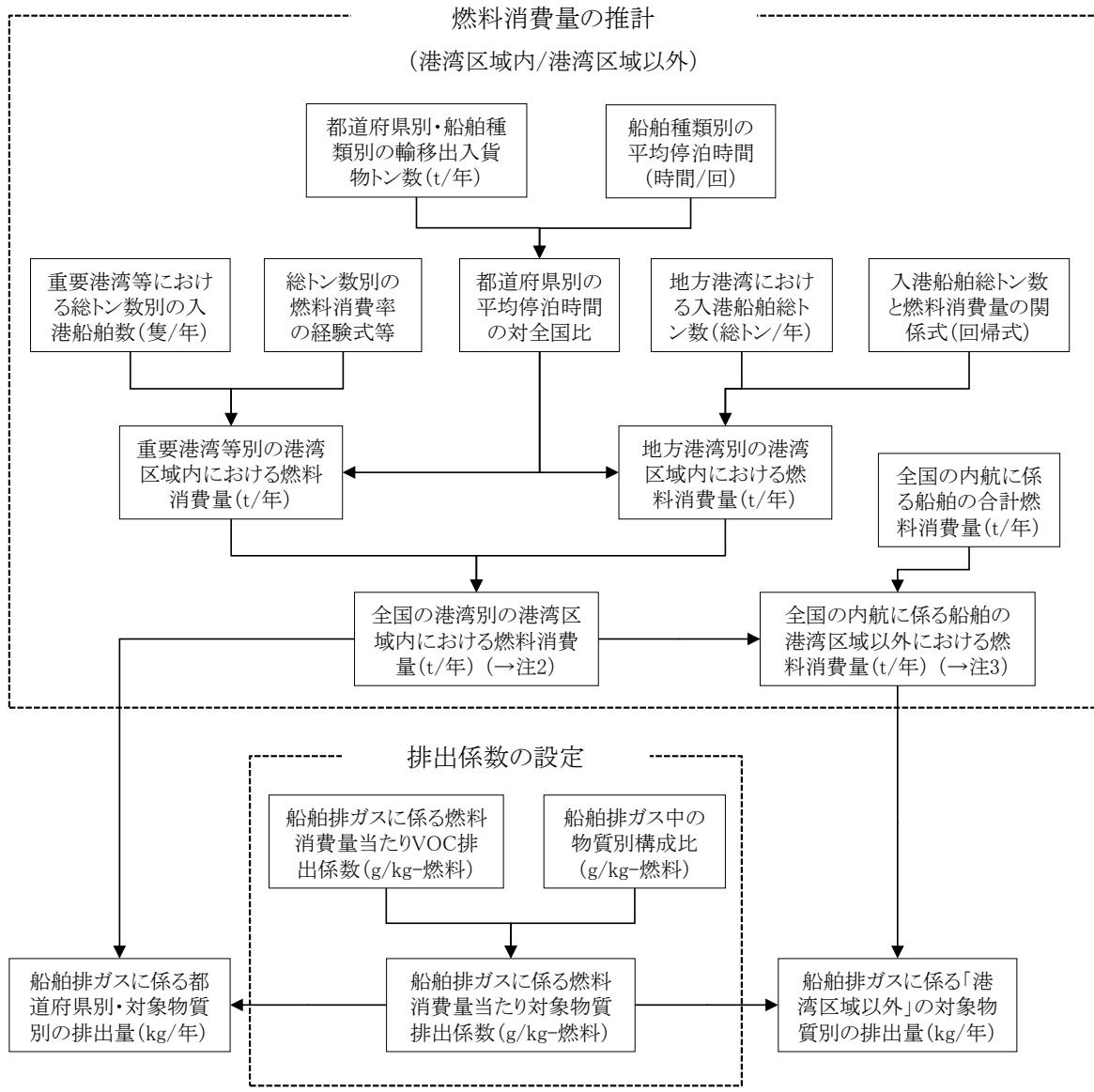


図 3 船舶種類ごとの入港 1 回当たり平均停泊時間の設定値



注1: 図中の「重要港湾等」は「国際戦略港湾」「国際拠点港湾」「重要港湾」を表す。

注2: 重要港湾等と地方港湾を合算してすべての港湾の燃料消費量となる。

注3: 全国の内航に係る燃料消費量から港湾区域内(内航のみ)を差し引いて港湾区域以外の燃料消費量とする。

図4 船舶(貨物船・旅客船等)に係る排出量の推計フロー

表1 船舶(貨物船・旅客船等)に係る対象化学物質別の排出係数

対象化学物質		NMVOC 構成比	排出係数 (g/kg-燃料)
物質番号	物質名		
12	アセトアルデヒド	2.0%	0.048
53	エチルベンゼン	0.5%	0.012
80	キシレン	2.0%	0.048
300	トルエン	1.5%	0.036
351	1, 3-ブタジエン	2.0%	0.048
400	ベンゼン	2.0%	0.048
411	ホルムアルデヒド	6.0%	0.144

注: 上記の構成比と THC としての排出係数は「Atmospheric Emission Inventory Guidebook (EMEP/CORINAIR,2002)」による。NMVOC の排出係数は 2.4g/kg-燃料。

4. 推計結果

以上 の方法に従って全国排出量を推計した結果を表2、表3に示す。7物質の合計では全国で約1.4千tの排出量であり、そのうち港湾区域内における排出が約35%を占めている。

表2 船舶(貨物船・旅客船等)に係る対象化学物質別排出量の推計結果
(平成27年度;全国)

対象化学物質		年間排出量(kg/年)									
物質番号	物質名	港湾区域内								その他の場所	合計
		国際戦略港湾		国際拠点港湾		重要港湾		地方港湾			
内航	外航	内航	外航	内航	外航	内航	外航	内航	外航	内航	合計
12	アセトアルデヒド	3,893	5,427	11,881	6,050	16,990	4,432	11,222	2,176	114,418	176,489
53	エチルベンゼン	973	1,357	2,970	1,512	4,248	1,108	2,806	544	28,605	44,122
80	キシレン	3,893	5,427	11,881	6,050	16,990	4,432	11,222	2,176	114,418	176,489
300	トルエン	2,920	4,070	8,911	4,537	12,743	3,324	8,417	1,632	85,814	132,367
351	1, 3-ブタジエン	3,893	5,427	11,881	6,050	16,990	4,432	11,222	2,176	114,418	176,489
400	ベンゼン	3,893	5,427	11,881	6,050	16,990	4,432	11,222	2,176	114,418	176,489
411	ホルムアルデヒド	11,679	16,281	35,644	18,149	50,971	13,296	33,666	6,528	343,254	529,468
合 計		31,143	43,417	95,051	48,398	135,922	35,455	89,777	17,408	915,345	1,411,915

注1:対象化学物質ごとに、それぞれ以下の排出係数を使用した。

アセトアルデヒド:48g/t-燃料、エチルベンゼン:12g/t-燃料、キシレン:48g/t-燃料、トルエン:36g/t-燃料、1, 3-ブタジエン:48g/t-燃料、ベンゼン:48g/t-燃料、ホルムアルデヒド:144g/t-燃料

注2:「その他の場所」における外航船舶からの排出は推計対象外である。

注3:港湾種類は港湾法に基づいた分類であり、それぞれ以下のとおりである。

国際戦略港湾:長距離の国際海上コンテナ運送に係る国際海上貨物輸送網の拠点となり、かつ、当該国際海上貨物輸送網と国内海上貨物輸送網とを結節する機能が高い港湾であって、その国際競争力の強化を重点的に図ることが必要な港湾として政令で定めるもの

国際拠点港湾:国際戦略港湾以外であって、国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾として政令で定めるもの

重要港湾:国際戦略港湾及び国際拠点港湾以外であって、海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾として政令で定めるもの

地方港湾:国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾以外の港湾

注4:四捨五入の関係で、各列または各行の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

表3 船舶(貨物船・旅客船等)に係る排出量推計結果(平成27年度;全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
12	アセトアルデヒド				176,489	176,489
53	エチルベンゼン				44,122	44,122
80	キシレン				176,489	176,489
300	トルエン				132,367	132,367
351	1, 3-ブタジエン				176,489	176,489
400	ベンゼン				176,489	176,489
411	ホルムアルデヒド				529,468	529,468
合 計					1,411,915	1,411,915

注:四捨五入の関係で、各列の合計と合計欄の数値が一致しない。

II 漁船

1. 届出外排出量と考えられる排出

漁船はディーゼルエンジンやガソリンエンジン(船外機)を搭載し、その燃料消費に伴う排気ガス中に対象化学物質が含まれている。これらの排出は届出対象とはならないため、すべて届出外排出量として扱われる。ただし、遠洋漁船(200 海里以遠)については、排他的経済水域の外の海域での操業が主と考えられるため、推計の対象外とした。

2. 推計を行う対象化学物質

ディーゼルエンジンの漁船については貨物船・旅客船等と同じアセトアルデヒド(物質番号:12)、エチルベンゼン(53)、キシレン(80)、トルエン(300)、1, 3-ブタジエン(351)、ベンゼン(400)、ホルムアルデヒド(411)の7物質、ガソリンエンジンの漁船は、最もエンジンが類似していると考えられる二輪車等と同様に、上記7物質にアクロレイン(10)、スチレン(240)、1, 3, 5-トリメチルベンゼン(297)、ベンズアルデヒド(399)の4物質を加えた11物質について推計を行った。

3. 推計方法

漁船による年間の燃料消費量を推計し、EMEP/CORINAIR,2000 等の文献値により示されている燃料消費量(kg/年)当たりの排出係数を乗じて排出量を推計した。

漁船による全国の燃料消費量は、「漁業センサス」に記載された漁船の年間稼働日数(日/年)等に平均燃料消費率(g/時)を乗じて推計した。また、全国の燃料消費量の各都道府県への配分指標として「漁港港勢の概要」に記載された都道府県ごとの利用漁船隻数(隻/年)等を使用し、都道府県別の燃料消費量を推計した。ただし、沖合漁船(主たる操業区域が陸地から 12~200 海里の漁船)は、対象化学物質を排出する場所が漁港から離れた海域での操業が主と考えられることから、地域を特定せずに「他の場所」として排出量を推計した。このように推計された燃料消費量に排出係数(表 4)を乗じて排出量を推計した。

以上の結果をまとめ、図 5 に船舶(漁船)に係る排出量の推計フローを示す。

表 4 船舶(漁船)に係る対象化学物質別の排出係数

対象化学物質		排出係数(g/t-燃料)	
物質番号	物質名	ガソリン	ディーゼル
10	アクロレン	15	-
12	アセトアルデヒド	95	38
53	エチルベンゼン	1,054	10
80	キシレン	2,516	38
240	スチレン	612	-
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン	374	-
300	トルエン	3,740	29
351	1, 3-ブタジエン	119	38
399	ベンズアルデヒド	78	-
400	ベンゼン	1,156	38
411	ホルムアルデヒド	296	114

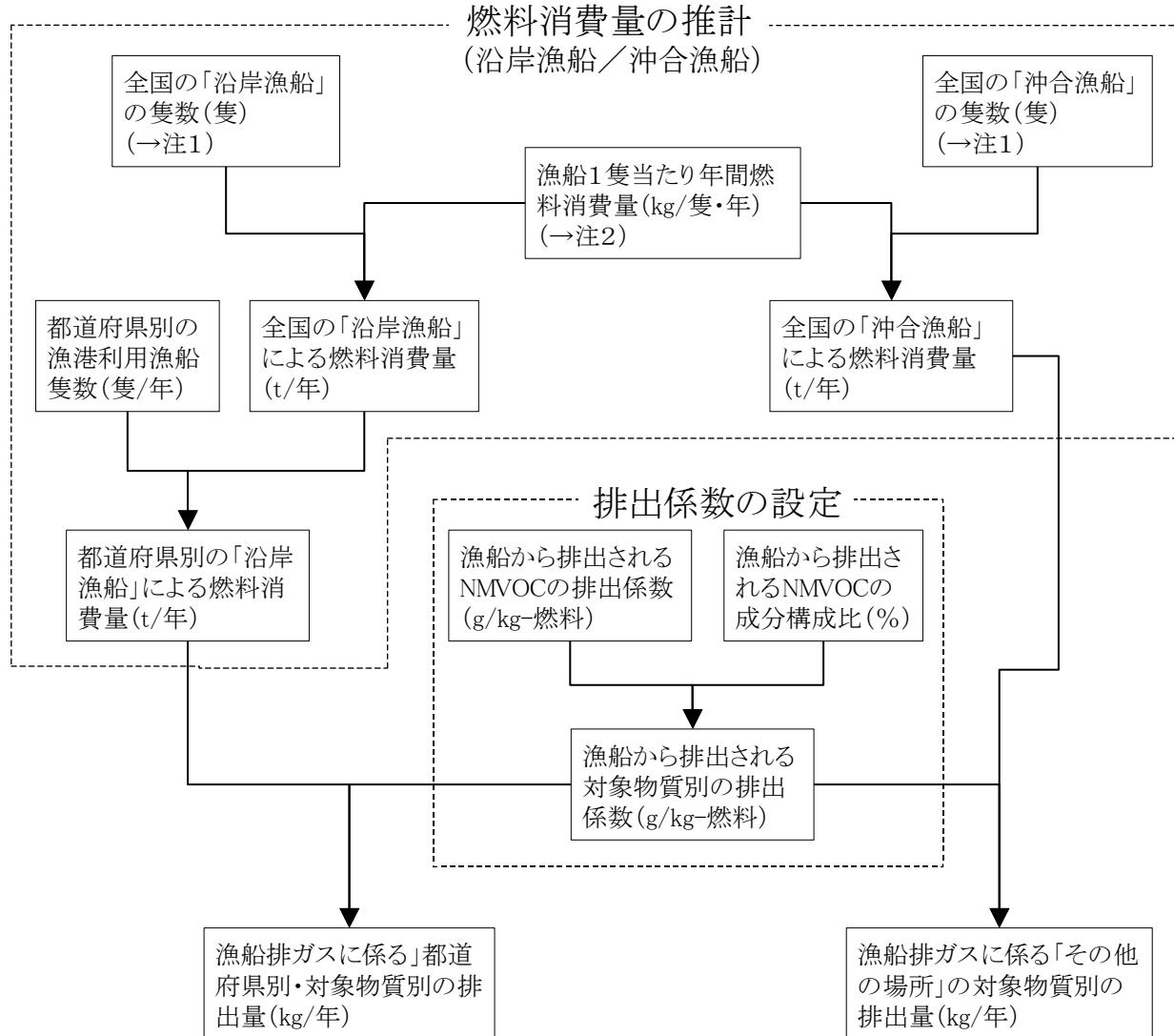
注1:THCとしての排出係数は「船舶排ガスの地球環境への影響と防止技術の調査」(平成11年3月、日本財団)に基づき、以下の通り設定した。

ガソリンエンジン:34g/kg-燃料、ディーゼルエンジン:1.9g/kg-燃料

注2:THCに対する対象化学物質の比率は、それぞれ以下のものに等しいと仮定した。

ガソリンエンジン:二輪車(ホットスタート)の排出係数(環境省環境管理技術室資料)

ディーゼルエンジン:貨物船・旅客船等の排出係数「Atmospheric Emission Inventory Guidebook」
(EMEP/CORINAIR, 2000)



注1:「沿岸漁船」とは主たる操業区域が陸地から12海里以内の漁船のことを指す。

「沖合漁船」とは主たる操業区域が陸地から12～200海里の漁船のことを指す。

注2:漁船1隻が1年間に消費する燃料の数量は、既存調査の考え方を引用して推計した。

図 5 船舶(漁船)に係る排出量の推計フロー

4. 推計結果

以上の方針に従って全国排出量を推計した結果を表 5、表 6 に示す。11 物質の合計では全国で約 1.8 千 t の排出量であり、そのうち 12 海里以内を主たる操業水域とする漁船からの排出が約 96%を占めている。

表5 船舶(漁船)に係る全国の対象化学物質別排出量推計結果(平成27年度)

対象化学物質		年間排出量(kg/年)			
		船外機付 き漁船 (ガソリン)	海水動力漁船 (ディーゼル)	合計	(参考) 海水動力漁船 (ディーゼル) 200海里以遠
物質番号	物質名	12海里以内	12海里以内		200海里以遠
10	アクロレイン	2,311	-	-	2,311
12	アセトアルデヒド	14,378	24,579	8,207	47,164
53	エチルベンゼン	159,183	6,145	2,052	167,380
80	キシレン	379,986	24,579	8,207	412,772
240	スチレン	92,429	-	-	92,429
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン	56,484	-	-	56,484
300	トルエン	564,844	18,434	6,155	589,433
351	1, 3-ブタジエン	17,972	24,579	8,207	50,758
399	ベンズアルデヒド	11,810	-	-	11,810
400	ベンゼン	174,588	24,579	8,207	207,374
411	ホルムアルデヒド	44,674	73,736	24,621	143,031
合 計		1,518,660	196,629	65,657	1,780,946
					48,822

注1:PRTRとしての推計対象は、主とする操業区域が200海里以内の漁船に限るため、200海里以遠の漁船に係る排出量は「参考」として示す。

注2:都道府県別排出量を推計するのは、主とする操業区域が12海里以内の漁船に限ることとし、12~200海里の漁船に係る排出量は「その他の場所」として都道府県を特定しないで排出量を推計した。

注3:四捨五入の関係で、各列の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

表6 船舶(漁船)に係る排出量推計結果(平成27年度;全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
10	アクロレイン				2,311	2,311
12	アセトアルデヒド				47,164	47,164
53	エチルベンゼン				167,380	167,380
80	キシレン				412,772	412,772
240	スチレン				92,429	92,429
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン				56,484	56,484
300	トルエン				589,433	589,433
351	1, 3-ブタジエン				50,758	50,758
399	ベンズアルデヒド				11,810	11,810
400	ベンゼン				207,374	207,374
411	ホルムアルデヒド				143,031	143,031
合 計					1,780,946	1,780,946

III プレジャーボート

1. 届出外排出量と考えられる排出

プレジャーボートはディーゼルエンジンやガソリンエンジンを搭載し、その燃料消費に伴う排気ガス中に対象化学物質が含まれている。これらの排出は届出対象とはならないため、すべて届出外排出量として扱われる。プレジャーボートのうち、小型特殊船舶(大部分がいわゆる水上バイク)、プレジャーモーターボート、プレジャーヨットを排出量の推計対象とした。

2. 推計を行う対象化学物質

プレジャーボートと最もエンジンが類似しているのは、ガソリンエンジンを搭載している場合では二輪車、ディーゼルエンジンを搭載している場合ではディーゼル特殊自動車と考えられる。そのため、これらの排出源と同様にアクロレン(物質番号:10)、アセトアルデヒド(12)、エチルベンゼン(53)、キシレン(80)、スチレン(240)、1, 3, 5-トリメチルベンゼン(297)、トルエン(300)、1, 3-ブタジエン(351)、ベンズアルデヒド(399)、ベンゼン(400)、ホルムアルデヒド(411)の11物質について推計を行った。

3. 推計方法

プレジャーボートの1隻当たりの実仕事量に在籍船数及び実仕事量当たりの排出係数を乗じて推計した。

プレジャーボートの在籍船数については、日本小型船舶検査機構の資料から把握することができる。また、都道府県別に稼働状況が異なることが考えられるため、全国のマリーナに対して、当該マリーナの保管隻数と燃料供給量を調査することにより、地域別の燃料消費量の差を推計し、仕事量を求めた。全国平均の仕事量の推計は米国環境保護庁(EPA)で採用されている方法を踏襲した。すなわち、定格出力、負荷率、稼働時間、経過年数による使用係数等から算出した。THC(全炭化水素)排出係数についてもEPAのホームページ上に公表されているデータの中から、日本国内に流通しているメーカーのみを抽出して使用した。また、THC排出量に対する対象化学物質の比率は、ガソリンエンジンを搭載している場合には二輪車の数値を、ディーゼルエンジンはディーゼル特殊自動車の数値を採用した。

以上の推計フローを図6に示す。

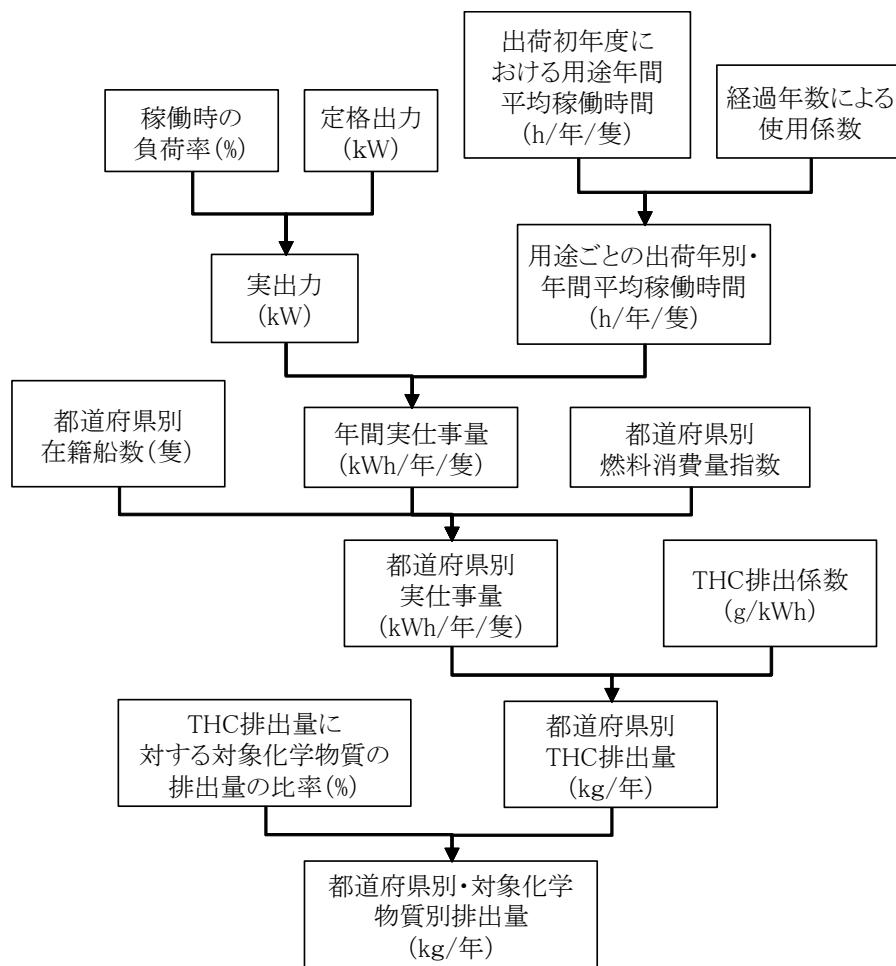


図6 船舶(プレジャーボート)に係る排出量の推計フロー

4. 推計結果

以上 の方法に従って推計した全国排出量の結果を表7、表8に示す。11物質合計では全国で約1.1千tの排出量であった。

表7 船舶(プレジャーボート)に係る船舶種類別排出量推計結果(平成27年度;全国)

物質番号	対象化学物質 物質名	小型特殊船舶	年間排出量(kg/年)				
			プレジャーモーター ボート		プレジャーヨット		合計
			ガソリン	ディーゼル	ガソリン	ディーゼル	
10	アクロレイン	763	852	32	3	1	1,651
12	アセトアルデヒド	4,723	5,272	133	16	2	10,146
53	エチルベンゼン	52,629	58,743	17	175	0.3	111,565
80	キシレン	124,663	139,146	60	414	1	264,285
240	スチレン	29,532	32,963	19	98	0.3	62,612
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン	19,073	21,289	17	63	0.3	40,443
300	トルエン	185,541	207,097	69	617	1	393,325
351	1, 3-ブタジエン	5,920	6,607	32	20	1	12,580
399	ベンズアルデヒド	3,941	4,399	16	13	0.3	8,369
400	ベンゼン	57,821	64,538	83	192	1	122,636
411	ホルムアルデヒド	14,677	16,382	615	49	11	31,733
合 計		499,283	557,288	1,094	1,660	19	1,059,344

注:四捨五入の関係で、各列または各行の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

表8 船舶(プレジャーボート)に係る排出量推計結果(平成27年度;全国)

物質番号	対象化学物質 物質名	全国の届出外排出量(kg/年)				合計
		対象業種	非対象業種	家庭	移動体	
10	アクロレイン				1,651	1,651
12	アセトアルデヒド				10,146	10,146
53	エチルベンゼン				111,565	111,565
80	キシレン				264,285	264,285
240	スチレン				62,612	62,612
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン				40,443	40,443
300	トルエン				393,325	393,325
351	1, 3-ブタジエン				12,580	12,580
399	ベンズアルデヒド				8,369	8,369
400	ベンゼン				122,636	122,636
411	ホルムアルデヒド				31,733	31,733
合 計					1,059,344	1,059,344

注:四捨五入の関係で、各列の合計と合計欄の数値が一致しない。

鉄道車両に係る排出量

鉄道車両に係る排出量については、「エンジン」、「ブレーキ等の摩耗」の 2 つに区分して排出量の推計を行う。

I エンジン

1. 届出外排出量と考えられる排出

軽油を燃料とする機関車、気動車等(以下、「鉄道車両」という。)の運行に伴いエンジンから排出される排気ガス中に対象化学物質が含まれている。鉄道業は対象業種であるが、「線路」は事業所敷地とはみなされないため、これらの排出はすべて届出外排出量としての推計対象となる。

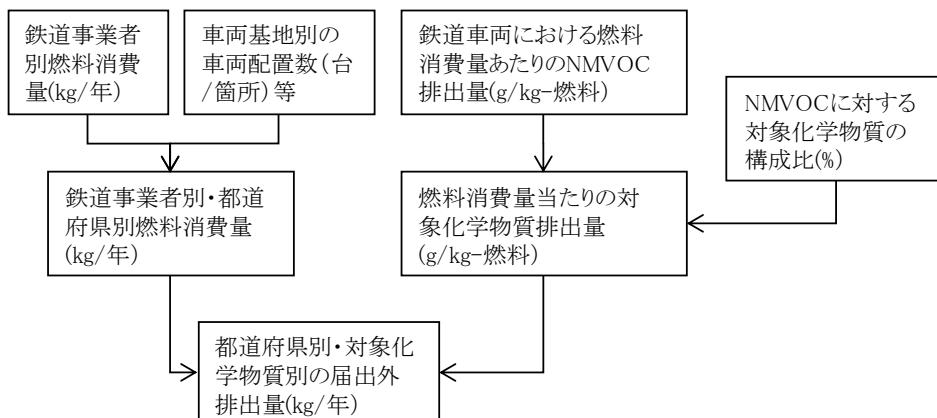
2. 推計を行う対象化学物質

欧州のインベントリー(EMEP/CORINAIR,2002)が対象としているアクリレイン(物質番号:10)、アセトアルデヒド(12)、エチルベンゼン(53)、キシレン(80)、トルエン(300)、1, 3-ブタジエン(351)、ベンズアルデヒド(399)、ベンゼン(400)、ホルムアルデヒド(411)の 9 物質について推計を行った。

3. 推計方法

EMEP/CORINAIR,2002 等の文献値において、燃料消費量(kg/年)当たりの排出係数が設定されている。そのため、鉄道車両による燃料消費量を都道府県別に推計し、排出係数を乗じて排出量を推計した。鉄道車両による燃料消費量は「鉄道統計年報」により鉄道事業者別に把握できるため、それを鉄道車両に係る車両基地別車両配置数、営業距離等の指標によって都道府県別に配分した。以上の結果をまとめ、図 1 に鉄道車両(エンジン)に係る排出量の推計フローを示す。

なお、平成 27 年度届出外排出量推計においては、利用可能な最新の統計データとしてが平成 25 年度実績のデータを用いるが、このデータには東日本大震災による当時の運休の影響が反映されている。これは、平成 27 年度の運行停止等の実態とは乖離があるため、平成 26 年度と同様に路線別の運行停止等の状況を踏まえて東日本大震災の影響を考慮した補正を行った。



注:NMVOC とは、メタンを除く揮発性炭化水素の意味である。

図 1 鉄道車両(エンジン)に係る排出量の推計フロー

表1 鉄道車両(エンジン)に係る対象化学物質別の排出係数

対象化学物質		NMVOC 構成比	排出係数 (mg/kg-燃料)
物質番号	物質名		
10	アクロレイン	1.5%	70
12	アセトアルデヒド	2.0%	93
53	エチルベンゼン	0.5%	23
80	キシレン	2.0%	93
300	トルエン	1.5%	70
351	1, 3-ブタジエン	2.0%	93
399	ベンズアルデヒド	0.5%	23
400	ベンゼン	2.0%	93
411	ホルムアルデヒド	6.0%	279

注:上記の構成比と炭化水素としての排出係数は「Atmospheric Emission Inventory Guidebook (EMEP/CORINAIR,2002)」による。NMVOC の排出係数は 4.65g/kg-燃料。

4. 推計結果

鉄道車両(エンジン)に係る排出量推計結果を表 2 に示す。鉄道車両(エンジン)に係る対象化学物質の排出量の合計は約 141t と推計された。

表2 鉄道車両(エンジン)に係る排出量推計結果(平成 27 年度;全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
10	アクロレイン				11,719	11,719
12	アセトアルデヒド				15,625	15,625
53	エチルベンゼン				3,906	3,906
80	キシレン				15,625	15,625
300	トルエン				11,719	11,719
351	1, 3-ブタジエン				15,625	15,625
399	ベンズアルデヒド				3,906	3,906
400	ベンゼン				15,625	15,625
411	ホルムアルデヒド				46,876	46,876
合 計					140,629	140,629

注:四捨五入の関係で、各列の合計と合計欄の数値が一致しない。

II ブレーキ等の摩耗

1. 届出外排出量と考えられる排出

鉄道車両の部品であるブレーキパッドやすり板(車輪等がついている台の部分に用いる部品)等には石綿(物質番号:33)が含まれている場合がある。ブレーキパッドやすり板は、鉄道車両の運行時に摩耗することから、摩耗した石綿は大気へ排出すると考えられる。そのほとんどは事業所外で排出され、届出外排出量と考えられる。

鉄道事業者へアンケート調査を行った結果では、21社(平成27年度実績)においてブレーキパッド等への石綿の使用があった。

2. 推計を行う対象化学物質

ブレーキパッド等に使われる石綿(物質番号:33)について推計を行った。

3. 推計方法

鉄道事業者へのアンケート調査に基づくデータ(ブレーキパッド等の年間の製品使用量、石綿の製品に対する含有率、摩耗量の割合(新品と交換時のブレーキパッドの厚さの比等)等)に基づき、事業者別・製品種類別に製品中に含まれている石綿の量を算出した。摩耗した石綿は全て大気へ排出するとみなし、新品から交換時まで使用(新品から摩耗)する分を平均使用年数で割った量を1年間の排出量(製品1つ当たり)と仮定して、事業者別の排出量を推計した。さらに、都道府県別営業距離等を考慮し、都道府県別の届出外排出量を算出した。

図2に鉄道車両(ブレーキ等の摩耗)に係る排出量の推計フローを示す。

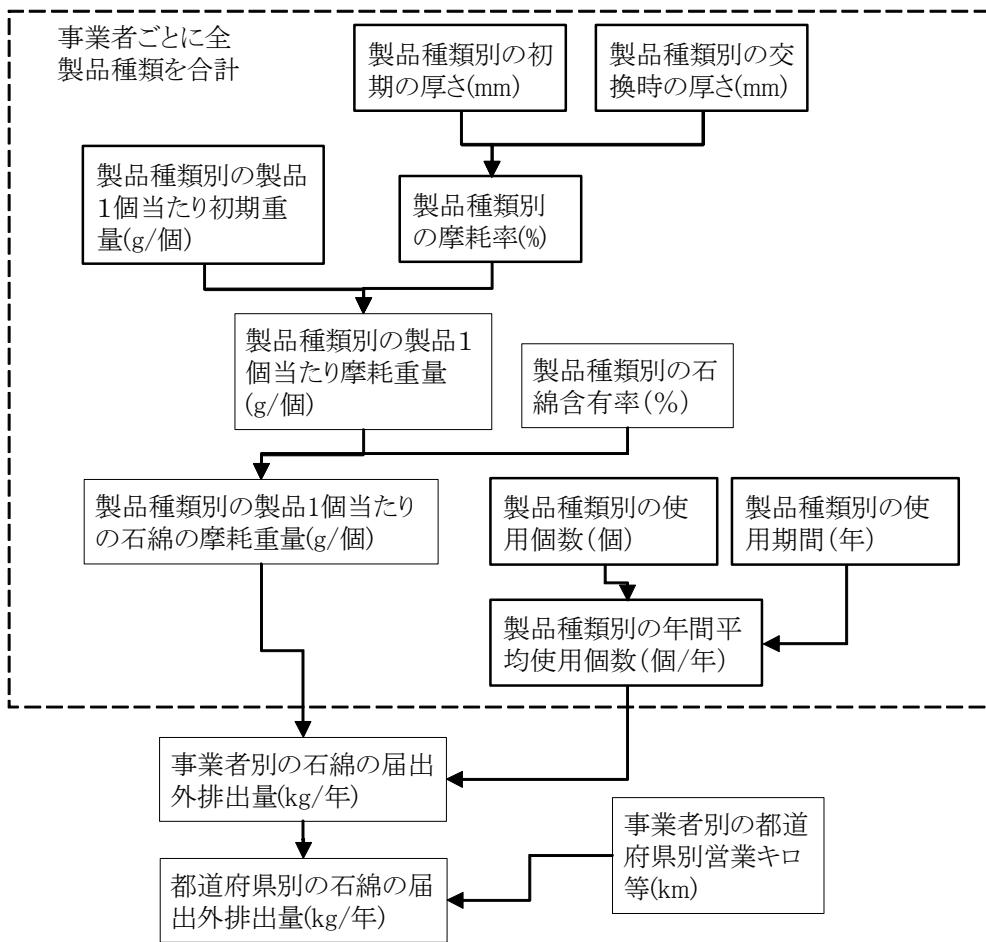


図2 鉄道車両(ブレーキ等の摩耗)に係る排出量の推計フロー

4. 推計結果

鉄道車両(ブレーキ等の摩耗)に係る排出量推計結果を表3に示す。鉄道車両(ブレーキ等の摩耗)に係る対象化学物質の排出量の合計は約0.04tと推計された。

表3 鉄道車両(ブレーキ等の摩耗)に係る排出量推計結果(平成27年度;全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
33	石綿				37	37
	合 計				37	37

【参考 16】

航空機に係る排出量

1. 届出外排出量と考えられる排出

国内の民間空港を航空運送事業で離着陸する航空機を対象に、離着陸時のエンジン本体の稼動及び駐機時の補助動力装置(APU)の稼動に伴い排出される排気ガスに含まれる対象化学物質について推計を行った。

エンジン本体からの排出については、上空飛行時には、一般に排出ガスの地上への影響は少ないと考えられ、また、対象化学物質を排出した地域を特定することが困難なことから、環境アセスメント等、航空機の排出ガスの環境影響の評価に一般的に使用される LTO(Landing and Take Off)サイクル(図 3 参照)による高度 3,000 フィート(約 914 メートル)までの離着陸に伴う排出を推計の対象とした。

※LTOサイクルは「アプローチ」、「アイドル」、「テイクオフ」、「クライム」という運転モードで構成されている。

2. 推計を行う対象化学物質

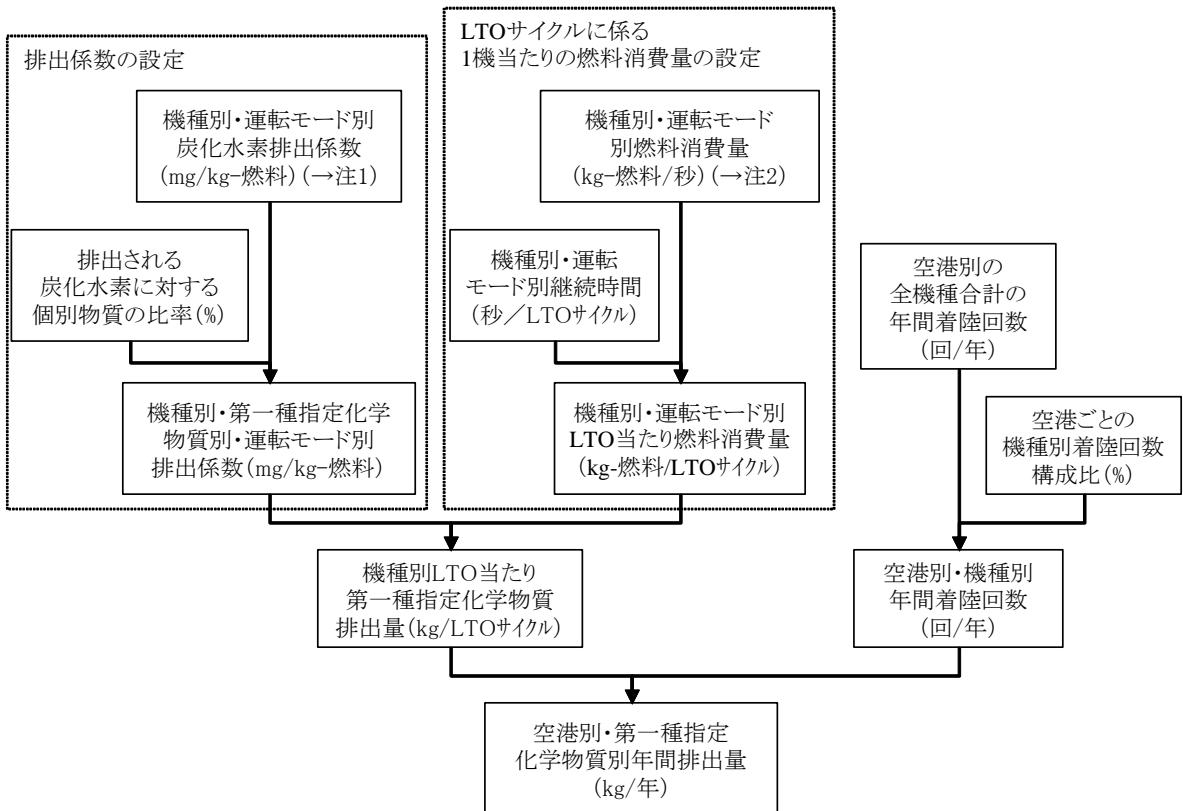
航空機からの排出が報告され、国内で実測データがあるアセトアルデヒド(物質番号:12)、キシレン(80)、トルエン(300)、1, 3-ブタジエン(351)、ベンゼン(400)、ホルムアルデヒド(411)の 6 物質について推計を行った。

3. 推計方法

エンジン本体に係る排出量は、実測データ及び文献値等から設定した燃料消費量あたりの対象化学物質の排出係数(mg/kg-燃料)に、機種別の離着陸時の燃料消費量(kg-燃料/LTO サイクル)、空港別・機種別の年間着陸回数を乗じることにより、空港別の対象化学物質の排出量を推計た(図1)。

また、APU については、APU 使用時間当たりの対象化学物質の排出係数(kg/秒)に、APU の使用時間、空港別・機種別の年間着陸回数を乗じることにより空港別の対象化学物質の排出量を推計した(図2)。

それぞれの排出量を合算し、全国及び都道府県別の排出量を推計した。



注1:国内実測データもしくは国内実測データで補正をした海外のデータを利用した。

注2:離陸推力と燃料消費量の相関関係に基づいて、機種別の離陸推力から設定した。

図1 航空機(エンジン)に係る排出量の推計フロー

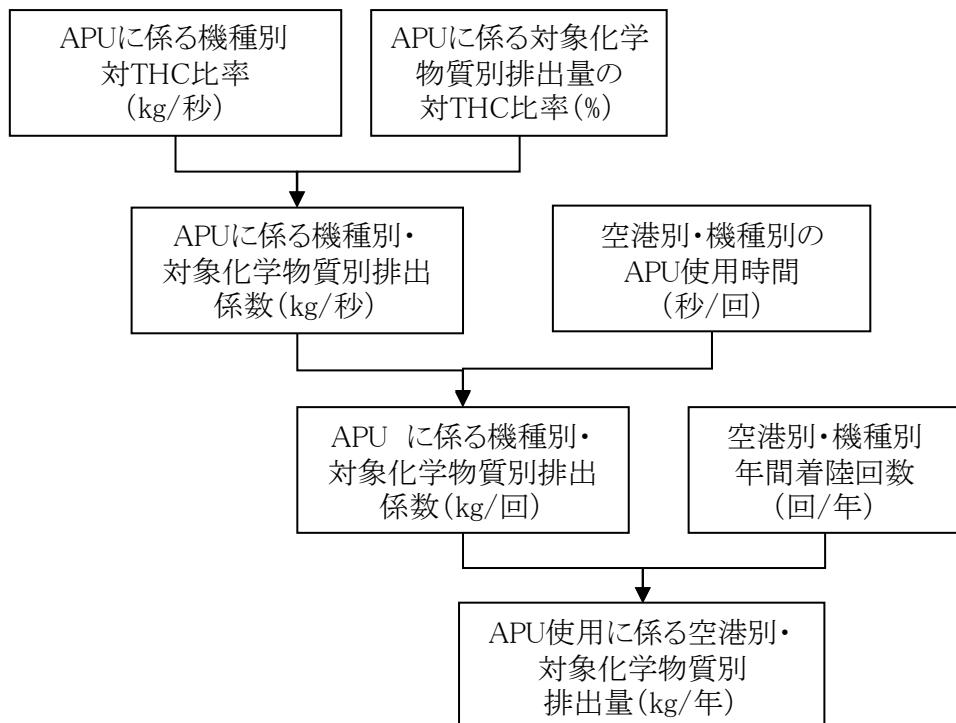


図2 航空機(補助動力装置)に係る排出量の推計フロー

4. 推計結果

航空機(エンジン及び APU)に係る対象化学物質別排出量の推計結果を表 1、表 2 に示す。対象化
学物質(6 物質)の排出量の合計は約 70t と推計された。

表 1 航空機に係る対象化学物質別全国排出量の推計結果(平成 27 年度;全国)

対象化学物質		対象化学物質排出量(kg/年)		
物質番号	物質名	エンジン	APU	合計
12	アセトアルデヒド	12,248	243	12,491
80	キシレン	7,231	174	7,405
300	トルエン	6,262	150	6,412
351	1, 3-ブタジエン	16,666	402	17,067
400	ベンゼン	17,590	424	18,014
411	ホルムアルデヒド	8,323	205	8,528
合計		68,320	1,598	69,918

注:四捨五入の関係で、各列または各行の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

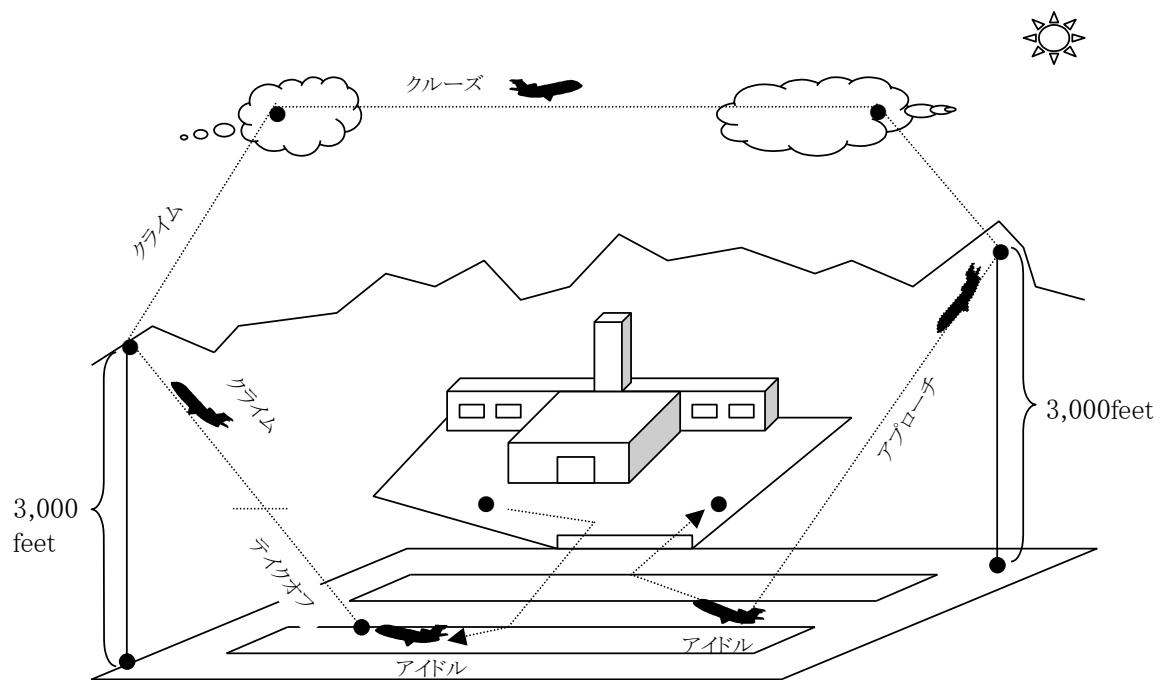
表 2 航空機に係る排出量の推計結果(平成 27 年度;全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
12	アセトアルデヒド				12,491	12,491
80	キシレン				7,405	7,405
300	トルエン				6,412	6,412
351	1, 3-ブタジエン				17,067	17,067
400	ベンゼン				18,014	18,014
411	ホルムアルデヒド				8,528	8,528
合計					69,918	69,918

注:四捨五入の関係で、各列の合計と合計欄の数値が一致しない。

(参考)LTO サイクルの概要

空港における着陸から離陸までの LTO (Landing and Take Off) サイクルの概要を図 3 に示す。



資料:Atmospheric Emission Inventory Guidebook (EMEP/CORINAIR;1999)に基づいて作成

注:1feet=0.3048mであり、3000feetは914.4mである。

図 3 航空機に係る LTO サイクル

水道に係る排出量

1. 届出外排出量として考えられる排出

浄水場で水に注入された塩素等と有機物との反応により水道水中で微量ながら消毒副生成物であるトリハロメタン等が生成される。家庭や工場等の水道水の使用を通して発生するトリハロメタンについて推計を行った。なお、「水道統計」の需要分野と推計区分の対応は表1のとおりとした。

表1 水道の需要分野と推計区分との対応

「水道統計」の 需要分野		全国の届出外排出量		
		対象業種	非対象業種	家庭
専用栓	家庭用(一般)			○
	家庭用(集合)			○
	営業用		○	
	工場用	○		
	官公署・学校用		○	
	公衆浴場用		○	
	船舶用		○	
	その他		○	
共用栓				○
公共栓			○	

注1:水道中のトリハロメタンは製品の要件(含有率1%以上)に該当しないため、届出の対象にならず、届出外排出量として推計した。

注2:「営業用」はすべて「非対象業種」に割り振ったが、その中には洗濯業や写真業等「対象業種」が一部含まれている。

注3:「官公署・学校」はすべて「非対象業種」に割り振ったが、その中には大学の理科系学部や下水処理場等「対象業種」が一部含まれている。

注4:「専用栓」は一つの蛇口を单一の世帯等が専用に使うもの、「共用栓」は一つの蛇口を複数の世帯で使用するもの、「公共栓」は公園、公共便所等の公共の用に供せられるものを指す。

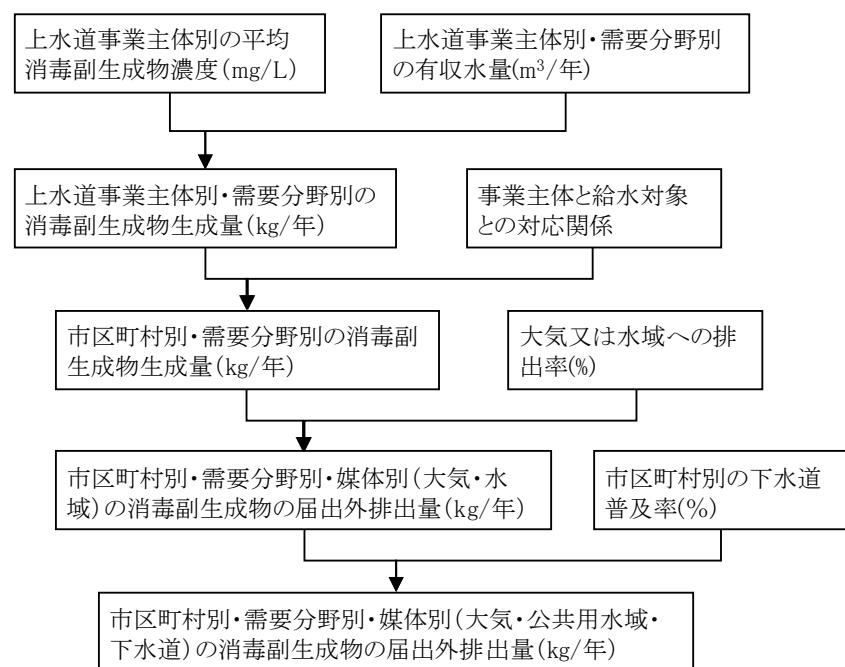
2. 推計を行う対象化学物質

水道水中で生成されるトリハロメタンのうち対象化学物質に該当するクロロホルム(物質番号:127)、ジブロモクロロメタン(209)、ブロモジクロロメタン(381)について推計を行った。水道統計で得られる東京都多摩地域の浄水場におけるクロロホルムの濃度と文献により得られる下水処理場の流入水における濃度の差分等のデータに基づき、クロロホルムの約70%、ジブロモクロロメタンの約32%、ブロモジクロロメタンの約56%は大気へ排出され、残りは水域への排出とみなした。

3. 推計方法

水道統計から得られる上水道事業主体別・需要分野別の有収水量(浄水場から供給される水量で料金徴収の対象となるもの)に上水道事業主体別の消毒副生成物の平均濃度を乗じて、市区町村別・需要分野別の消毒副生成物の生成量を推計した。これに、文献から得られる消毒副生成物の大気と水域への排出率、市区町村別の下水道普及率を考慮して、市区町村別・需要分野別・媒体別の消毒副生成物の排出量を推計した。水道に係る排出量の推計フローを図1に示す。

なお、図2に示すように、事業主体によっては、別の市区町村へ給水する場合等があり、有収水量と実際の給水量が異なる場合があるため、水道統計のデータを用いて補正を行った。



注1:事業主体とは市町村や一部行政組合等である。

注2:需要分野とは「家庭」、「対象業種」、「非対象業種」を示す。

図1 水道に係る排出量の推計フロー

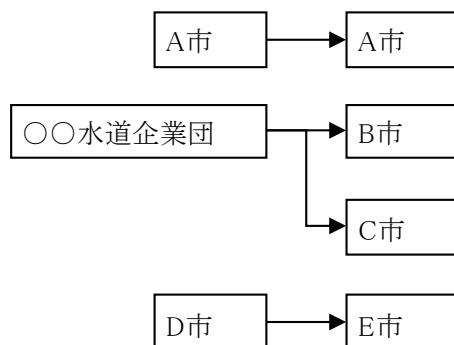


図2 水道に係る事業主体と給水対象との対応関係のイメージ

4. 推計結果

水道に係る排出量推計結果を表 2、図 3、表 3 に示す。水道に係る対象化学物質(3 物質)の排出量の合計は約 121t と推計された。

表 2 水道に係る排出量の推計結果(平成 27 年度;全国)

対象化学物質		排出量(kg/年)			下水道への移動量(t/年)
物質番号	物質名	大気	公共用水域	合計	
127	クロロホルム	53,845	6,445	60,290	16,632
209	ジブロモクロロメタン	15,327	9,704	25,031	22,866
381	ブロモジクロロメタン	29,534	5,965	35,499	17,240
合計		98,706	22,114	120,820	56,737

注:四捨五入の関係で、各列または各行の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

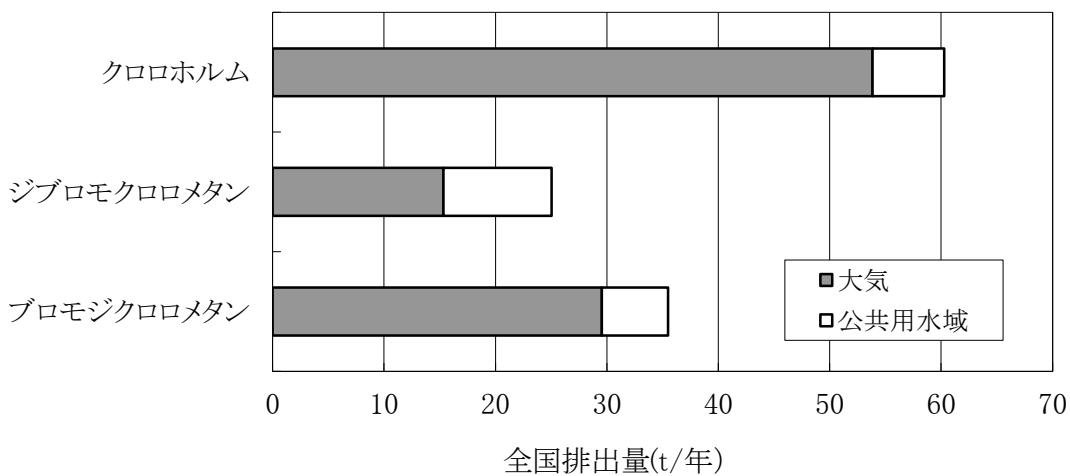


図 3 水道に係る排出量の推計結果(平成 27 年度;全国)

表 3 水道に係る排出量推計結果(平成 27 年度;全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
127	クロロホルム	2,188	11,686	46,417		60,290
209	ジブロモクロロメタン	897	4,922	19,211		25,031
381	ブロモジクロロメタン	1,245	6,925	27,328		35,499
合 計		4,331	23,533	92,956		120,820

注 1:平成 20 年の化管法施行令の改正により対象化学物質に追加された物質を網掛けで示す。

注 2:四捨五入の関係で、各列または各行の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

【参考 18】

オゾン層破壊物質の排出量

1. 届出外排出量として考えられる排出

事業者による届出対象とならない主な排出は、発泡剤や冷媒等として製品中に含まれて販売等された製品の使用時及び廃棄時の排出、また、洗浄剤や噴射剤としての使用時における排出などが考えられる。

2. 推計を行う対象化学物質

「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(オゾン層保護法)」における特定物質(以下「オゾン層破壊物質」という。)のうち PRTR 対象化学物質は 21 物質である。

表 1 PRTR 対象化学物質であるオゾン層破壊物質

物質番号	対象化学物質名	別名
288	トリフルオロメタン	CFC-11
161	ジクロロジフルオロメタン	CFC-12
107	クロロトリフルオロメタン	CFC-13
263	テトラクロロジフルオロエタン	CFC-112
284	トリクロロトリフルオロエタン	CFC-113
163	ジクロロテトラフルオロエタン	CFC-114
126	クロロペンタフルオロエタン	CFC-115
380	プロモクロロジフルオロメタン	ハロン-1211
382	プロモトリフルオロメタン	ハロン-1301
211	ジブロモテトラフルオロエタン	ハロン-2402
177	ジクロロフルオロメタン	HCFC-21
104	クロロジフルオロメタン	HCFC-22
164	2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン	HCFC-123
105	2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン	HCFC-124
106	クロロトリフルオロエタン	HCFC-133
176	1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン	HCFC-141b
103	1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン	HCFC-142b
185	ジクロロペンタフルオロプロパン	HCFC-225
386	プロモメタン	臭化メチル
149	四塩化炭素	(なし)
279	1,1,1-トリクロロエタン	(なし)

3. 推計方法

各対象化学物質について、用途、ライフサイクルの段階別に分類を行い、さらに、事業者から届出されると考えられるもの(表 2 における○)と、届出された排出量以外で国による推計が必要と考えられるもの(表 2 における●)に区分し、そのうち、本推計では、表 2 において●印のある 12 物質について推計を行った。

用途については以下の表に示す。これらの用途別に推計方法の概要を説明する。なお、飲料用自動販売機用冷媒、及び喘息治療用定量噴霧吸入器用噴射剤については、平成24年度排出量推計までは推計対象としてきたが、対象化学物質が使用されなくなり、環境中への排出量がゼロとなつたため、平成25年度排出量推計以降、推計対象外としている。

表2 用途別の排出量が届出される物質、届出外排出量推計の対象となる物質

物質番号		279	1,1,1-トリクロロエタン	○	○	○	○	○	○
対象化学物質		149	四塩化炭素	○	○	○	○	○	○
対象化学物質の製造		386	臭化メチル	○	○	○	○	○	○
工業原料用途		185	HCFcC-225	○	○	○	○	○	○
発泡剤用途		103	HCFC-142b	○	○	○	○	○	○
硬質ウレタンフォーム	製品製造時	176	HCFC-141b	○	○	○	○	○	○
	現場発泡時	106	HCFcC-133	○	○	○	○	○	○
	断熱材使用時	105	HCFcC-124	○	○	○	○	○	○
	断熱材廃棄時・廃棄後	164	HCFC-123	○	○	○	○	○	○
	フェノールフォーム	104	HCFcC-22	○	○	○	○	○	○
押出発泡 ポリスチレン	製品製造時	177	HCFC-21	○	○	○	○	○	○
	断熱材使用時	211	ハロゾン-2402	●	●	●	●	●	●
	断熱材廃棄時・廃棄後	382	ハロゾン-1301	●	●	●	●	●	●
	高発泡ポリエチレン	380	ハロゾン-1211	●	●	●	●	●	●
冷媒用途	業務用冷凍 空調機器	126	CFC-115	○	○	○	○	○	○
		163	CFC-114	●	●	●	●	●	●
		284	CFC-113	○	○	○	○	○	○
		263	CFC-112	●	●	●	●	●	●
家庭用冷蔵庫	工場充填時	107	CFC-13	○	○	○	○	○	○
	現場設置時*	161	CFC-12	●	●	●	●	●	●
	機器稼働時	288	CFC-11	●	●	●	●	●	●
	機器廃棄時								
カーエアコン	工場充填時								
	機器稼働時								
	機器廃棄時								
家庭用エアコン	工場充填時								
	機器稼働時								
	機器廃棄時								
エアゾール製品	噴射剤充填時								
	使用時								
	ドライクリーニング溶剤用途								
消火剤用途	製品製造時								
	使用時								
	工業洗浄剤用途								
くん蒸剤用途	充填・使用時								
	製造・使用時								

注1:表中の*は下記に示す内容を意味する。

*:機器が使用される現場において冷媒が初期充填される現場設置時の排出量

注2:「○」は法律に基づいた排出量の届出があると思われる項目。「●」は届出外排出量があると考えられるため推計手法の検討を行った項目。

1) 硬質ウレタンフォーム用発泡剤

硬質ウレタンフォーム用発泡剤に使用される対象化学物質(CFC-11、HCFC-22、HCFC-141b)について、建築用断熱材と冷凍冷蔵機器用断熱材の2つの用途別に推計を行った。建築用断熱材については、建築現場における現場発泡時、市中での使用時、建物解体に伴う断熱材の廃棄時・廃棄後の3つのライフサイクルの段階、冷凍冷蔵機器用断熱材については、冷凍冷蔵機器稼動時、冷凍冷蔵機器廃棄時の2つのライフサイクルの段階別に排出量の推計を検討した。

ただし、建築用断熱材の現場発泡時では、オゾン層破壊物質は近年ほとんど使用されなくなっていることから、排出量はゼロとみなした。また、冷凍冷蔵機器用断熱材の機器稼動時の環境中への排出についても、冷凍冷蔵機器用断熱材は密閉性が高く、使用時には発泡剤として使用されている対象化学物質の排出は無いものと仮定し排出量はゼロとみなした。

① 建築用断熱材の市中での使用時の環境中への排出

2006 IPCC Guidelines for National Greenhouse Gas Inventories の考え方に基づき、次の推計式に基づいて推計を行った。

建築用断熱材の市中での使用時の環境中への排出量(t/年)

$$= \text{建築用断熱材としての硬質ウレタンフォームの製造時に発泡剤として使用された} \\ \text{対象化学物質の量(t/年)} \times \text{環境中への排出割合(%/年)}$$

② 建築用断熱材の廃棄時・廃棄後の環境中への排出

平均使用年数が25年と短いラミネートボードの破碎時と埋立処分後の排出を対象とし、それぞれ次の推計式に基づいて推計を行った。

破碎時の排出量(t/年)

$$= \text{排出量推計対象年度の26年前の対象化学物質の発泡剤への使用量(t/年)} \\ \times \text{ラミネートボードの割合(%) } \times \text{廃棄時の対象化学物質の残留率(%)} \\ \times \text{破碎時の排出割合(%)}$$

埋立処分後の排出量(t/年)

$$= \text{排出量推計対象年度の26年前以前の対象化学物質の発泡剤への使用量(t/年)} \\ \times \text{ラミネートボードの割合(%) } \times \text{埋立処分の割合(%) } \times \text{環境中への排出割合(%/年)}$$

③冷凍冷蔵機器用断熱材機器廃棄時の環境中への排出

使用済みとなった冷凍冷蔵機器が廃棄処理される段階での冷凍冷蔵機器用断熱材用硬質ウレタンフォームからの対象化学物質の環境中への排出を対象とし、次の推計式に基づいて推計を行った。

冷凍冷蔵機器用断熱材機器廃棄時の環境中への排出量(t/年)

$$= \text{推計対象年度に使用済みとなった冷凍冷蔵機器用断熱材に残存している} \\ \text{対象化学物質の量(t/年)}$$

2) 押出発泡ポリスチレン用発泡剤

押出発泡ポリスチレン用発泡剤に使用される対象化学物質(CFC-12、HCFC-142b)について、建築用断熱材の市中での使用時、建物解体に伴う断熱材の廃棄時・廃棄後の2つのライフサイクルの段階別に排出量の推計を行った。

①市中での使用時の環境中への排出

市中で使用されている押出発泡ポリスチレンからの対象化学物質の環境中への排出を対象とし、2006 IPCC Guidelines for National Greenhouse Gas Inventories の考え方に基づき、次の推計式に基づいて推計を行った。

市中での使用時の環境中への排出量(t/年)

$$= \text{建築用断熱材としての押出発泡ポリスチレンの製造時に発泡剤として使用された} \\ \text{対象化学物質の量(t/年)} \times \text{環境中への排出割合(%/年)}$$

②廃棄時・廃棄後の環境中への排出

焼却処理時、RPF 製造時、埋立処分後の排出を対象とし、それぞれ次の推計式に基づいて推計を行った。

焼却処理時の排出量(t/年)

$$= \text{排出量推計対象年度の 51 年前の対象化学物質の発泡剤への使用量(t/年)} \\ \times \text{廃棄時のフロン系化学物質の残存率(%)} \times \text{焼却処理の割合(%)}$$
$$\times \text{分解せず排出する割合(%)}$$

RPF 製造時の環境中への物質別排出量(t/年)

$$= \text{排出量推計対象年度の 51 年前の対象化学物質の発泡剤への使用量(t/年)} \\ \times \text{廃棄時のフロン系化学物質の残存率(%)} \times \text{RPF 化の割合(%)}$$

埋立処分後の排出量(t/年)

$$= \text{排出量推計対象年度の 51 年前以前の対象化学物質の発泡剤への使用量(t/年)} \\ \times \text{埋立処分の割合(%)} \times \text{環境中への排出割合(%/年)}$$

3) 業務用冷凍空調機器用冷媒

業務用冷凍空調機器用冷媒として使用される対象化学物質(CFC-11、CFC-12、CFC-115、HCFC-22、HCFC-123)について、大型冷凍機、中型冷凍機、小型冷凍機、業務用空調機の4つの製品群毎に、機器が使用される現場において冷媒が初期充填される現場設置時、市中での稼動時、使用済み機器の廃棄時の3つのライフサイクルの段階別に排出量の推計を行った。

なお、平成21年3月の産業構造審議会化学・バイオ部会第21回地球温暖化防止対策小委員会において、業務用冷凍空調機器に関する統計情報の見直しが報告され、平成20年度分排出量の推計からは、この見直し後の数値を使用している。

また、平成19年10月1日に「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、新たに機器整備時におけるフロン類回収義務・報告義務が明確化されたことをうけ、整備時回収量の実績値が公表され、平成20年度分の排出量推計からは、機器稼働時の推計式において整備時回収量を差し引く項を追加している。

① 現場設置時の環境中への排出

機器が使用される現場において冷媒が初期充填される現場設置時の環境中への冷媒の排出を対象とし、次の推計式に基づいて推計を行った。

現場設置時の環境中への排出量(t/年)

= 推計対象年度に生産・出荷された製品群毎の機器の台数(台/年)

× 平均冷媒充填量(t/台) × 環境中への排出割合(%)

② 市中での稼動時の環境中への排出

機器稼動時の修理の際の対象化学物質の環境中への排出を対象とし、次の推計式に基づいて推計を行った。

市中での稼動時の環境中への排出量(t/年)

= 推計対象年度の初めにおいて市中で稼動している製品群毎の機器の台数(台)

× 平均冷媒充填量(t/台) × 環境中への排出割合(%/年)

- 推計対象年度に法律※に基づき回収・報告された整備時の第一種特定製品からの回収量(t/年)

※特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収・破壊法)

③ 廃棄時の環境中への排出

使用済みとなった業務用冷凍空調機器から回収されなかった冷媒の環境中への排出を対象とし、次の推計式に基づいて推計を行った。

廃棄時の環境中への排出量(t/年)

= 推計対象年度に使用済みとなった製品群毎の機器の台数(台/年)

× 平均冷媒充填量(t/台) × 環境中への排出割合(%)

4)家庭用冷蔵庫用冷媒

家庭用冷蔵庫用冷媒として使用される対象化学物質(CFC-12)について、機器の市中での稼動時、廃棄時の2つのライフサイクルの段階別に届出された排出量以外の排出量の推計を行った。

①市中での稼動時の環境中への排出

機器稼動時の定期整備と故障が発生した際の環境への冷媒の排出を対象とし、次の推計式に基づいて推計を行った。

市中での稼動時の環境中への排出量(t/年)

=推計対象年度の初めにおいて市中で稼動している対象化学物質を使用した

家庭用冷蔵庫の台数(台) × 平均充填量(t/台) × 環境中への排出割合(%/年)

②廃棄時の環境中への排出

廃棄される家庭用冷蔵庫から回収されなかった対象化学物質の環境中への排出を対象とし、次の推計式に基づいて推計を行った。

廃棄時の環境中への排出量(t/年)

=推計対象年に使用済みとなった家庭用冷蔵庫に残存している対象化学物質の量(t/年)

－ 推計対象年度に法律^{*}に基づき家電リサイクルプラントで家庭用冷蔵庫から回収された対象化学物質の量(t/年)

^{*}※特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)

5)カーエアコン用冷媒

カーエアコン用冷媒として使用される対象化学物質(CFC-12)について、冷媒の低漏化対策を行った車両と行っていない車両の別にカーエアコンの市中での稼動時、廃棄時の2つのライフサイクルの段階別に排出量の推計を行った。

①市中での稼動時の環境中への排出

車両に設置されたカーエアコンの使用時、事故時及び修理時の環境中への排出を対象とし、次の推計式に基づいて推計を行った。

カーエアコンの機器稼動時の環境中への排出量(t/年)

=低漏化対策済車両の稼動時(使用時、事故時及び修理時)の対象化学物質の排出量(t/年)

+未低漏化対策車両の稼動時(使用時、事故時及び修理時)の対象化学物質の排出量(t/年)

②廃棄時の環境中への排出

使用済みとなった車両のカーエアコンに残存している対象化学物質のうち、回収されなかった対象化学物質を対象とし、次の推計式に基づいて推計を行った。

廃棄時の環境中への排出量(t/年)

$$\begin{aligned} &= \text{推計対象年度に使用済みとなった低漏化対策済車両に残存している対象化学物質の量(t/年)} \\ &+ \text{推計対象年度に使用済みとなった未低漏化対策車両に残存している対象化学物質の量(t/年)} \\ &- \text{自動車リサイクル法による推計対象年度のカーエアコンからの対象化学物質の回収量(t/年)} \end{aligned}$$

6)家庭用エアコン用冷媒

家庭用エアコン用冷媒として使用される対象化学物質(HCFC-22)について、家庭用エアコンの市中での稼動時、廃棄時の2つのライフサイクルの段階別に排出量の推計を行った。

なお、平成21年3月の産業構造審議会化学・バイオ部会第21回地球温暖化防止対策小委員会において、家庭用エアコンに関する統計情報の見直しが報告され、平成20年度分排出量の推計からは、この見直し後の数値を使用している。

①市中での稼動時の環境中への排出

家庭用エアコンの稼動時に事故や故障が発生した際の対象化学物質の環境中への排出を対象とし、次の推計式に基づいて推計を行った。

市中での稼動時の環境中への排出量(t/年)

$$\begin{aligned} &= \text{推計対象年度の初めにおいて市中で稼動している対象化学物質を使用した} \\ &\quad \text{家庭用エアコンの台数(台)} \times \text{平均充填量(t/台)} \times \text{環境中への排出割合(%/年)} \end{aligned}$$

②廃棄時の環境中への排出

廃棄される家庭用エアコンから回収されなかった対象化学物質の環境中への排出を対象とし、次の推計式に基づいて推計を行った。

廃棄時の環境中への排出量(t/年)

$$\begin{aligned} &= \text{推計対象年度に廃棄された家庭用エアコンに残存している対象化学物質の量(t/年)} \\ &- \text{推計対象年度に法律※に基づき家電リサイクルプラントで家庭用エアコンから回収された} \\ &\quad \text{対象化学物質の量(t/年)} \end{aligned}$$

※特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)

7) エアゾール製品用噴射剤

エアゾール製品用噴射剤として、ダストブロアーなどに使用される対象化学物質(HCFC-22、HCFC-141b、HCFC-142b、HCFC-225)について、使用時の排出量の推計を行った。

① エアゾール製品からの環境中への排出

エアゾール製品に使用されている対象化学物質の使用時の環境中への排出を対象とし、IPCC Good Practice Guidance and Uncertainty Management in National Greenhouse Gas Inventories 3.85 ページの考え方に基づき、次の推計式に基づいて推計を行った。

エアゾール製品からの環境中への排出量(t/年)

$$= \text{推計対象年度のエアゾール製品に使用された対象化学物質の量(t/年)} \times \text{排出係数(\%)} \\ + 1 \text{ 年前のエアゾール製品に使用された対象化学物質の量(t/年)} \times (100\% - \text{排出係数(\%)})$$

8) ドライクリーニング溶剤

ドライクリーニング工程におけるドライクリーニング溶剤に使用される対象化学物質(HCFC-225、1,1,1-トリクロロエタン)について、使用時の排出量の推計を行った。

① ドライクリーニング工程からの環境中への排出

ドライクリーニング溶剤として使用されている対象化学物質の環境中への排出を対象とし、次の推計式に基づいて推計を行った。

ドライクリーニング工程からの環境中への排出量(t/年)

$$= \text{推計対象年度の対象化学物質のドライクリーニング溶剤としての出荷量(t/年)} \\ \times \text{環境中への排出割合(\%)} \\ - \text{法律※に基づき届け出られた推計対象年度の洗濯業を営む事業所における} \\ \text{対象化学物質の大気への排出量の合計(t/年)}$$

※特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

9) 消火剤

消火設備の消火剤に使用される対象化学物質(ハロン-1211、ハロン-1301、ハロン-2402)について、使用時の排出量の推計を行った。

①消火設備からの環境中への排出

消火設備からの環境中への排出は、使用時の環境中への排出を対象とし、次の推計式に基づいて推計を行った。ただし、使用量自体は把握されていないため、使用後の補充量からの推計を行った。

$$\text{消火設備からの環境中への排出量(t/年)} = \text{推計対象年度の対象化学物質の補充量(t/年)}$$

10) 工業洗浄剤

工業洗浄装置の加工部品などの洗浄を行う洗浄剤に使用される対象化学物質(HCFC-123、HCFC-141b、HCFC-225)について、使用時の排出量の推計を行った。

①工業洗浄装置からの環境中への排出

加工部品などの洗浄剤として使用されている対象化学物質の環境中への排出を対象とし、次の推計式に基づいて推計を行った。

$$\text{工業洗浄装置からの環境中への排出量(t/年)}$$

$$= \text{推計対象年度の対象化学物質の工業洗浄剤としての出荷量(t/年)}$$

11) くん蒸剤

農業用、検疫用、その他の用途があり、これらに使用される対象化学物質(臭化メチル)について、使用時の排出量の推計が必要であるが、現時点では、その他の用途の使用状況についての知見が得られなかったことから、推計を行っていない。

4. 推計結果

表 3 に用途とライフサイクルの段階毎に省令区分別排出量の推計結果の概要を示す。「省令区分」とは、PRTR 対象業種(対象業種)、PRTR 非対象業種(非対象業種)、家庭、移動体の 4 つをさす。また、物質別排出量の推計結果を表 4 に示す。

なお、平成 27 年度の排出量は、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災が影響した可能性があることから、東日本大震災の影響を考慮した補正について検討し、その結果、オゾン層破壊物質を冷媒として使用している業務用冷凍空調機器、家庭用冷蔵庫及び家庭用エアコンに係る推計において、被災地域の県における排出量を補正した。

表3 平成27年度 排出量推計結果の概要(t/年)

用途	ライフサイクルの段階	省令区分	排出量の推計結果(t/年)												合計	
			288 CFC-11	161 CFC-12	126 CFC-115	380 ハロン-1211	382 ハロン-1301	211 ハロン-2402	104 HCFC-22	164 HCFC-123	176 HCFC-141b	103 HCFC-142b	185 HCFC-225	279 1,1,1-トリクロロエタン		
硬質ウレタンフォーム	建築用断熱材	使用時	対象業種	124	-	-	-	-	-	6.9	-	141	-	-	272	
			非対象業種	56	-	-	-	-	-	3.1	-	64	-	-	123	
		家庭	444	-	-	-	-	-	-	25	-	506	-	-	974	
	冷凍冷蔵機器用断熱材	廃棄時・廃棄後	対象業種	196	-	-	-	-	-	3.2	-	0	-	-	199	
押出発泡ポリスチレン	建築用断熱材	使用時	対象業種	0	-	-	-	-	-	0.19	-	18	-	-	18	
			非対象業種	-	58	-	-	-	-	-	-	-	57	-	115	
		家庭	-	26	-	-	-	-	-	-	-	-	26	-	52	
	廃棄時・廃棄後	対象業種	-	208	-	-	-	-	-	-	-	-	204	-	412	
業務用冷凍空調機器	現場設置時	対象業種	-	-	-	-	-	-	-	0	0.095	-	-	-	0.095	
		非対象業種	-	-	-	-	-	-	-	0	0.21	-	-	-	0.21	
		稼働時	対象業種	1.4	0.032	0	-	-	-	162	31	-	-	-	194	
	廃棄時	非対象業種	3.1	13	8.6	-	-	-	-	2,558	68	-	-	-	2,651	
		対象業種	3.2	2.5	1.8	-	-	-	-	701	16	-	-	-	725	
		非対象業種	7.1	6.7	2.6	-	-	-	-	2,662	36	-	-	-	2,715	
家庭用冷蔵庫	稼働時	家庭	-	1.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.2	
	廃棄時	対象業種	-	70	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	70	
カーエアコン	稼働時	移動体	-	131	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	131	
		対象業種	-	9.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9.1	
	廃棄時	非対象業種	-	7.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7.7	
家庭用エアコン	稼働時	家庭	-	-	-	-	-	-	-	310	-	-	-	-	310	
		対象業種	-	-	-	-	-	-	-	1,750	-	-	-	-	1,750	
エアゾール製品	使用時	対象業種	-	-	-	-	-	-	-	8.4	-	0	0	13	-	21
ドライクリーニング溶剤	使用時	対象業種	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14	0	14
消火剤	使用時	対象業種	-	-	-	-	0	7.1	0	-	-	-	-	-	-	7.1
		非対象業種	-	-	-	-	0	3.3	0	-	-	-	-	-	-	3.3
工業洗浄剤	使用時	対象業種	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	620	-	620
合計			834	543	13	0	10	0	8,191	151	729	287	647	0	11,405	

注:「-」は、届出外排出量がないと考えられるため推計を実施しなかった項目

表4 オゾン層破壊物質の排出量推計結果(平成27年度;全国)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
103	1- クロロー 1, 1- ジフルオロエタン(別名HCFC- 142b)	56,893	25,793	204,023		286,710
104	クロロジフルオロメタン(別名HCFC- 22)	2,631,956	5,223,832	334,805		8,190,593
105	2- クロロー 1, 1, 1, 2- テトラフルオロエタン(別名HCFC- 124)					
106	クロロトリフルオロエタン(別名HCFC- 133)					
107	クロロトリフルオロメタン(別名CFC- 13)					
126	クロロペンタフルオロエタン(別名CFC- 115)	1,788	11,221			13,009
149	四塩化炭素					
161	ジクロロジフルオロメタン(別名CFC- 12)	148,560	53,773	209,632	130,716	542,681
163	ジクロロテトラフルオロエタン(別名CFC- 114)					
164	2, 2- ジクロロー 1, 1, 1- トリフルオロエタン(別名HCFC- 123)	47,175	104,281			151,456
176	1, 1- ジクロロー 1- フルオロエタン(別名HCFC- 141b)	158,719	64,002	506,248		728,969
177	ジクロロフルオロメタン(別名HCFC- 21)					
185	ジクロロペンタフルオロプロパン(別名HCFC- 225)	647,080				647,080
211	ジブロモテトラフルオロエタン(別名ハロン- 2402)	0	0			0
263	テトラクロロジフルオロエタン(別名CFC- 112)					
279	1, 1, 1- トリクロロエタン	0				0
284	トリクロロトリフルオロエタン(別名CFC- 113)					
288	トリクロロフルオロメタン(別名CFC- 11)	323,996	66,326	443,509		833,830
380	ブロモクロロジフルオロメタン(別名ハロン- 1211)	0	0			0
382	ブロモトリフルオロメタン(別名ハロン- 1301)	7,084	3,274			10,358
386	ブロモメタン(別名臭化メチル)					
合 計		4,023,251	5,552,501	1,698,218	130,716	11,404,686

注:空欄は、届出外排出量がないと考えられるため推計を実施しなかった項目

ダイオキシン類の排出量

1. 届出外排出量と考えられる排出

ダイオキシン類の全国排出量は、「ダイオキシン類の排出量の目録(以下、「排出インベントリー」とする。)」において別途推計されている。排出インベントリーの推計値には事業者からの届出排出量も含まれているため、届出排出量が含まれる発生源においては、平成27年度のダイオキシン類の届出排出量を差し引いたものを届出外排出量とした。

なお、平成27年の排出インベントリーは平成29年1月時点で公表されていないため、平成26年の排出インベントリーを用いて平成27年度の推計を行った。また、水域への排出は現段階では排出インベントリーと届出排出量の整合性が十分確認できていないため、排出量の推計は行わないととした。

表1 排出インベントリーの発生源と推計区分の関係(大気)

発生源	届出外排出量の推計区分			
	対象業種	非対象業種	家庭	移動体
製造業等関連施設	○			
産業廃棄物焼却施設等	○	○		
火葬場		○		
たばこの煙			○	
自動車排出ガス				○

2. 推計方法

排出インベントリーにおける発生源別の全国排出量から届出排出量を差し引いた値を全国の届出外排出量とみなし、その値を発生源に関連した指標(都道府県別の産業廃棄物の中間処理能力等)を用いて都道府県に配分し、都道府県別の排出量を推計した。ダイオキシン類の排出量の推計フローを図1に示す。

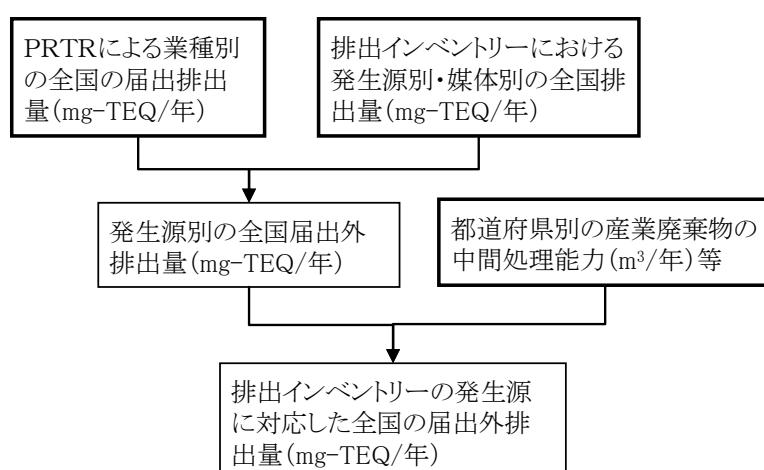


図1 ダイオキシン類の排出量の推計フロー

3. 推計結果

ダイオキシン類の全国の届出外排出量推計結果を表 2、表 3 に示す。ダイオキシン類の排出量の合計は約 46g-TEQと推計された。

表 2 ダイオキシン類の全国の届出外排出量推計結果(平成 27 年度;大気)

排出インベントリー(平成 26 年)		届出排出量 (g-TEQ/年) (b)	届出外排出量 (g-TEQ/年) =(a)-(b)
発生源	排出量 (g-TEQ/年) (a)		
① 製造業等関連施設	78	61	17
② 産業廃棄物焼却施設等	41	17	25
③ 火葬場	3.2	-	3.2
④ たばこの煙	0.050	-	0.050
⑤ 自動車排出ガス	0.92	-	0.92
合 計	123	77	46

注:四捨五入の関係で、各列の合計と合計欄の数値が一致しない。

表 3 ダイオキシン類の届出外排出量推計結果(平成 27 年度;全国)

対象化学物質		届出外排出量(mg-TEQ/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
243	ダイオキシン類	31,777	13,009	50	920	45,756
	合 計	31,777	13,009	50	920	45,756

【参考20】

製品の使用に伴う低含有率物質の排出量

1. 届出外排出と考えられる排出

対象化学物質を含有する製品を業として使用する場合、当該製品の質量に対するいづれかの第一種指定化学物質（複数の第一種指定化学物質が含有されている場合）の割合が1%（特定第一種指定化学物質については0.1%）以上である場合についてのみ、当該第一種指定化学物質の年間取扱量に算入することとなっており（施行令第5条参照）、製品の質量に対する割合が1%未満の第一種指定化学物質については、年間取扱量に算入されないことから、排出量の把握及び届出の対象とはならない。

このため、製品の使用に伴う低含有率物質の排出について、届出外排出量として推計を行う。低含有率物質は、様々な排出源が考えられるが、ここでは、排出係数と活動量が把握可能だった石炭を燃料とする発電所における対象化学物質の排出量を推計対象とする。なお、石炭を燃料とした発電所は、電気事業法の電気事業者（一般電気事業者、卸電気事業者等）の他、特定供給、卸供給（独立系発電事業者（IPP）、共同火力等）などが設置したものが考えられるが、都道府県別の発電電力量の把握あるいは推計が可能だった一般電気事業者、卸電気事業者（電源開発株式会社）、共同火力が設置している石炭火力発電所のみを対象とする。

2. 対象とする化学物質

石炭の燃焼による排ガスに含まれると考えられる金属類を推計対象とする。これらは石炭中に含まれていた微量成分と考えられるが、推計対象とするのは、発電電力量当たりの排出量が得られた物質である。

3. 具体的な対象化学物質と推計方法等

これまでに関係業界から提供を受けた、石炭火力発電所で使用される石炭の燃焼に伴い発生する排ガス及び排ガス処理に伴い発生する排水に含まれて排出される対象化学物質の排出原単位（ $\mu\text{ g/kWh}$ ）を用い、本推計では石炭火力発電所において使用される石炭中に含まれる対象化学物質について、以下のように石炭火力発電所の平成27年度の発電電力量と排出原単位との積により、各対象化学物質の排出量を推計した。

なお、一部の石炭火力発電所では、運転を停止した期間があったため、これについては年間の稼働日数で定格出力を補正し、都道府県への配分を行った。

対象化学物質の排出量

$$\begin{aligned} &= \text{排ガス原単位} (\mu\text{ g/kWh}) \times \text{石炭火力発電所の発電電力量 (kWh/年)} \\ &\quad + \text{排水原単位} (\mu\text{ g/kWh}) \times \text{石炭火力発電所の発電電力量 (kWh/年)} \end{aligned}$$

表1 石炭火力の排ガス、排水に伴い排出される微量物質の排出原単位

対象化学物質		排出原単位(μg/kWh)	
物質番号	物質名	排ガス	排水
31	アンチモン及びその化合物	0.19	-
75	カドミウム及びその化合物	0.049	0.36
87-88	クロム(*1)	1.7	2.6
321	バナジウム化合物	6.8	2.4
132	コバルト及びその化合物	0.23	-
237	水銀及びその化合物	4.4	0.020
242	セレン及びその化合物	13	3.6
305	鉛化合物	3.6	1.3
309	ニッケル化合物	1.0	-
332	砒素及びその無機化合物	1.7	0.34
374	ふつ素(*2)	2200	410
394	ベリリウム及びその化合物	2.8	0.20
405	ほう素化合物	2.2	5300
412	マンガン及びその化合物	3.9	1.1

(注) 表中「-」はデータ数が10個未満のもの

(*1)第一種指定化学物質は「クロム及び三価クロム化合物」と「六価クロム化合物」に分かれているが、ここに掲載したデータは全クロムとしての値。

(*2)第一種指定化学物質は「ふつ化水素及びその水溶性塩」であるが、ここに掲載したデータはふつ素の測定結果に基づくものであり、排出形態がふつ化水素であるかどうかの確認は行っていない。

(出典)伊藤ら「石炭火力発電所の微量物質排出実態調査 調査報告:W02002」、電力中央研究所報告、平成14年11月

表3 石炭火力発電所の平成27年度の発電電力量

電気事業者等	発電電力量 (百万kWh/年)
一般電気事業者	170,127
卸電気事業者(電源開発株式会社)	58,822
共同火力	35,594
合計	264,543

出典(一般電気事業者、卸電気事業者の発電電力量): 電力調査統計(資源エネルギー庁)

出典(共同火力発電所の発電電力量): 共同火力各社のホームページ及びアンケート調査による

4. 推計結果

製品の使用に伴う低含有率物質の排出量推計結果は表 4 のとおりである。

表 4 製品の使用に伴う低含有率物質の排出量推計結果(平成 27 年度:全国)

対象化学物質		届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種を営む事業者	非対象業種を営む事業者	家庭	移動体	合計
31	アンチモン及びその化合物	50				50
75	カドミウム及びその化合物	108				108
87	クロム及び三価クロム化合物(*1)	1,138				1,138
132	コバルト及びその化合物	61				61
237	水銀及びその化合物	1,169				1,169
242	セレン及びその化合物	4,391				4,391
305	鉛化合物	1,296				1,296
309	ニッケル化合物	265				265
321	バナジウム化合物	2,434				2,434
332	砒素及びその無機化合物	540				540
374	ふつ化水素及びその水溶性塩(*2)	690,456				690,456
394	ベリリウム及びその化合物	794				794
405	ほう素化合物	1,402,658				1,402,658
412	マンガン及びその化合物	1,323				1,323
合 計		2,106,683				2,106,683

(*1) 排出量は測定された全クロムの値であるが、ここでは「クロム及び三価クロム化合物」とみなしした。

(*2) 排出量は測定されたふつ素の値であるが、ここではすべて「ふつ化水素及びその水溶性塩」とみなした。

【参考21】

下水処理施設に係る排出量

1. 届出外排出量と考えられる排出

下水処理施設へ流入した化学物質のうち、水処理施設で生分解や汚泥へ吸着されないものは、大気や公共用水域へ排出される。また、水処理施設で汚泥へ吸着されたもののうち、汚泥処理施設における脱水処理後の焼却処理により燃焼分解されないものについては、大気へ排出されるか、又は脱水汚泥や焼却灰として処理施設外へ移動される。したがって、水処理施設における大気および公共用水域への排出と汚泥処理施設における大気への排出について推計の対象とした。(図1および表1)。

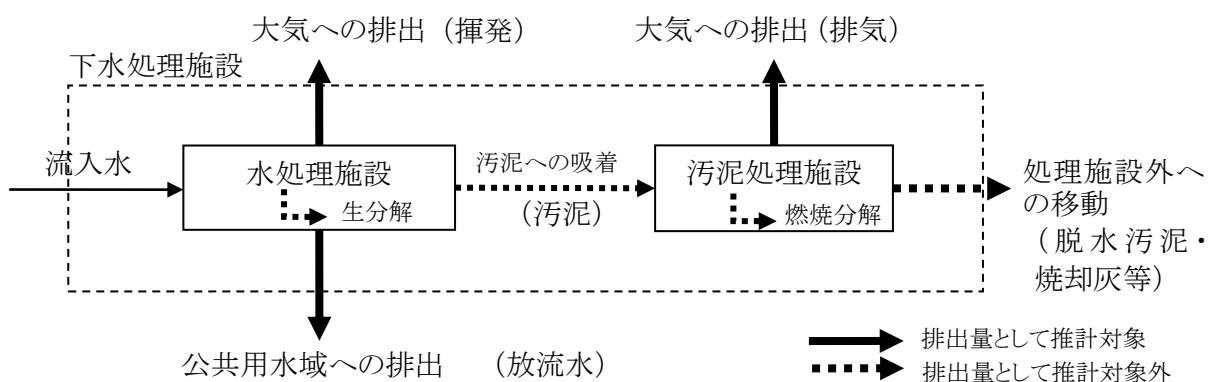


図1 下水処理施設からの排出と推計対象範囲

表1 下水処理施設における対象化学物質の移行先等と推計の対象

水処理施設からの 移行先等	汚泥処理施設からの移 行先等	推計の 対象	備考
大気(揮発ガス)	—	○	
汚泥	大気(排気ガス)	△	実測データの得られる対象化学物質のみ
	燃焼分解	×	反応により化学物質として消失
	脱水汚泥・焼却灰等	×	PRTR では「移動」に該当
生分解	—	×	反応により化学物質として消失
放流水	—	○	

注:「推計の対象」の記号の意味は以下のとおり。

○:推計対象とする △:一部の物質を推計対象とする ×:推計対象とはしない

2. 推計を行う対象化学物質

下水処理施設からの排出量の推計対象物質は、下水処理施設への流入量が把握可能な化学物質を優先した。下水処理施設への流入量推計に活用可能なものとして、PRTR データ関連では、①PRTR 届出データにおける下水道への移動量、②すそ切り以下事業者からの公共用水域への排出量、③非点源からの下水道への移動量がある。また、PRTR データ以外で活用が可能なものとして、実測等により測定された対象化学物質の家庭排水中濃度や雨水排水中濃度と、排水の流入量がある。

これらにより流入量の把握ができた 230 物質から下水処理施設からの排出量推計に必要な下水処理に伴う媒体別の移行率を得ることができなかった 12 物質を除き、218 物質を排出量推計の対象とした(表 2)。なお、下水処理の工程で非意図的に生成されるトリハロメタン(クロロホルム等)等の排出は、生成量に関する定量的なデータが得られなかつたことから、排出量の推計対象外とした。

表 2 下水処理施設への流入量を把握する対象化学物質(平成 27 年度排出量)

流入源	対象化学物質数			排出量の推計対象とした 対象化学物質の例
	流入量の 把握が可 能なもの (a)	排出量の推 計が困難な もの (b)	排出量の 推計対象と したもの =(a)-(b)	
① 届出事業者	219	11	208	・2-アミノエタノール(物質番号:20) ・パラーアミノフェノール(同:23)
② すそ切り以下事業 者	80	5	75	・アクリル酸及びその水溶性塩(同:4) ・アクリル酸ノルマルーブチル(同:7)
③ 非点源推計(家 庭・非対象業種)	13	—	13	・直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及び その塩(アルキル基の炭素数が10から 14までのもの及びその混合物に限る) (同:30) ・ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテ ル(アルキル基の炭素数が12から15 までのもの及びその混合物に限る。) (同:407)
④ 家庭排水(その他 の物質)	9	—	9	・ニッケル化合物(同:309) ・フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (同:355)
⑤ 路面等からの雨水	20	—	20	・亜鉛の水溶性化合物(同:1) ・マンガン及びその化合物(同:412)
合 計 ^{注2}	230	12	218	

注1:下水道への移動量のうち、ダイオキシン類とオゾン層破壊物質については、別の排出源として届出外排出量が推計され
ているため、「下水処理施設」としての排出量の推計対象からは除外した。

注2:複数の排出源に対応する対象化学物質があるため、流入源ごとの物質数の合計と合計欄の数は一致しない。

注3:媒体への移行率がゼロで、結果的に排出量がゼロとなった対象化学物質も「推計対象としたもの」としてカウントした。

注4:推計対象年度は平成27年度だが、入手可能な統計が平成26年度であるため、平成27年度の流入量は平成26年度の流
入量と同じと仮定した。

3. 推計方法

「下水道における化学物質排出量の把握と化学物質管理計画の策定等に関するガイドライン(案)
(平成 23 年 6 月国土交通省都市・地域整備局下水道部)」(以下、「国交省ガイドライン」という。)を参考
にして、下水処理施設へ流入する化学物質の流入量を推計したのち、流入量に対する大気および公共
用水域への移行率を別途設定し、これらを乗じることにより、媒体ごとの排出量を推計した。なお、下水
道法の規定に基づく水質検査の対象となっている 30 物質については「下水道業からの届出排出量」として
排出量の届出が行われていることから、公共用水域への届出外排出量の推計対象から除外した。また、30 物質以外の一部の物質についても「下水道業からの届出排出量」として大気および公共用水域
への排出があることから、これらの物質の届出外排出量を推計する際には、都道府県単位で届出排出
量を差し引いた。

下水処理施設への化学物質の流入量は、PRTR データや実測等により測定された排水中の化学物質の濃度等を用いて、表 2 に示した流入源ごとに推計した(表 3 および表 4)。このとき、下水道統計の最新版との整合をとるため平成 26 年度のデータを採用した。

表 3 下水処理施設への流入量の推計方法の概要

流入源		流入量の推計方法の概要
①	届出事業者	PRTR データとして届出された「下水道への移動量」を都道府県ごとに集計した。
②	すそ切り以下事業者	PRTR 届出外排出量として推計されている都道府県別のすそ切り以下事業者からの公共用水域への排出量と、都道府県別の面積ベースの下水道普及率を用いて都道府県ごとに推計した。
③	非点源推計 (家庭・非対象業種)	PRTR 届出外排出量の参考値として、2つの排出源(「洗浄剤・化粧品等(界面活性剤、中和剤等)」及び「水道」)からの下水道への移動量が、13 の対象化学物質について推計されているため、この全量を下水処理施設への流入量とみなした。
④	家庭排水 (その他の物質)	実測により測定された対象化学物質の家庭排水中濃度に、都道府県別家庭排水の流入量の推計値を乗じた。
⑤	路面等からの雨水	実測により測定された雨水排水中濃度に、都道府県別合流式下水処理施設への雨水の流入量の推計値を乗じた。

表 4 下水処理施設への流入量の推計結果の例(平成 27 年度)

物質番号	対象化学物質名	下水処理施設への流入量(kg/年)					
		届出	すそ切り以下	非点源 (家庭・非対象業種)	家庭排水 (その他の物質)	路面等からの雨水	合計
1	亜鉛の水溶性化合物	13,601	1,203			356,960	371,764
2	アクリルアミド		12				12
3	アクリル酸エチル		110				110
4	アクリル酸及びその水溶性塩	6,509	866				7,375
20	2-アミノエタノール	51,257	170,946	3,890,070			4,112,273
31	アンチモン及びその化合物	465	60		4,771		5,297
37	ビスフェノールA	30	1,006		3,858	736	5,629
60	エチレンジアミン四酢酸	147	7,831	4,302			12,280
87	クロム及び三価クロム化合物	1,640	70			9,072	10,781

注:推計対象年度は平成27年度だが、入手可能なデータ等が平成26年度のものであるため、平成27年度の流入量は平成26年度の流入量と同じと仮定した。

また、媒体(公共用水域、大気)への移行率は、国交省ガイドラインを参考に、媒体ごとの移行率が実測データとして得られる対象化学物質については、それらの実測データを優先的に採用し、それが得られない対象化学物質の場合は、物性データ(ヘンリーリー定数等)を入力パラメータとする簡易推計式により推定される移行率を用いた。さらに、簡易推計式による結果と標準活性汚泥処理における挙動シミュレーションによる移行率との比較や生分解度データによる補正を行い、大気および公共用水域への最終的な移行率を設定した(表 5 および表 6)。

表5 下水処理施設に係る媒体別移行率の設定方法

実測データ	簡易推計式と挙動シミュレーションとの乖離	生分解度データ	媒体別移行率の設定方法	対象となる物質数
あり	-	-	①実測による媒体別移行率をそのまま採用	57
なし	小 (シミュレーション未実施を含む)	なし	②ヘンリーリー定数およびオクタノール/水分配係数を用いる移行率簡易推計式による媒体別移行率をそのまま採用	106
		あり	③簡易推計式による媒体別移行率を生分解度で補正	51
	大	なし	④標準活性汚泥処理における挙動シミュレーションによる媒体別移行率をそのまま採用	2
		あり	⑤挙動シミュレーションによる媒体別移行率を生分解度で補正	2

注1:何れの方法でも媒体別移行率が設定できない対象化学物質は、本表では省略した。

注2:簡易推計式による媒体別移行率は、生分解が起こらない場合の割合を物性値だけで予測したものであるため、生分解に係るデータが得られる場合は、それを考慮した補正をする。

注3:挙動シミュレーションは金属化合物等を除く322物質について実施したものであり、未実施の物質は「乖離が小さい」場合と同等に扱うこととした。

注4:実測データが得られた対象化学物質についても、下水処理施設における生分解が発生するのが一般的だが、それが発生した条件で実測されたデータであるため、上記「注2」と同様の補正是要しない。

注5:対象となる物質数において、簡易推計式と挙動シミュレーションとの乖離が大のものの物質数は、大気及び汚泥のいずれかの移行率に挙動シミュレーションによる媒体別移行率を用いた場合にカウントした。

表6 下水処理施設に係る媒体別の移行率の推計結果の例

物質番号	対象化学物質名	媒体別の移行率		移行率の設定方法
		大気	公共用水域(放流水)	
1	亜鉛の水溶性化合物	2.0%	28.5%	①
2	アクリルアミド	0.00005%	50.0%	③
3	アクリル酸エチル	4.2%	43.8%	③
4	アクリル酸及びその水溶性塩	0.007%	33.0%	③
5	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	0.05%	99.9%	②
6	アクリル酸2-ヒドロキシエチル	0.0004%	100%	②
7	アクリル酸ノルマループチル	14.6%	84.5%	②
8	アクリル酸メチル	3.6%	96.3%	②
34	3-イソシアナトメチル-3, 5, 5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート	15.9%	24.4%	④
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン	69.9%	20.1%	⑤

注1:移行率の設定方法の番号は、表5の媒体別移行率の設定方法に示した番号に対応する。

①:実測による媒体別移行率をそのまま採用(網掛けで示す)。

②:簡易推計式による媒体別移行率をそのまま採用

③:簡易推計式による媒体別移行率を生分解度で補正

④:挙動シミュレーションによる媒体別移行率をそのまま採用

⑤:挙動シミュレーションによる媒体別移行率を生分解度で補正

注2:上記「注1①」に示す対象化学物質のうち、実測データが得られない媒体は排出量の推計の対象外とした。

注3:下水処理施設への流入量がなく、本年度は推計を行わない物質についても移行率を示している。

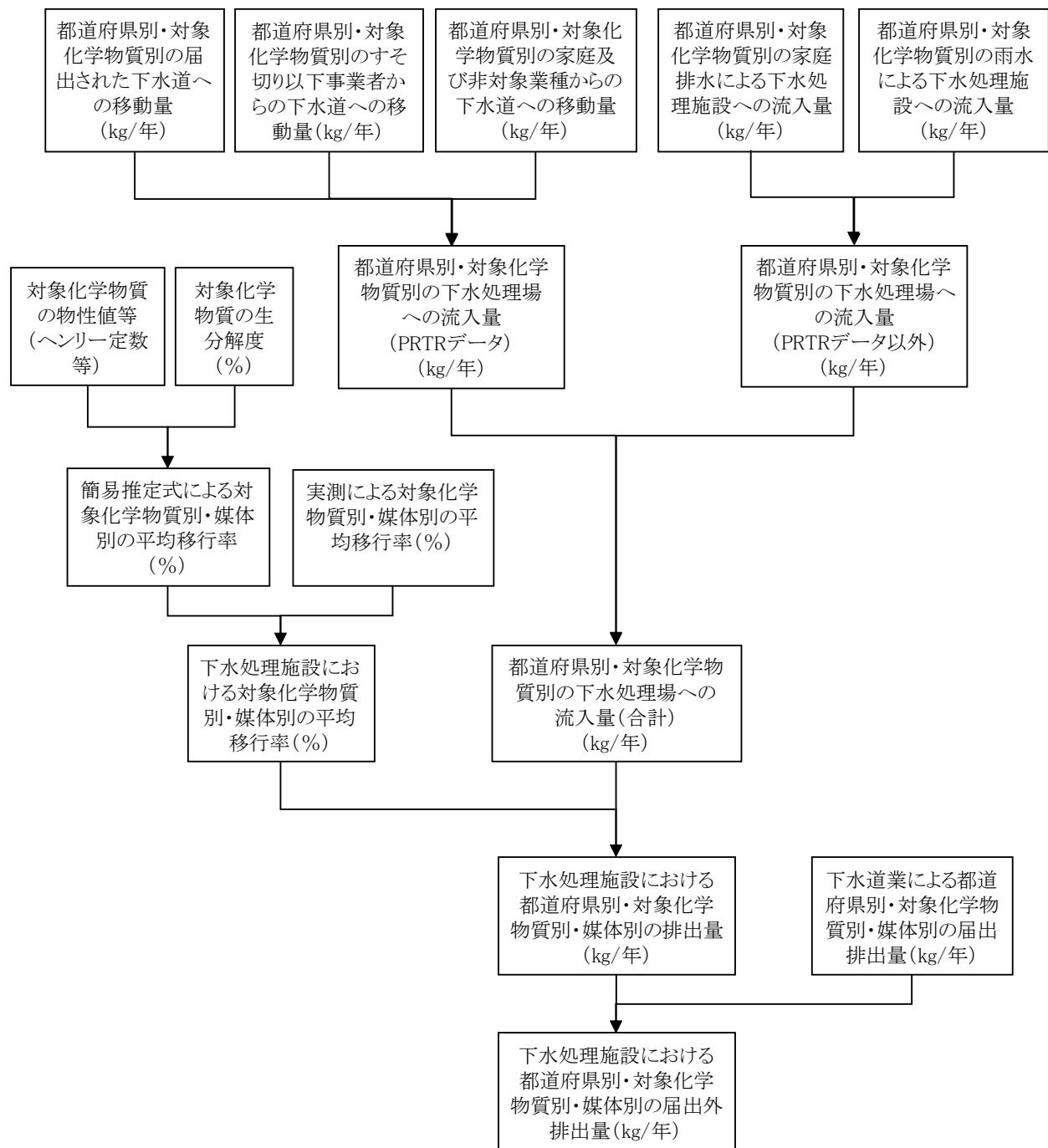


図2 下水処理施設に係る排出量の推計フロー

4. 推計結果

下水処理施設に係る排出量の届出外排出量の推計結果を表7に示す。下水道処理施設に係る排出量の合計は約6.6千tと推計された。

表7 下水処理施設に係る排出量推計結果(平成27年度;全国)(その1)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)			
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体
1	亜鉛の水溶性化合物	7,485			7,485
2	アクリルアミド	6			6
3	アクリル酸エチル	53			53
4	アクリル酸及びその水溶性塩	2,434			2,434
6	アクリル酸2-ヒドロキシエチル	0.1			0.1
7	アクリル酸ノルマルーブチル	247			247
8	アクリル酸メチル	0.6			0.6
9	アクリロニトリル	2			2
13	アセトニトリル	44,058			44,058
16	2, 2'-アゾビスイソブチロニトリル	1			1
17	オルト-アニシジン	2			2
18	アニリン	681			681
20	2-アミノエタノール	1,274,805			1,274,805
23	パラーアミノフェノール	64			64
24	メターアミノフェノール	9			9
25	メトリブジン	0.1			0.1
27	メタミトロン	33			33
28	アリルアルコール	35			35
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (アルキル基の炭素数が10から14までのもの 及びその混合物に限る。)	2,464,225			2,464,225
31	アンチモン及びその化合物	3,249			3,249
34	3-イソシアナトメチル-3, 5, 5-トリメチルシ クロヘキシル=イソシアネート	0.04			0.04
36	イソブレン	18,545			18,545
37	ビスフェノールA	169			169
49	ペンディメタリン	0.01			0.01
51	2-エチルヘキサン酸	36,412			36,412
56	エチレンオキシド	46,938			46,938
57	エチレングリコールモノエチルエーテル	1,142			1,142
58	エチレングリコールモノメチルエーテル	94			94
59	エチレンジアミン	322			322
60	エチレンジアミン四酢酸	11,114			11,114
62	マンコゼブ	0.5			0.5
64	エトフェンプロックス	0.004			0.004
69	2, 3-エポキシプロピル=フェニルエーテル	6			6
73	1-オクタノール	858			858
75	カドミウム及びその化合物	0.07			0.07
76	イブシロンーカプロラクタム	15			15

表7 下水処理施設に係る排出量推計結果(平成27年度;全国)(その2)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)			
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体
79	2, 6-キシレノール	109			109
80	キシレン	3,014			3,014
81	キノリン	37			37
82	銀及びその水溶性化合物	1,083			1,083
83	クメン	65			65
84	グリオキサール	2			2
85	グルタルアルデヒド	3,320			3,320
86	クレゾール	118			118
87	クロム及び三価クロム化合物	647			647
89	クロロアニリン	59			59
91	シアナジン	5			5
93	メトラクロール	0.3			0.3
94	塩化ビニル	1,490			1,490
95	フルアジナム	11			11
96	ジフェノコナゾール	0.05			0.05
98	クロロ酢酸	38			38
99	クロロ酢酸エチル	1,200			1,200
100	プレチラクロール	1			1
108	メプロップ	8			8
114	インダノファン	0.7			0.7
117	テブコナゾール	20			20
121	パラーコロフェノール	208			208
123	塩化アリル	31			31
125	クロロベンゼン	250			250
127	クロロホルム	12,637			12,637
132	コバルト及びその化合物	15,064			15,064
133	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート	2			2
134	酢酸ビニル	17			17
145	2-(ジエチルアミノ)エタノール	32			32
151	1, 3-ジオキソラン	18,000			18,000
154	シクロヘキシリアミン	2,044			2,044
157	1, 2-ジクロロエタン	45			45
169	ジウロン	29			29
171	プロピコナゾール	0.2			0.2
174	リニュロン	0.09			0.09
178	1, 2-ジクロロプロパン	15			15
181	ジクロロベンゼン	1,950			1,950
183	ピラゾレート	22			22
184	ジクロベニル	7			7

表7 下水処理施設に係る排出量推計結果(平成27年度;全国)(その3)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
186	塩化メチレン	298				298
188	N,N-ジシクロヘキシルアミン	3,137				3,137
190	ジシクロペンタジエン	13				13
191	イソプロチオラン	0.4				0.4
195	プロチオホス	0.2				0.2
197	マラソン	0.1				0.1
198	ジメトエート	0.7				0.7
199	CIフルオレスセント260	0.2				0.2
200	ジニトロトルエン	17,886				17,886
203	ジフェニルアミン	0.9				0.9
204	ジフェニルエーテル	0.2				0.2
207	2,6-ジーターシャリーブチル-4-クレゾール	16				16
209	ジブロモクロロメタン	19,298				19,298
210	2,2-ジブロモ-2-シアノアセトアミド	2,101				2,101
213	N,N-ジメチルアセトアミド	40,084				40,084
216	N,N-ジメチルアニリン	0.7				0.7
218	ジメチルアミン	1,608				1,608
221	ベンフラカルブ	0.9				0.9
223	N,N-ジメチルデシルアミン	0.3				0.3
224	N,N-ジメチルデシルアミン=N-オキシド	8,381				8,381
229	チオファネートメチル	0.1				0.1
231	オルト-トリジン	6				6
234	臭素	0.008				0.008
242	セレン及びその化合物	0.5				0.5
244	ダゾメット	0.1				0.1
245	チオ尿素	2,424				2,424
248	ダイアジノン	0.08				0.08
251	フェニトロチオン	3				3
255	デカブロモジフェニルエーテル	37				37
256	デカン酸	15				15
257	デカノール	347				347
258	ヘキサメチレンテトラミン	18				18
261	フサライト	0.09				0.09
262	テトラクロロエチレン	23				23
270	テレフタル酸	1,201				1,201
272	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	4,260				4,260
273	ノルマルードデシルアルコール	7,224				7,224
275	ドデシル硫酸ナトリウム	508,243				508,243

表7 下水処理施設に係る排出量推計結果(平成27年度;全国)(その4)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
276	テトラエチレンペンタミン	933				933
277	トリエチルアミン	58,760				58,760
278	トリエチレンテトラミン	593				593
281	トリクロロエチレン	54				54
282	トリクロロ酢酸	843				843
283	2, 4, 6-トリクロロ-1, 3, 5-トリアジン	1,098				1,098
291	1, 3, 5-トリス(2, 3-エポキシプロピル)-1, 3, 5-トリアジン-2, 4, 6(1H, 3H, 5H)-トリオノン	8				8
292	トリブチルアミン	59				59
294	2, 4, 6-トリブロモフェノール	3				3
296	1, 2, 4-トリメチルベンゼン	4,304				4,304
297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン	1,022				1,022
298	トリレンジイソシアネート	0.7				0.7
299	トレイジン	1,383				1,383
300	トレエン	25,043				25,043
301	トルエンジアミン	6,474				6,474
302	ナフタレン	523				523
305	鉛化合物	5,696				5,696
306	二アクリル酸ヘキサメチレン	0.1				0.1
308	ニッケル	395				395
309	ニッケル化合物	69,014				69,014
318	二硫化炭素	148				148
321	バナジウム化合物	6,203				6,203
322	5'-[N, N-ビス(2-アセチルオキシエチル)アミノ]-2'-(2-ブロモ-4, 6-ジニトロフェニルアゾ)-4'-メトキシアセトアニリド	490				490
323	シメトリル	2				2
325	オキシン銅	0.1				0.1
332	砒素及びその無機化合物	0.2				0.2
333	ヒドラジン	31,392				31,392
334	4-ヒドロキシ安息香酸メチル	487				487
335	N-(4-ヒドロキシフェニル)アセトアミド	28				28
336	ヒドロキノン	1,197				1,197
341	ピペラジン	1,852				1,852
342	ピリジン	182				182
343	カテコール	4				4

表7 下水処理施設に係る排出量推計結果(平成27年度;全国)(その5)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
346	2-フェニルフェノール	1,901				1,901
348	フェニレンジアミン	2,084				2,084
349	フェノール	165				165
350	ペルメトリン	0.6				0.6
351	1,3-ブタジエン	73				73
355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	1,183				1,183
361	シハロホップブチル	0.04				0.04
366	ターシャリーブチル=ヒドロペルオキシド	3				3
368	4-ターシャリーブチルフェノール	39				39
376	ブタクロール	0.5				0.5
377	フラン	18				18
379	2-プロピル-1-オール	5				5
381	ブロモジクロロメタン	16,461				16,461
383	ブロマシル	1				1
384	1-ブロモプロパン	265				265
385	2-ブロモプロパン	7				7
389	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=クロリド	15,086				15,086
390	ヘキサメチレンジアミン	0.7				0.7
391	ヘキサメチレン=ジイソシアネート	0.6				0.6
392	ノルマル-ヘキサン	7,378				7,378
393	ベタナフトール	235				235
398	塩化ベンジル	0.4				0.4
399	ベンズアルデヒド	2,078				2,078
400	ベンゼン	135				135
407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	804,643				804,643
408	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエーテル	1,108				1,108
409	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	735,151				735,151
410	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル	6,812				6,812
411	ホルムアルデヒド	126,994				126,994
412	マンガン及びその化合物	1,088				1,088
413	無水フタル酸	0.4				0.4
414	無水マレイン酸	40				40

表7 下水処理施設に係る排出量推計結果(平成27年度;全国)(その6)

対象化学物質		全国の届出外排出量(kg/年)				
物質番号	物質名	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	合計
415	メタクリル酸	22,245				22,245
416	メタクリル酸2-エチルヘキシル	0.4				0.4
417	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル	0.01				0.01
418	メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	0.3				0.3
419	メタクリル酸ノルマルーブチル	65				65
420	メタクリル酸メチル	6				6
428	フェノブカルブ	0.1				0.1
436	アルファ-メチルスチレン	34				34
438	メチルナフタレン	9				9
439	3-メチルピリジン	1				1
444	トリフロキシストロビン	0.3				0.3
448	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート	67				67
449	フェンメディファム	2				2
450	ピリブチカルブ	0.01				0.01
452	2-メルカプトベンゾチアゾール	1,173				1,173
453	モリブデン及びその化合物	20,306				20,306
455	モルホリン	5,328				5,328
457	ジクロルボス	50				50
458	りん酸トリス(2-エチルヘキシル)	0.0000002				0.0000002
459	りん酸トリス(2-クロロエチル)	129				129
460	りん酸トリトリル	25				25
461	りん酸トリフェニル	6				6
合 計		6,581,815				6,581,815

注1:平成20年の化管法施行令の改正により対象化学物質に追加された物質を網掛けで示す。

注2:四捨五入の関係で、各列の合計と合計欄の数値が一致しない。